

静岡県一般廃棄物処理広域化マスタープラン

令和4年3月

静 岡 県

目次

第1章 総論.....	1
第1節 計画の趣旨.....	1
第1項 経緯.....	1
第2項 計画の位置付け.....	1
第2節 計画の期間.....	2
第2章 広域化等の進捗.....	3
第1節 前計画における広域処理圏域（広域ブロック）.....	3
第2節 処理施設の設置状況.....	5
第3章 広域化等の推進.....	9
第1節 広域化等の方向性.....	9
第1項 広域化ブロック区割りの基本的な考え方.....	9
第2項 資源化施設の検討.....	12
第2節 将来人口とごみ量の予測.....	13
第1項 本県のごみの発生状況.....	13
第2項 将来人口.....	14
第3項 将来ごみ量.....	16
第4章 広域化等のシミュレーションと評価.....	20
第1節 広域化等のシミュレーションの方法と評価の考え方.....	20
第1項 評価の考え方.....	21
第2項 広域化ブロック区割りのケース別評価手法.....	25
第2節 地域別広域化ブロック区割り評価結果（焼却施設）.....	26
第1項 賀茂地域.....	26
第2項 東部地域.....	36
第3項 中部地域.....	49
第4項 西部地域.....	60
第3節 その他の処理施設.....	69
第5章 プラスチック資源循環促進法の施行に伴う影響.....	72
第1項 プラスチック資源循環促進法の概要.....	72
第2項 プラスチックごみ処理事業への影響.....	73
第3項 プラスチックのリサイクル手法.....	73
第6章 広域化等の推進のための取組.....	74
第1項 市町が取り組むべき事項.....	74
第2項 静岡県が取り組むべき事項.....	74

第1章 総論

第1節 計画の趣旨

第1項 経緯

静岡県では、平成10（1998）年3月に、「ごみ処理の広域化について（平成9（1997）年5月28日付け衛環第173号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）」に基づき、平成9（1997）年度から平成29（2017）年度までを計画期間とし、本県の一般廃棄物処理施設の整備（広域化）の基本方針となる「静岡県ごみ処理広域化計画」（以下、「前計画」という。）を策定しました。

今般、「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（平成31（2019）年3月29日付け環循適発第1903293号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知）」（以下、「環境省通知」という。）に基づき、令和4（2022）年度から30年後の令和34（2052）年度までの人口及び一般廃棄物の排出量等を予測し考慮した上で、令和4（2022）年度から令和13（2031）年度までの10年間の一般廃棄物処理施設の整備及び処理体制の基本方針である、「静岡県一般廃棄物処理広域化マスタープラン（以下、「本マスタープラン」という。）を策定することとしました（表1.1参照）。

表 1.1 前計画及び本マスタープランの概要

区分	国通知	本県の計画名称
前計画	「ごみ処理の広域化について」（平成9（1997）年5月、厚生省）	静岡県ごみ処理広域化計画（平成10（1998）年3月）
本マスタープラン	「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」（平成31（2019）年3月、環境省）	静岡県一般廃棄物処理広域化マスタープラン（令和4（2022）年3月）

第2項 計画の位置付け

本マスタープランは、「静岡県循環型社会形成計画（静岡県廃棄物処理計画）」を補完する個別計画と位置付けます（図1.1参照）。

今後、人口減少や3Rの推進により、ごみの減量が進むと予想される中、廃棄物を安定的・効率的に処理するためには、複数の市町が共同して広域的に廃棄物を処理するための施設整備が一層重要になってきます。

本マスタープランにより、広域的に廃棄物を処理する上での将来像を示すことで、市町によるごみ処理の広域化及び一般廃棄物処理施設の集約化（以下、「広域化等」という。）に向けた検討及び協議を促進し、県全体として調和のとれた広域化等を推進します。

市町による広域化等に向けた検討及び協議の促進は、一般廃棄物の処理施設の整備の主体となる市町等の意向を尊重することを基本としつつ、県と市町におい

では広域化等の方向性を共有し、地域の実情に応じた効率的な処理施設の整備が広域的に進められるよう、本マスタープランに即して行うことを期待するものです。

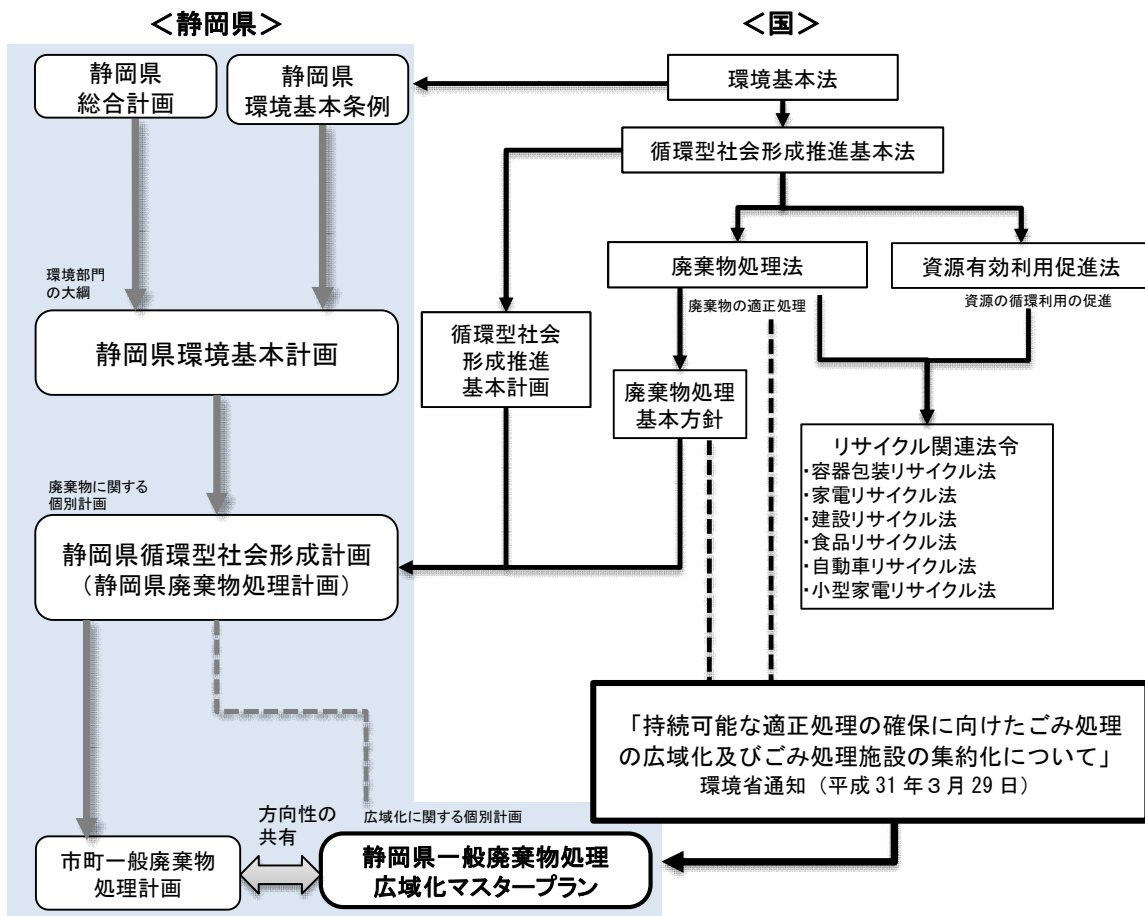


図 1.1 関連計画の中での位置付け

第2節 計画の期間

計画の期間は、令和 4（2022）年度から 30 年後の令和 34（2052）年度までの人口及び一般廃棄物の排出量等を予測し、令和 4（2022）年度から令和 13（2031）年度の 10 年間とします。さらに、今後、人口減少や 3R の推進により、ごみの減量が進むと予測されていることや処理施設の整備には 10 年以上の期間を要することから、長期的な展望で広域化等をした場合の施設整備の方向性を検討します。

計画の期間 10 年間 : 令和 4（2022）年度～令和 13（2031）年度

第2章 広域化等の進捗

第1節 前計画における広域処理圏域（広域ブロック）

前計画では、当時の「広域市町圏（10圏域）」を基礎とし、既存の市町のつながり、望ましい焼却施設の整備規模等を基に「広域処理圏域（7圏域）」を示し、圏域ごとに広域化等を推進してきました（図2.1、表2.1参照）。

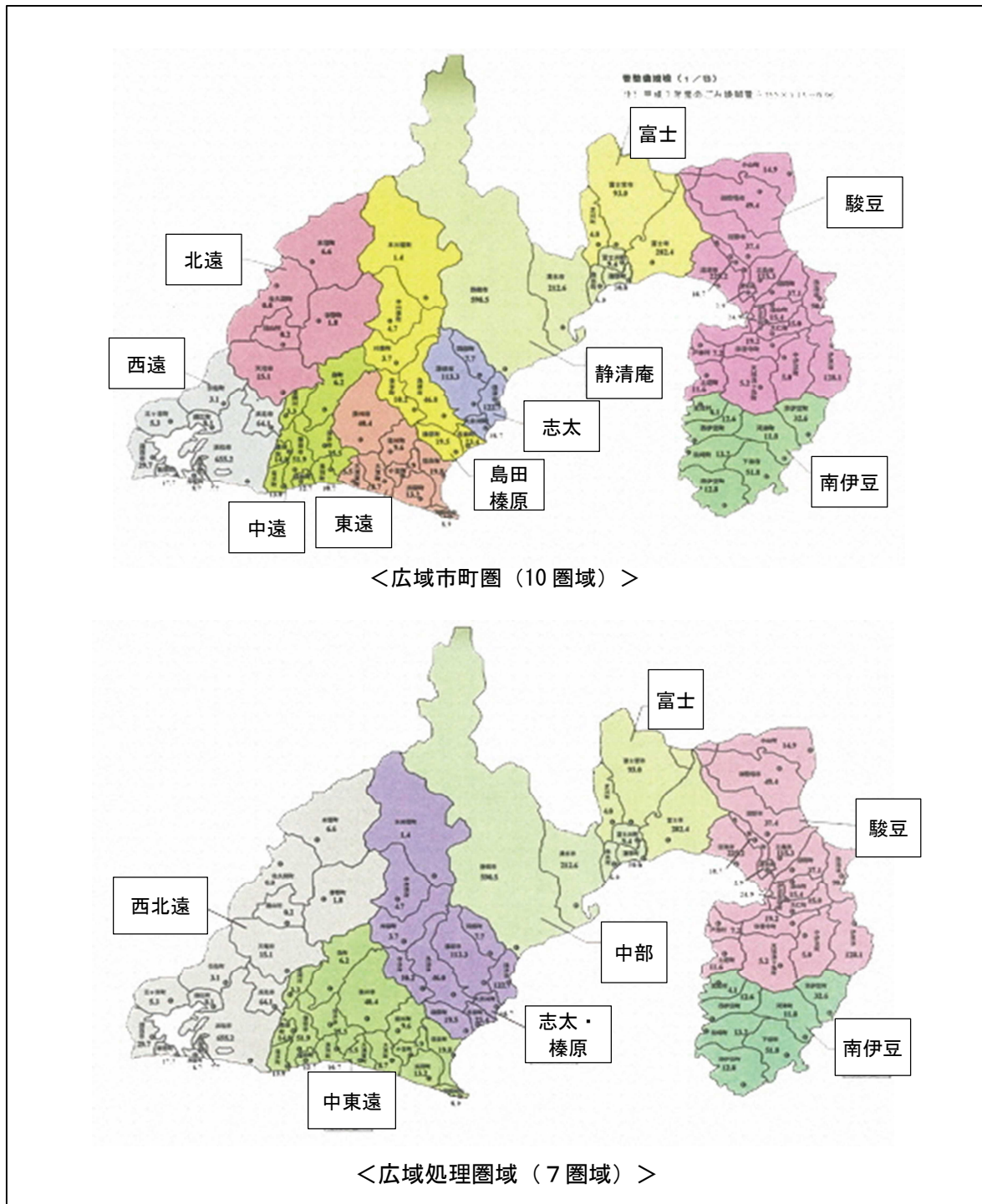


図 2.1 前計画による広域処理圏域（広域ブロック）

表 2.1 前計画における広域処理圏域（広域ブロック）の構成市町

広域処理圏域	各圏域	市町・組合	
		市町名	合併前市町村名*
南伊豆	南伊豆圏域 ごみ処理広域化計画	下田市	—
		南伊豆町	—
		東伊豆町	—
		河津町	—
		松崎町	—
		西伊豆町	旧西伊豆町、旧賀茂村
駿豆	駿豆圏域 ごみ処理広域化計画	小山町	—
		御殿場市	—
		伊豆の国市	旧伊豆長岡町、旧大仁町、旧菰山町
		伊豆市	旧修善寺町、旧天城湯ヶ島町、旧中伊豆町、旧土肥町
		沼津市	旧沼津市、旧戸田村
		熱海市	—
		三島市	—
		伊東市	—
		裾野市	—
		長泉町	—
		函南町	—
		清水町	—
富士	富士圏域 ごみ処理広域化計画	富士宮市	旧富士宮市、旧芝川町
		富士市	旧富士市
中部	中部圏域 ごみ処理広域化計画	静岡市	旧富士川町
		静岡市	旧静岡市、旧清水市、旧由比町、旧蒲原町
志太・榛原	志太処理区域 ごみ処理広域化計画	焼津市	旧焼津市、旧大井川町
		藤枝市	旧藤枝市、旧岡部町
	島田榛原処理区域 ごみ処理広域化計画	吉田町	—
		島田市	旧島田市、旧川根町、旧金谷町
		川根本町	旧中川根町、旧本川根町
		牧之原市	旧榛原町 旧相良町
中東遠	中東遠圏域 (東遠処理区域部会) ごみ処理広域化計画	掛川市	旧掛川市、旧大須賀町、旧大東町
		菊川市	旧菊川町、旧小笠町
		御前崎市	旧御前崎町、旧浜岡町
		磐田市	旧磐田市、旧豊岡村、旧豊田町、旧福田町、旧竜洋町
	中遠地区ごみ 処理広域化計画	袋井市	旧袋井市、旧浅羽町
		森町	—
西北遠	西北遠圏域ごみ 処理広域化計画	浜松市	旧浜松市、旧浜北市、旧引佐町、旧細江町、旧三ヶ日町、旧舞阪町、旧天竜市、旧佐久間町、旧龍山村、旧春野町、旧水窪町
		湖西市	旧湖西市、旧新居町

*前計画策定当時の市町村を示す。

第2節 処理施設の設置状況

本県内における処理施設のうち、市町等が設置している焼却施設及びその他の処理施設の設置状況を表 2.2 に示します。なお、既に集約・稼働が予定されている施設は、集約・稼働後の施設数を計上しています。

表 2.2 処理施設の設置状況

前計画による 広域処理圏域	焼却施設の数						その他の処理施設の数			
	前計画	現状（決定済の計画含む）				現状－ 前計画	資源	最終 処分	し尿	
		計	100t/日 未満	100～ 300t/日	300t/日 以上		現状	現状	現状	
南伊豆	7	5	5	0	0	-2	4	3	3	
駿豆	13	10 ^{*1}	3	6	1	-3	19	24	12	
富士	2	2	0	2	0	0	2	1	2	
中部	4	2	0	0	2	-2	1	3	3	
志太・榛原	志太	2	1 ^{*2}	0	1	0	-1	1	5	2
	島田榛原	5	2	0	2	0	-3	0	4	3
中東遠	中東遠	4	2	0	2	0	-2	1	7	2
	中遠	3	2	0	2	0	-1	1	3	2
西北遠	9	3	0	1	2	-6	2	9	4	
計	49	29	8	16	5	-20	31	59	33	

注1) 前計画（平成10（1998）年3月時点）では、施設数を炉数で計数していたが、本マスタープランでは複数炉保有する場合も1施設として計数する（表2.3参照）。

注2) 下記については、計画が確定しているため、新施設稼働後の施設数とする。

*1 令和4（2022）年度に伊豆市の1施設、伊豆の国市の3施設及び伊豆市沼津市衛生施設組合の土肥戸田衛生センターの伊豆市土肥分を新施設に集約・稼働予定

*2 令和9（2027）年度に志太広域事務組合の2施設を、藤枝市内の新施設に集約・稼働予定

(1) 焼却施設

決定済みの計画を含む県全体の令和3（2021）年10月時点の焼却施設の数、29施設です（表2.4参照）。前計画の49施設と比較すると約4割減少しており、広域化等は一定の成果を上げていると考えられます。施設規模が100t/日未満の施設数は、8施設（駿豆圏域3施設、南伊豆圏域5施設）となっています。

なお、上記以上に広域化等が進まなかった理由として、ダイオキシン対策技術の進展により小規模でもダイオキシン対策が可能となったことや、一部地域において市町合併に係る協議の完了の目処が立たなくなったことが挙げられます。

表 2.3 焼却施設の数（前計画）

前計画による 広域処理圏域	市町村組合名		施設名称
南伊豆	1	下田市	下田市宮塵芥処理場
	2	東伊豆町	東伊豆町清掃センター
	3	河津町	河津町環境衛生センター
	4	南伊豆町	南伊豆町清掃センター
	5	松崎町	松崎町清掃センター
	6	西伊豆町	西伊豆町クリーンセンター
	7	賀茂村	賀茂村ごみ焼却場
駿豆	8	沼津市	沼津市清掃プラント
	9	熱海市	熱海市大黒崎清掃工場
	10	三島市	三島市清掃センター
	11	伊東市	伊東市環境美化センター
	12	裾野市	裾野市美化センター
	13	伊豆長岡町	伊豆長岡町清掃センター
	14	函南町	函南町ごみ焼却場
	15	韮山町	韮山町塵芥焼却場
	16	大仁町	大仁町清掃事務所
	17	長泉町	長泉町塵芥焼却場
	18	御殿場市小山町広域行政組合	御殿場市小山町広域行政組合湯沢平清掃センター
	19	修善寺外二ヶ町衛生処理施設組合	ごみ処理施設
富士	20	土肥町戸田村衛生施設組合	土肥戸田衛生センター
	21	富士市	富士市環境クリーンセンター
中部	22	富士宮市芝川町厚生施設組合	富士宮市芝川町厚生施設組合清掃センター
	23	静岡市	新沼上清掃工場
	24	静岡市	西ヶ谷清掃工場
	25	清水市	清水清掃工場
志太榛原	26	庵原郡環境衛生組合	富士川クリーンセンター
	27	川根町	川根町塵芥焼却場
	28	中川根町	中川根町ごみ焼却処理場
	29	本川根町	本川根町環境美化センター
	30	志太広域事務組合	高柳清掃工場
	31	志太広域事務組合	一色清掃工場
	32	島田市・北榛原地区衛生消防組合	島田市北榛原地区衛生消防組合清掃センター
	33	吉田町榛原町広域施設組合	旧・新焼却炉
中東遠	34	掛川市	掛川市清掃センター
	35	森町	森町清掃センター
	36	菊川町及び小笠町衛生施設組合	菊川町及び小笠町衛生施設組合清掃工場
	37	相良町外二町広域施設組合	相良町外二町環境保全センター
	38	磐南厚生施設組合	磐南クリーンセンター
	39	袋井市浅羽町広域施設組合	クリーンセンター中遠
	40	大東町大須賀町衛生施設組合	環境保全センター
西北遠	41	浜松市	南部清掃工場
	42	浜松市	北部清掃工場
	43	天竜市	天竜市清掃センター
	44	浜北市	浜北市清掃センター
	45	湖西市	湖西市環境センター
	46	春野町	はるのクリーンセンター
	47	水窪町	水窪・佐久間クリーンセンター
	48	新居町	新居町ごみ焼却場
	49	引佐郡広域施設組合	引佐郡清掃プラント

表 2.4 焼却施設の数（現状：決定済みの計画含む）

地域	No.	市町組合名	施設名称	規模 (t/日)	炉 数	設置年	備考	稼働 施設
賀茂	1	下田市	下田市営じん芥処理場	56	2	1982		○
	2	南伊豆町	南伊豆町清掃センター	15	1	1991		○
	3	松崎町	クリーンピア松崎	16	1	1999		○
	4	西伊豆町	西伊豆町クリーンセンター	45	1	1998		○
	5	東河環境センター	エコクリーンセンター東河	60	2	2002	2019基幹改良工事実施	○
東部	6	沼津市	沼津市清掃プラント	300	2	1976	整備計画中 ※建替	○
	7	熱海市	熱海市初島清掃工場廃棄物焼却炉*2	1.16	2	2010		○
	8	熱海市	熱海市エコ・プラント姫の沢	204	2	1999	2015-2018 基幹改良工事実施	○
	9	三島市	三島市清掃センター	180	2	1989	2015 基幹改良工事実施	○
	10	函南町	函南町ごみ焼却場	105	2	2000		○
	11	裾野市	裾野市美化センター	93	2	1988		○
	12	長泉町	長泉町塵芥焼却場	150	2	1974	1998-1999 基幹改良工事実施	○
	13	伊東市	伊東市環境美化センター	142	2	2015		○
	14	御殿場市・小山町広域 行政組合	富士山エコパーク焼却センター	143	2	2015		○
	15	伊豆市伊豆の国市廃棄物 処理施設組合	新ごみ処理施設	82	2	2022	2022年稼働予定	
	15	伊豆市	伊豆市清掃センターごみ焼却施設	50	1	1986		○
	15	伊豆の国市	長岡清掃センター	32	1	1981	新ごみ処理施設稼働に伴い廃止予 定	○
	15	伊豆の国市	韭山ごみ焼却場	40	1	1974		○
	15	伊豆の国市	大仁清掃センター	20	2	1979		
	15	伊豆市沼津市衛生施設 組合	土肥戸田衛生センター	30	2	1987	新ごみ処理施設稼働に伴い廃止等 検討	○
16	富士宮市	富士宮市清掃センター	240	2	1994	2012-2015 基幹改良工事実施	○	
17	富士市	富士市新環境クリーンセンター	250	2	2020	2020年10月稼働開始	○	
中部	18	静岡市	沼上清掃工場	600	3	1995		○
	19	静岡市	西ケ谷清掃工場	500	2	2010		○
	20	島田市	田代環境プラザ	148	2	2006		○
		志太広域事務組合	一色清掃工場	120	1	1974	集約予定	○
		志太広域事務組合	高柳清掃工場	255	3	1984		○
	21	志太広域事務組合	(仮) クリーンセンター	230	2	2027	整備計画中 ※新設	
	22	吉田町牧之原市広域施 設組合	清掃センター	100.5	2	1999		○
23	牧之原市御前崎市広域 施設組合	牧之原市御前崎市広域施設組合環境保 全センター	141	2	1992		○	
西部	24	磐田市	磐田市クリーンセンター	224	2	2011		○
	25	袋井市森町広域行政組 合	中遠クリーンセンター	132	2	2008		○
	26	掛川市・菊川市衛生施 設組合	環境資源ギャラリー	140	2	2005		○
		浜松市	浜松市南部清掃工場	450	3	1981	整備に伴い休止予定	○
	27	浜松市	西部清掃工場	494.7	3	2008	整備計画中 ※建替	○
	28	浜松市	新清掃工場（天竜区）	399	2	2024	建設中（2024稼働予定）	
		浜松市	浜松市浜北清掃センター	90t, 40t	3	1986	休止中（南部西部に集約）	
		浜松市	天竜ごみ処理工場	36	2	2005	休止中（南部西部に集約）	
		浜松市	はるのクリーンセンター	8	1	1996	休止中（南部西部に集約）	
		浜松市	水窪・佐久間クリーンセンター	16	2	1993	休止中（南部西部に集約）	
29	湖西市	湖西市環境センター	120	2	1998	2021年以降基幹改良工事中		
稼働施設合計*1								32

*1 令和3（2021）年10月時点の稼働中の焼却施設数を示す。

*2 初島清掃工場廃棄物焼却炉は約1t/日と小規模であるため、第3章以降の施設数カウントには含めないこととする。

(2) その他の処理施設

1) 資源化施設

資源化施設は、令和3（2021）年10月時点で31施設あります。なお、ごみ堆肥化施設は4施設あり、計35施設となります。

2) 最終処分場

最終処分場は、令和3（2021）年10月時点で、市町等の設置する最終処分場の数は、埋立終了を含み59箇所となっています。内訳として、埋立中は37施設、埋立終了は22施設となります。

なお、上記のほかに、株式会社富士環境保全公社が保有する最終処分場があります。

県内市町等の施設の残余量を県の令和元年度の埋立量で割った残余年数は、18年10月となっています。

3) し尿処理施設

水洗便所から排出されるし尿は、下水道、地域のし尿処理施設（コミュニティ・プラント）又は浄化槽で処理され、汲取便所から排出されるし尿は、し尿処理施設等で処理されるか自家処理されています。県全体の令和3（2021）年10月時点のし尿処理施設の数は、33施設となっています。

老朽化施設は、統廃合するとともに、循環型社会形成推進交付金等を活用し、ストックマネジメントによる基幹的設備改良工事により、機能を回復・維持しています。また、汚泥再生処理センターとして、リンなどの資源化施設として再整備しています。

第3章 広域化等の推進

第1節 広域化等の方向性

第1項 広域化ブロック区割りの基本的な考え方

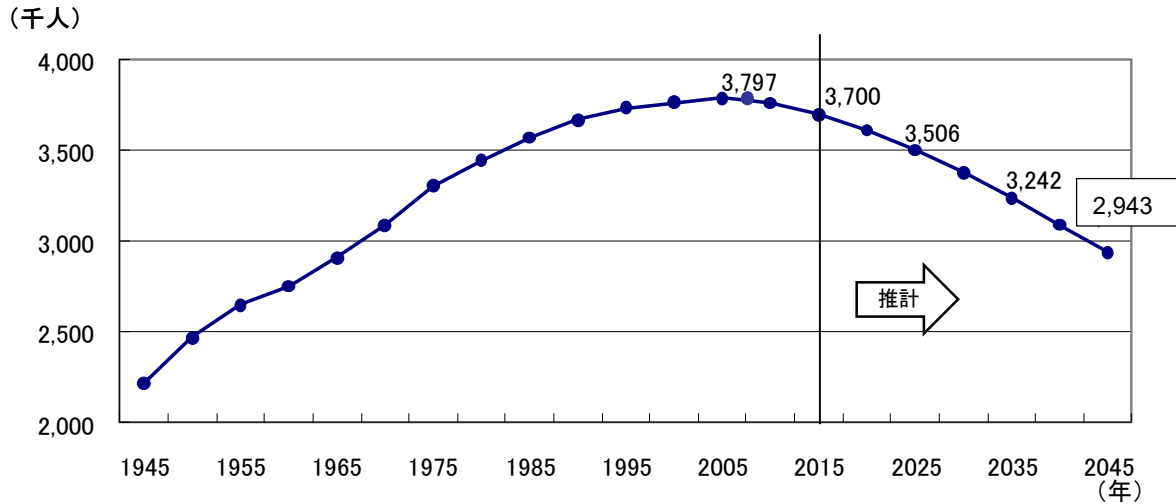
広域化ブロック区割りは、環境省通知によると、これまでの広域化等の進捗状況、災害廃棄物処理体制及び市町村合併の状況を考慮し、区割りの設定を見直すとされています。さらに、人口の多い都市については、地域の中核となり、積極的に周辺市町村と協力して広域化等を推進することが期待されています。

併せて、上記通知では、発電等のエネルギー利活用の観点から、100t/日以上全連続燃焼式ごみ焼却施設を設置できるようにすること、既に100t/日以上300t/日未満の施設を設置している地域については、300t/日以上のごみ焼却施設の設置を含め検討することとされています。

本県の人口は、平成30（2018）年度時点では、一般廃棄物実態調査結果（環境省）（以下、「環境省実態調査」という。）によると約370万人となっており、平成19（2007）年をピークに減少を続け、2045年には約294万人になると推計されています（図3.1参照）。一方、本県全体の一般廃棄物総排出量及び1人1日当たりの排出量は、県内市町による減量化施策、各種リサイクル法の進展及び人口減少により、平成14（2002）年度をピークに減少傾向にあります（図3.2参照）。人口及びごみ量は、今後さらに減少していくことが見込まれるため、安定的・効率的な廃棄物処理体制を維持するには、前計画の広域化ブロック区割りを再検討する必要があると考えられます。

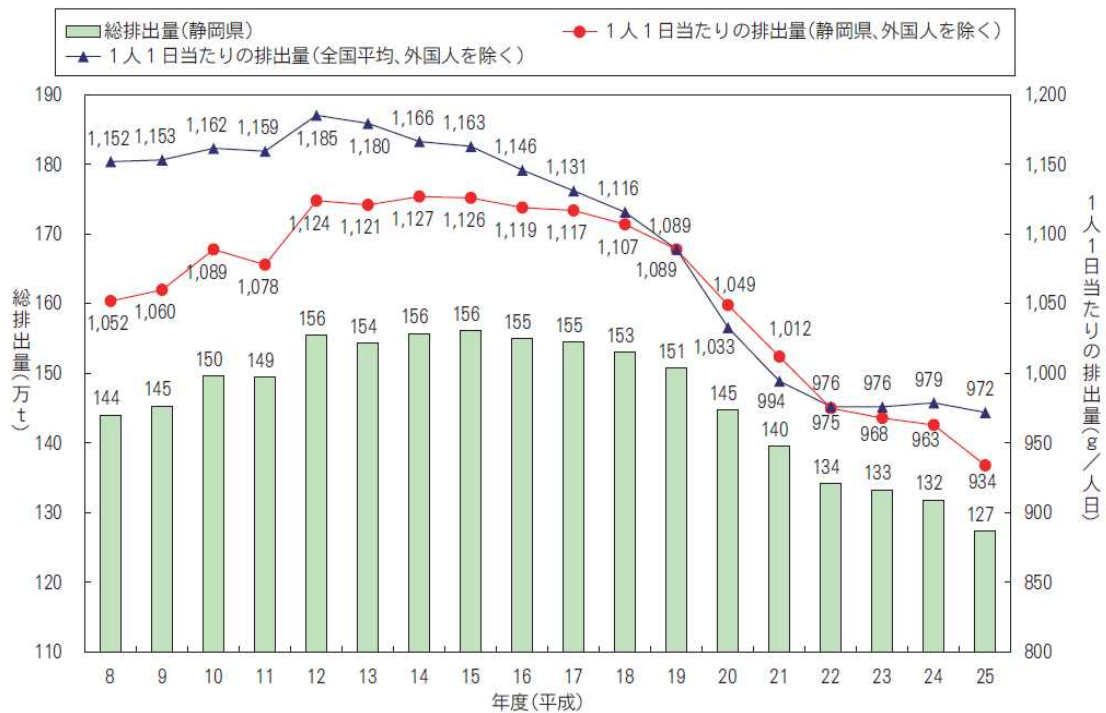
また、「静岡県の新ビジョン（総合計画）」（以下、「新ビジョン」という。）においても、世界に誇れる特色ある魅力を備えた地域づくりを進めるため、「一定の人口規模を備え、人口減少・少子高齢化が進む中においても自立し、地域の活力の持続を可能とする地域づくりの推進」及び「自然的・社会的条件から一体性を有すると認められる地域における『場の力』を最大限に活用した一体感のある地域づくりの推進」の観点から、伊豆半島・東部・中部・西部の4地域区分により地域づくりを推進することとしています（図3.3参照）。

以上のことから、本マスタープランにおいては、環境省通知及び新ビジョンの趣旨を踏まえ、前計画における広域処理圏域の地域性を考慮して、7圏域から広域化ブロック区割りとして賀茂・東部・中部・西部の4地域を設定し、廃棄物処理体制を見直すこととします（図3.4参照）。なお、当区割りを越えた広域化等の可能性も十分にあります。



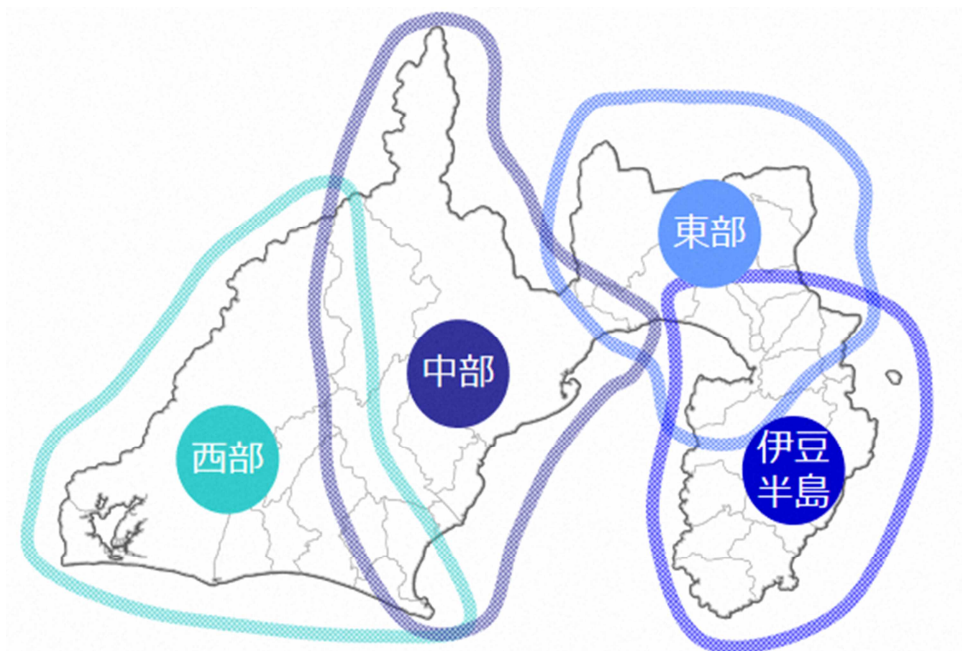
出典：「美しい“ふじのくに”まち・ひと・しごと創世「長期人口ビジョン」総合戦略」（静岡県、令和2（2020）年3月）」
 （「図表1 静岡県の人口の推移と将来推計人口」を一部加工）

図 3.1 静岡県の人口推移と将来推計人口



出典：「第3次静岡県循環型社会形成計画（静岡県、平成28（2016）年3月）」

図 3.2 県全体の一般廃棄物排出量の推移



出典：「静岡県の新ビジョン 富国有徳の美しい“ふじのくに”の人づくり・富づくり（静岡県、平成30（2018）年3月）」

図 3.3 「静岡県の新ビジョン（総合計画）」における地域区分

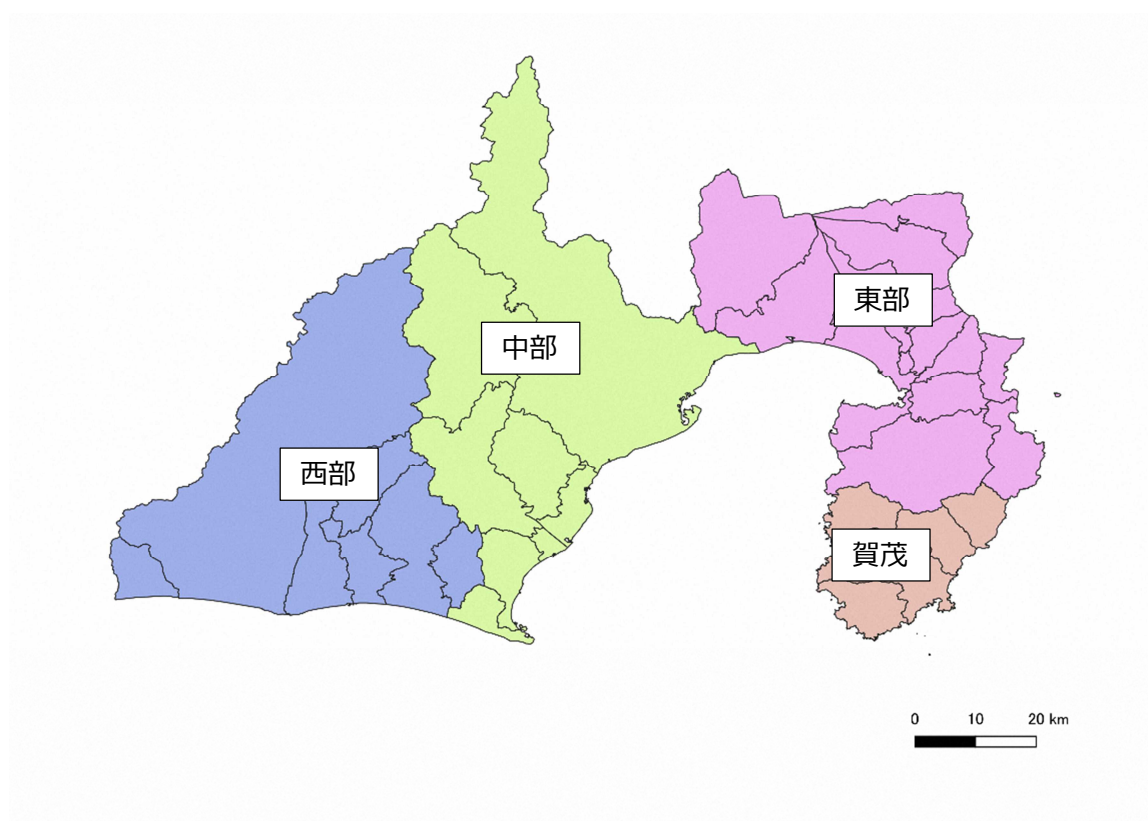


図 3.4 本マスタープランにおける「地域」の設定

第2項 資源化施設の検討

資源化施設の整備は、地域の特性に応じて計画期間の10年間で検討していきます。

なお、本マスタープランにおける資源化施設の整理は、資源ごみ及び不燃ごみを扱う分別施設等を対象として行っています。

一方、生ごみ、可燃ごみ及び容器包装以外のプラスチックの再生施設も広義的には資源化施設に該当し、民間事業者も含めて整備・運用が進んでいます。

以上のことから、広域化等については、当該地域のごみ量、分別の将来計画及び人口推計を踏まえ、より効率的で環境負荷の小さい方法を、焼却又は資源化施設にとらわれず、地域にある民間施設や事業者の能力の活用も含めて包括的に検討する必要があるという認識のもと、検討を進めます。

～コラム：様々な資源化施設～

資源化施設と一口に言っても、様々な施設があります。今回集計の対象とした環境省実態調査の分類としては、容器包装プラスチックやビン類・缶類などの資源ごみを扱う施設（選別・処理施設、圧縮梱包施設※）を対象としています。

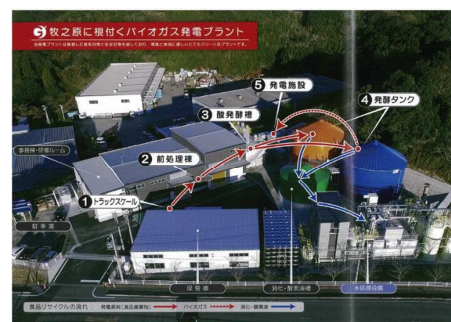
一方、これらのいわゆる「資源ごみ」だけでなく、生ごみ、可燃ごみや容器包装以外のプラスチック類を資源（原材料）として扱う施設（生ごみのたい肥化（飼料化）施設、可燃ごみのバイオガス化施設、プラスチック類のRPF化施設等）も、広義的には資源化施設と考えることができ、一般廃棄物処理施設や民間の処理施設でも整備・運用がされてきています。

我が国はその国土の狭さゆえに、確実に処理、減量化できる焼却施設が可燃ごみ処理の中心的役割を担ってきました。しかしながら、人口減少社会と世界的な二酸化炭素排出量削減等の背景から、焼却以外の多様な処理（資源化）方法も一つの手法として挙げられます。※前処理を行うための処理施設や、最終処分場の敷地内に併設されている施設を含む。

- ◆バイオガス化施設の事例（牧之原市）◆
地元から出る食品残さ・産業廃棄物を原料とし、メタン発酵によるバイオガスエネルギーを生産している。

「株式会社ゲネシスHP」参照

- ◆たい肥化施設の事例（藤枝市）◆
一部地域の家庭ごみの中から生ごみを分別収集し、たい肥化している。



出典：「株式会社ゲネシスHP」

第2節 将来人口とごみ量の予測

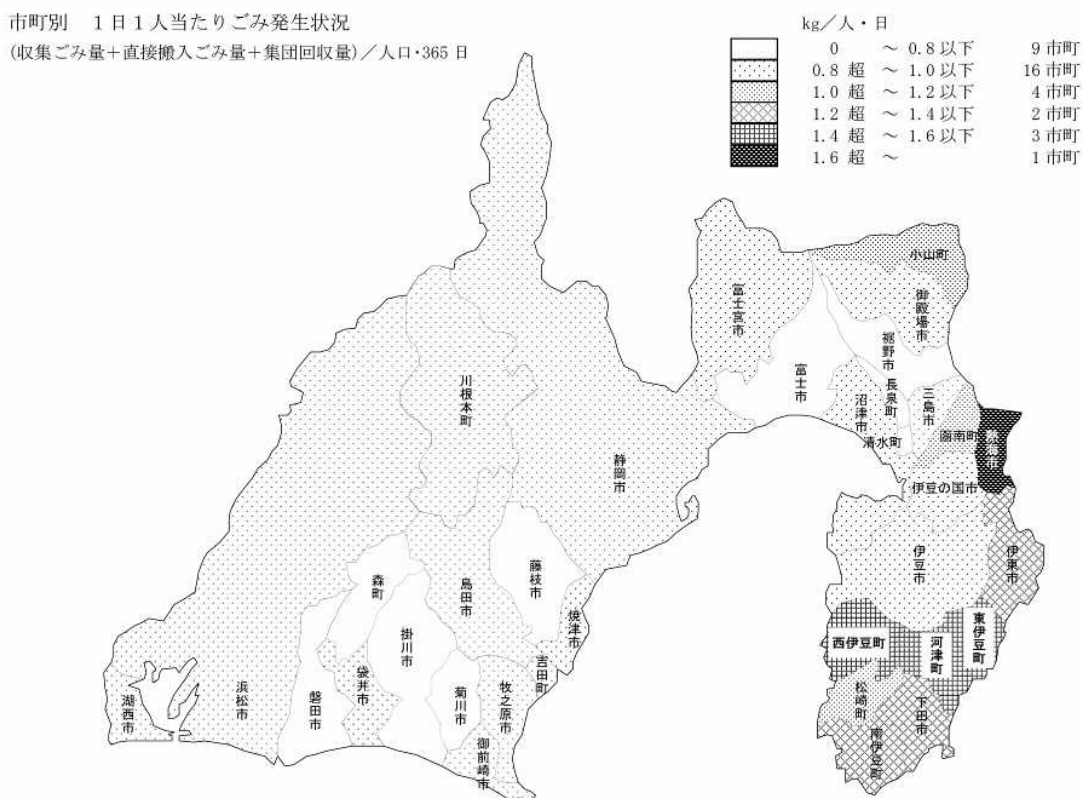
将来発生するごみ量は、将来人口に想定される1人1日当たりのごみ排出量を乗じることにより予測します。

なお、平成30（2018）年度の各実績値を基準値として設定します。

第1項 本県のごみの発生状況

市町別の1人1日当たりのごみ発生状況（図3.5参照）によると、県全体の排出量（886g/人・日）と同程度となったのは16市町でした。また、1,000g/人・日を上回るのは、賀茂地域及び東部地域に位置している10市町でした。特に観光地を有する市町では、ごみ量に観光客の排出が含まれている一方で、人口には交流人口が含まれていないため、比較的高い水準となっています。

一方、800g/人・日以下となるのは、東部地域、中部地域及び西部地域に位置する9市町となっています。



出典：「一般廃棄物処理事業のまとめ（平成30（2018）年度）（静岡県、令和3（2021）年3月）」

図3.5 市町別の1人1日当たりのごみ発生状況

第2項 将来人口

(1) 採用する人口統計

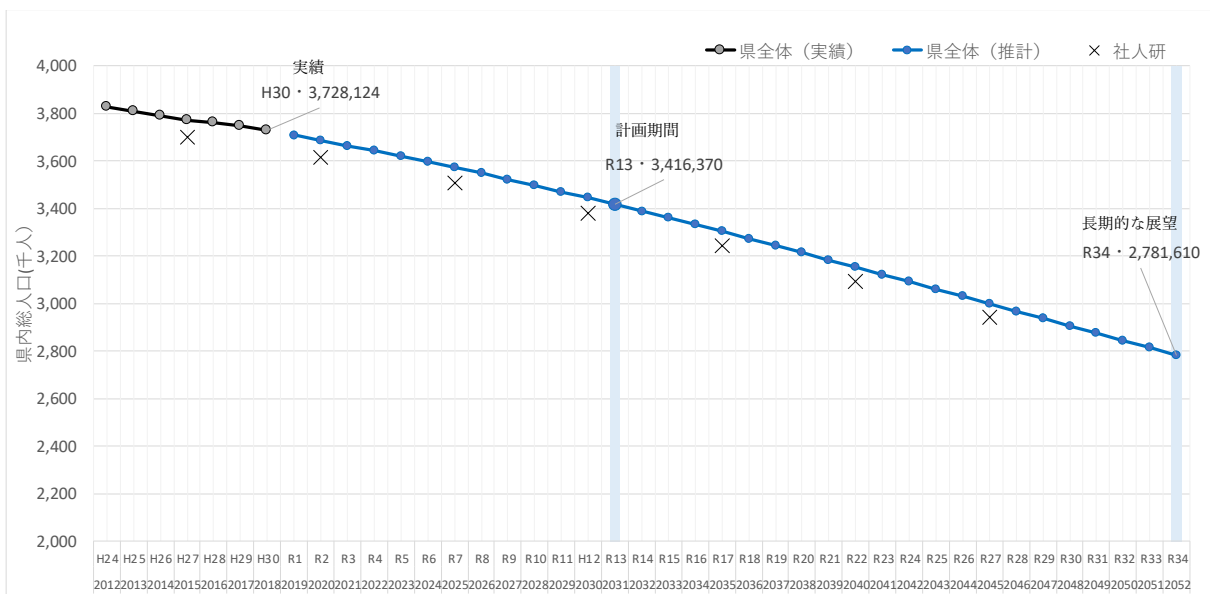
人口統計実績は、国勢調査（5年ごとに国が実施、当該地域に実際居住している人口）と住民基本台帳（自治体で実施、住民登録人口）とがあります。本マスタープランでは、将来ごみ量を求める際に用いる環境省実態調査での採用値との整合を図るため「住民基本台帳人口」を適用します。

将来人口は、国の研究機関である国立社会保障・人口問題研究所が行う人口推計結果（国勢調査人口を基に、出生率・生存率・人口移動率などの自然的及び社会的要因を考慮した将来人口）の変動傾向（傾き）を採用し、住民基本台帳人口相応に補正することで推計値とします。

(2) 将来推計結果

県全体の人口は、令和 13（2031）年度には平成 30（2018）年度の 370 万人より約 30 万人減少し約 340 万人に、令和 34（2052）年度には約 90 万人減少し、約 280 万人となる見込みです（図 3.6 参照）。

地域別の人口増減率は、4 地域別の推計値について平成 30（2018）年度を 100 とした指数で整理すると、長期的に展望した 30 年後の令和 34（2052）年度には、平成 30（2018）年度の 4～8 割に減少する見込みです。減少幅が最大となるのは賀茂地域で平成 30（2018）年度の 4 割程度となる見込みです。一方、減少幅が最小となる西部地域では、平成 30（2018）年度の 8 割程度となる見込みです（図 3.7、表 3.1 参照）。



出典：「日本の将来推計人口・平成 29（2017）年 4 月」（国立社会保障・人口問題研究所）を住民基本台帳人口に補正し作成

図 3.6 人口の将来予測（県全体）

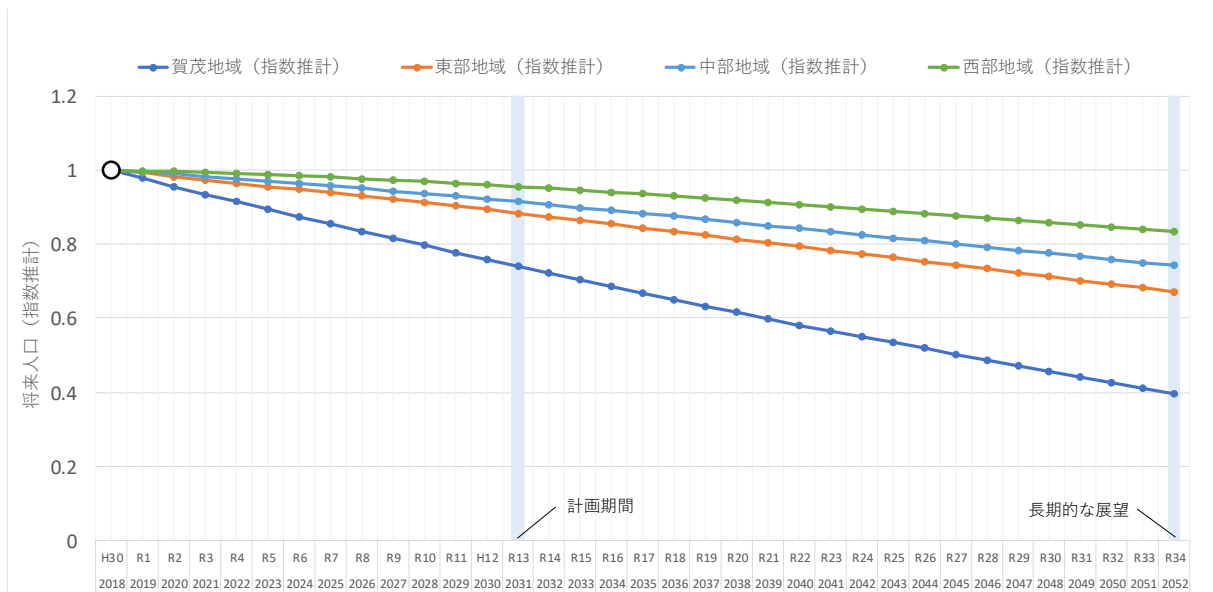


図 3.7 人口の将来予測（4 地域別指数）

表 3.1 人口の将来予測（4 地域別）

年度 地域	現状人口（人）	将来人口（人）			
	実績 (H30 (2018))	計画期間 (R13 (2031))	R13 (2031) /H30(2018)	長期的な展望 (R34 (2052))	R34 (2052) /H30(2018)
賀茂	64,591 (1.7%)	47,796 (1.4%)	0.74	25,471 (0.9%)	0.39
東部	1,153,574 (30.9%)	1,019,025 (29.7%)	0.88	775,199 (27.9%)	0.67
中部	1,202,522 (32.3%)	1,099,775 (32.2%)	0.91	892,119 (32.1%)	0.74
西部	1,307,437 (35.1%)	1,249,775 (36.6%)	0.96	1,088,820 (39.1%)	0.83
合計	3,728,124 (100%)	3,416,370 (100%)	0.92	2,781,610 (100%)	0.74

注1) 端数処理の関係で合計が合わない場合がある。

第3項 将来ごみ量

(1) 推計方法

将来ごみ量は、環境省実態調査による7年間の「1人1日当たりの排出量」の実績を基に、トレンド推計法により将来の「1人1日当たりの排出量」を求め、将来人口を乗じて推計しました。

トレンド推計法とは、一般的に、時間の経過に伴って変化する現象を、近似的に一次関数及び指数関数等によって一定の規則性を持つ傾向線としてモデル化し、これを延伸することで、将来の一定期間における変化の状態を数量的に把握する予測手法です。

トレンド推計法の各推計式の種類と特徴は表3.2及び図3.8のとおりです。トレンド推計法の推計式により得られた結果を基に、相関係数や現状推移との乖離がないことなどを参考として、各市町と協議の上、より確からしい式を採用しました。確からしい推計値が得られない場合は、過去の実績平均値などを採用しました。

表 3.2 トrend推計法による推計式の種類と特徴

推計式の名称	推 計 式	特 徴
直線式	$y = a \cdot x + b$	最も基本となる式であり、傾きが一定で直線的に推移する式。
二次関数式	$y = a \cdot x^2 + b \cdot x + c$	一次関数では表現できない変化を考慮するために用いる式であり、実績値または予測値に極値を含む場合には傾きが反転する。
分数式	$y = a / x + b$	他の予測式に比べて、増加傾向が小さい曲線式である。
対数式	$y = a \cdot \log(x) + b$	徐々に増減率が収束していく推計式である。
指数式	$y = 10^{(a+b \cdot x)}$	実績値にばらつきが少ない場合に良く適合する式であり、多くの場合において実績値の増減率が徐々に大きくなる。
べき乗式	$y = x^a \cdot b + c$	指数式と同様に、徐々に増減率が大きくなっていく式である。
ルート式	$y = a \sqrt{x} + b$	年次とともに増加率（減少率）が減少していく、または、増加していく曲線式である。
ロジスティック式	$y = k / (1 + e^{b-a \cdot x})$	生物の個体数の変化を表すモデルとして考案された式であり、成長曲線とも呼ばれる。

y : ごみ排出量、x : 経過年数、a、b、c : 係数、k : 飽和係数

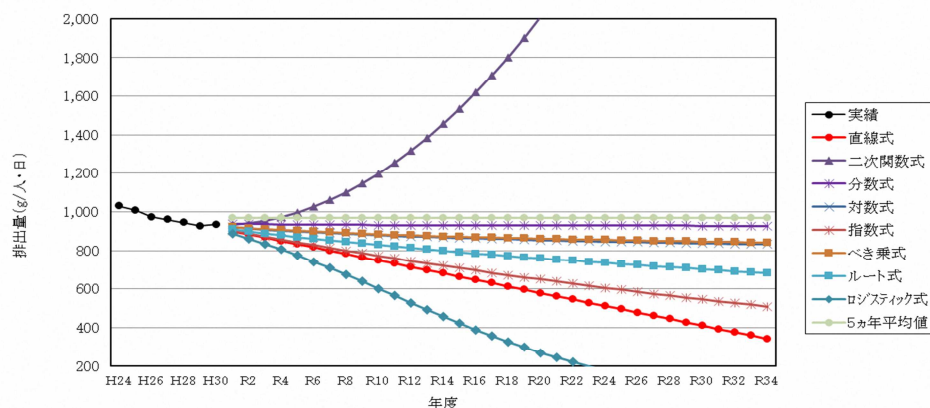


図 3.8 トrend推計結果の例

(2) 推計結果

1) 県全体

人口及び1人1日当たりのごみ排出量から、将来ごみ量を推計した結果、県全体の一般廃棄物総排出量は、計画期間最終年度の令和13（2031）年度には約106万t、長期的に展望した30年後の令和34（2052）年度には平成30（2018）年度の約121万tより約36万t減少し、約85万t程度となる見込みです（図3.9、表3.3参照）。

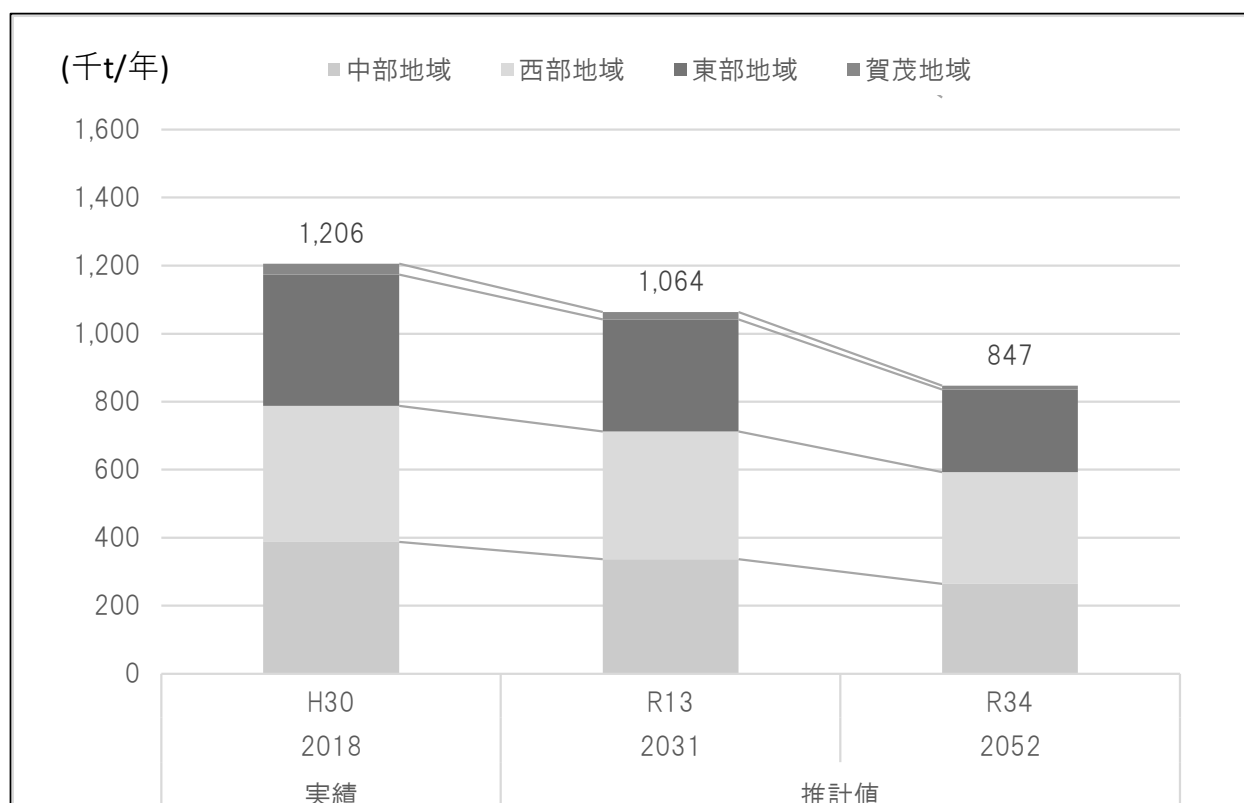


図 3.9 県全体の将来ごみ量の推移

表 3.3 県全体の将来ごみ量の推移

	実績	推計値			
	2018	2031	2052	減少率	
	H30	R13	R34	R13/H30	R34/H30
県全体	1,206	1,064	847	0.88	0.70
賀茂	32	22	11	0.70	0.35
東部	386	329	243	0.85	0.63
中部	388	337	265	0.87	0.68
西部	399	376	328	0.94	0.82

2) 地域別

ア 賀茂地域

ごみ総排出量は、平成 30（2018）年度では約 3.2 万 t ですが、計画期間最終年度の令和 13（2031）年度には約 2.2 万 t、長期的に展望した 30 年後の令和 34（2052）年度には約 1.1 万 t となる見込みです（表 3.4 参照）。

表 3.4 将来ごみ量排出量の推計結果（賀茂地域）

項目			年度		実績			
					2018		推計値	
					2018	2031	2052	減少率
			H30	R13	R34	R13/H30	R34/H30	
賀茂地域	ごみ	総人口	人	64,591	47,796	25,471	0.74	0.39
		総排出量	t/年	32,018	22,318	11,099	0.70	0.35
		排出量原単位	g/人・日	1,358	1,279	1,191	0.94	0.88
		再生利用量*1	t/年	3,787	2,714	1,324	0.72	0.35
		再生利用量原単位	g/人・日	161	156	142	0.97	0.88
		再生利用率	%	11.8%	12.2%	11.9%	1.03	1.01
		最終処分量	t/年	3,432	2,444	1,209	0.71	0.35
		最終処分率	%	10.7%	11.0%	10.9%	1.02	1.02

*1 再生利用量＝直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量

イ 東部地域

ごみ総排出量は、平成 30（2018）年度では約 38.6 万 t ですが、計画期間最終年度の令和 13（2031）年度には約 32.9 万 t、長期的な展望の 30 年後の令和 34（2052）年度には約 24.3 万 t となる見込みです（表 3.5 参照）。

表 3.5 将来ごみ量排出量の推計結果（東部地域）

項目			年度		実績			
					2018		推計値	
					2018	2031	2052	減少率
			H30	R13	R34	R13/H30	R34/H30	
東部地域	ごみ	総人口	人	1,153,574	1,019,025	775,199	0.88	0.67
		総排出量	t/年	386,480	328,662	243,036	0.85	0.63
		排出量原単位	g/人・日	918	884	857	0.96	0.93
		再生利用量*1	t/年	71,184	60,831	45,102	0.85	0.63
		再生利用量原単位	g/人・日	169	164	159	0.97	0.94
		再生利用率	%	18.4%	18.5%	18.6%	1.00	1.01
		最終処分量	t/年	18,288	15,424	11,362	0.84	0.62
		最終処分率	%	4.7%	4.7%	4.7%	0.99	0.99

*1 再生利用量＝直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量

ウ 中部地域

ごみ総排出量は、平成 30（2018）年度では約 38.8 万 t ですが、計画期間最終年度の令和 13（2031）年度には約 33.7 万 t、長期的に展望した 30 年後の令和 34（2052）年度には約 26.5 万 t となる見込みです（表 3.6 参照）。

表 3.6 将来ごみ量排出量の推計結果（中部地域）

項目			年度		実績				推計値			
			2018		2031		2052		減少率			
			H30		R13		R34		R13/H30		R34/H30	
中部地域	ごみ	総人口	人	1,202,522	1,099,775	892,119	0.91	0.74				
		総排出量	t/年	387,937	336,728	264,681	0.87	0.68				
		排出量原単位	g/人・日	884	839	811	0.95	0.92				
		再生利用量 ^{*1}	t/年	69,675	60,484	47,028	0.87	0.67				
		再生利用量原単位	g/人・日	159	151	144	0.95	0.91				
		再生利用率	%	18.0%	18.0%	17.8%	1.00	0.99				
		最終処分量	t/年	16,777	14,722	11,725	0.88	0.70				
		最終処分率	%	4.3%	4.4%	4.4%	1.01	1.02				

*1 再生利用量＝直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量

エ 西部地域

ごみ総排出量は、平成 30（2018）年度では約 39.9 万 t ですが、計画期間最終年度の令和 13（2031）年度には約 37.6 万 t、長期的に展望した 30 年後の令和 34（2052）年度には約 32.8 万 t となる見込みです（表 3.7 参照）。

表 3.7 将来ごみ量排出量の推計結果（西部地域）

項目			年度		実績				推計値			
			2018		2031		2052		減少率			
			H30		R13		R34		R13/H30		R34/H30	
西部地域	ごみ	総人口	人	1,307,437	1,249,775	1,088,820	0.96	0.83				
		総排出量	t/年	399,158	375,850	328,396	0.94	0.82				
		排出量原単位	g/人・日	836	824	824	0.99	0.99				
		再生利用量 ^{*1}	t/年	77,343	72,966	63,842	0.94	0.83				
		再生利用量原単位	g/人・日	162	160	160	0.99	0.99				
		再生利用率	%	19.4%	19.4%	19.4%	1.00	1.00				
		最終処分量	t/年	20,677	22,186	19,394	1.07	0.94				
		最終処分率	%	5.2%	5.9%	5.9%	1.14	1.14				

*1 再生利用量＝直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量

第4章 広域化等のシミュレーションと評価

第1節 広域化等のシミュレーションの方法と評価の考え方

シミュレーションに当たっては、「経済面」・「施設面」・「環境面」・「防災面」から、検討します。広域化ブロック区割りごとの廃棄物処理体制は、環境省通知における目指すべき焼却施設の処理規模に留意することとします。

なお、環境省通知では、前述のとおり、発電等のエネルギー利活用の観点から、100t/日以上全連続燃焼式ごみ焼却施設を設置できるようにすること、既に100t/日以上300t/日未満の施設を設置している地域については、300t/日以上のごみ焼却施設の設置を含め検討することとされています。

焼却施設の広域化ブロック区割りの設定は、広域化等の過渡期性を考慮する必要があります。このため、焼却施設の計画期間及び長期的な展望までの段階的な広域化等の考え方は、次のとおり各ケースを設定します。また、その他の処理施設は、焼却施設の各ケースにおける必要施設規模を算定します。

- ・ ケース1：現状の処理
広域化等が困難である場合も想定されることから、現状の処理体制で推移した場合を設定します。
- ・ ケース2：社会的背景のある近隣自治体間の広域処理
社会的背景のある近隣自治体間の広域化等に係る検討状況との整合を図るように設定します。
- ・ ケース3：地理的に近隣である自治体間の広域処理
下記ケース4（最大規模の広域処理）に至るまでの過程として、道路事情も加味し、地理的な条件を考慮したケースを設定します。
- ・ ケース4：最大規模の広域処理
長期的に展望した30年後の令和34（2052）年度は、社会的・地理的に最大限となる規模の広域処理を想定し、環境省通知が示す施設規模に留意し設定します。

表 4.1 焼却施設における段階的な広域化等の考え方

時間軸	ケース	段階的な広域化等	考え方
計画期間 (R 4～R13)	1	現状の処理	現状のごみ処理体制を維持
	2	社会的背景のある近隣自治体間の広域処理	一部事務組合等の既存の社会的つながりを加味
長期的な展望 (R 14～R34)	3	地理的に近隣である自治体間の広域処理	道路事情も加味した上で、地理的な条件を加味
	4	最大規模の広域処理	社会的・地理的に最大限と想定される広域化

第1項 評価の考え方

1) 施設規模の算出

広域化ブロック区割りの評価に当たり、施設の規模の算定が必要となります。施設規模については、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領（平成29（2017）年改訂版）（公益社団法人 全国都市清掃会議、平成29（2017）年4月）」を参考として、トレンド推計法により算出した市町別のごみ総排出量に、基準年度である平成30（2018）年度の各処理対象ごみの割合を乗じて算出します（表4.2、表4.3参照）。

表 4.2 焼却施設における施設規模算定方法

施設の種類	施設規模の算出式
焼却施設	$\text{焼却施設規模 (t/日)} = \text{日平均処理量 (t/日)} \div \text{実稼働率} \div \text{調整稼働率} \times \text{災害廃棄物処理割合 (1.1)}$ <p>ここで、</p> <ul style="list-style-type: none"> 日平均処理量 = 総排出量 × 焼却率[*] (t/年) ÷ 365 (366) 日 <small>※平成30（2018）年度の環境省実態調査の各市町実績より設定</small> 実稼働率：0.767 280日間稼働（年間365日より、年1回の補修整備期間30日、年2回の補修点検期間各15日及び全停止期間7日間並びに起動・停止に要する日数3日各3回の合計85日を差し引いた日数）を365日で除した値 調整稼働率：0.96 正常に運転される予定の日でも故障の修理、やむを得ない一時休止等のために処理能力が低下することを考慮した係数 災害廃棄物処理割合：10% 災害廃棄物処理により増加する量

出典：「ごみ処理施設整備の計画・設計要領（平成29（2017）年改訂版）（公益社団法人 全国都市清掃会議、平成29（2017）年4月）」を参考に作成

表 4.3 その他の処理施設における施設規模算定方法

施設の種類	施設規模の算出式
資源化施設	$\text{施設規模 (t/日)} = \text{日平均処理量 (t/日)} \times \text{月変動係数 (1.15)} \div \text{調整稼働率 (0.65}^{\ast})$ <small>※平日のみ 240日 ÷ 365日</small>
最終処分場	$\text{最終処分量 (t/年)} = \text{年間発生量 (t/年)} \times \text{最終処分率}^{\ast} \times \text{覆土増加量 (1.1)}$ <small>（直接最終処分量、焼却残さ量、処理残さ量の合計割合） <small>※平成30（2018）年度の環境省実態調査の各市町実績より設定</small></small>
し尿処理場	$\text{施設規模 (kL/日)} = \text{日平均処理量 (kL/日)} \times \text{月変動係数 (1.15)}$ <p>ここで、</p> $\text{日平均処理量} = \text{将来処理形態別人口 (浄化槽人口・し尿処理人口)}^{\ast 1} \times \text{処理形態別原単位}^{\ast 2} \text{ (L/人日)}$ <small>※1 県計画値（水洗化率）及び平成30（2018）年度の環境省実態調査の各市町実績より設定 <small>※2 「汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領 平成18（2006）年改訂版/（社）全国都市清掃会議」を参考に、し尿：1.7L/人日、浄化槽汚泥0.75L/人日で設定</small></small>

2) 年間処理コスト

年間処理コストは、最もメリットが期待される焼却施設を対象として、建設費、運営管理費及び収集運搬経費を対象に推計します。建設費は、全国的な過去10年間の入札・落札情報により規模別に単価を設定し、運営管理費は、文献を基に設定しました（表4.4参照）。

建設費単価（t当たり）を見ても、一定の規模を確保することによるスケールメリットがあることが分かります。

表 4.4 焼却施設のコストの評価手法

設定項目		設定方法		備考		
費用	建設費	建設費（総額）	103,000 千円/t	100t/日未満	*1	
		※耐用年数を25年として1年あたりの建設費として設定した	71,000 千円/t	100t/日超300t/日未満		
			48,000 千円/t	300t/日以上		
	運営管理費	人件費	1日あたり従事人数（下記）×6,000千円/年・人	円		*2
			1日従事人数	19人	100t/日未満	
				25人	100t/日超300t/日未満	
				30人	300t/日以上	
			1日従事人数*1	全般管理・事務業務：	3人	
	保守点検業務：	3または4人		焼却施設規模100t/日以上：4人 焼却施設規模100t/日未満：3人		
		運転操作監視業務：	$A^{0.29} \times 4$ 班人	A：焼却施設規模（t/日） 「1～2炉の場合の標準歩掛：0.29」		
維持補修費	維持補修費*3：	総建設費×10%	円	*3		
収集運搬経費	収集運搬経費*4：	対象ごみ収集運搬量× 集約後収集運搬単価	円 (円/t・km)	*4		

*1. 廃棄物処理施設の入札・落札情報より整理（平成22（2010）年度～令和1（2020）年度、新設）

*2. 廃棄物処理施設維持管理業務積算要領（平成24年度版）の焼却施設標準歩掛を参考に設定

*3. 事例を参考に設定

*4. 広域化による収集運搬経費は、以下の式により算出した。

・対象ごみ収集運搬量（排出量×0.87（県平均））×市町村別収集運搬単価(円/t)

ここで、収集運搬単価=H30市町村別収集運搬単価×広域化後面積増加率（面積平方根の増加率）

3) 更新時期

地域別の各ケースの組合せを考えた場合に、各焼却施設の更新検討期間の乖離状況について評価する必要があります。

焼却施設の更新基準年については、「広域化・集約化に係る手引き（環境省環境再生・資源循環局、令和2年（2020年）6月）」に基づき一律に25年間と設定し、更新検討期間についても、「施設稼働開始+20年～施設稼働開始+45年」の25年間を一律に設定します。

4) エネルギー回収量

エネルギー回収量は、環境負荷低減の観点からメリットが大きくなると想定されるごみ発電を対象として、施設規模に応じたエネルギー回収率を適用することで推計します（表 4.5 参照）。焼却施設におけるごみ発電設備の導入は、全国的には、80t/日規模以上の施設で導入されています。

表 4.5 環境面の評価手法

項目	評価の視点																
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (kWh/日) =施設規模 (t/日) × 1 t 当たりのごみ発熱量 (MJ/t) *1 ÷ 3,600 (MJ/MWh) × 1,000 (kWh/MWh) × エネルギー回収率 (%) *2																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>焼却施設の規模</th> <th>エネルギー回収率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100t/日以下</td> <td>11.5%</td> </tr> <tr> <td>100t/日超 150t/日以下</td> <td>14.0%</td> </tr> <tr> <td>150t/日超 200t/日以下</td> <td>15.0%</td> </tr> <tr> <td>200t/日超 300t/日以下</td> <td>16.5%</td> </tr> <tr> <td>300t/日超 450t/日以下</td> <td>18.0%</td> </tr> <tr> <td>450t/日超 600t/日以下</td> <td>19.0%</td> </tr> <tr> <td>600t/日超 800t/日以下</td> <td>20.0%</td> </tr> </tbody> </table>	焼却施設の規模	エネルギー回収率	100t/日以下	11.5%	100t/日超 150t/日以下	14.0%	150t/日超 200t/日以下	15.0%	200t/日超 300t/日以下	16.5%	300t/日超 450t/日以下	18.0%	450t/日超 600t/日以下	19.0%	600t/日超 800t/日以下	20.0%
	焼却施設の規模	エネルギー回収率															
	100t/日以下	11.5%															
	100t/日超 150t/日以下	14.0%															
	150t/日超 200t/日以下	15.0%															
	200t/日超 300t/日以下	16.5%															
	300t/日超 450t/日以下	18.0%															
	450t/日超 600t/日以下	19.0%															
600t/日超 800t/日以下	20.0%																

*1 8,800MJ/t とした。また、施設規模 80t/日未満の小規模施設は、発電設備を設置することが困難であるため、算出しなかった。

*2 出典：「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル（環境省、令和 3（2021）年 4 月改訂）」

注1) ケース 3・ケース 4 の評価について、地域によって複数の施設の設置が想定されるが、最小限の施設数により算出した値で評価する。

5) 耐震性能及び防災拠点としての適性

ア 現状の評価方法

防災拠点としての適性は、国の廃棄物処理施設整備計画を踏まえ、焼却施設等の集約施設を災害発生時の地域の防災拠点と位置付け、発電設備（内・外）を有する場合は高いと評価します。また、近年は、災害により停電が発生した場合でも非常用発電機により焼却施設を立ち上げ、焼却エネルギーにより発電する電気を用いて自立運転が可能となる技術も出てきているため、広域化等実施後に想定される規模での評価方法（次項）において考慮します。

なお、東海地震、東南海地震、南海地震との連動発生（レベル 1）、南海トラフの巨大地震（レベル 2）も視野に入れた対策として、建物の耐震性能に留意が必要であると考え、稼働開始年度が新耐震基準（昭和 56（1981）年）以降である場合や浸水区域に該当しない場合、防災拠点としての評価が高いと判断します（表 4.6 参照）。

イ 広域化等実施後に想定される規模での評価方法

焼却施設等の広域化等の際は、前述のように、防災面の取組が検討されることとなりますが、具体的な施設整備の内容を確保していないため、評価することが困難です。

そこで、各ケースの焼却施設想定規模が近年の災害対応機能を有する施設の事例から、その規模（120t/日～288t/日）と同等以上である場合には、災害対応の実施可能性が高いと評価します（表 4.6、表 4.7 参照）。

また、立地の適性においては、広域化等実施後の新たな施設の位置の想定が難しいことから、本評価の対象外としました。

表 4.6 防災面での評価の視点

項目	評価の視点	各ケースの評価
耐震基準への適性	使用開始年度が新耐震基準（昭和 56（1981）年）以降であるか	○
立地の適性	警戒区域（土石流・急傾斜地の崩壊）及び浸水想定区域（洪水・津波）内に立地しないか	－ （評価なし）
防災拠点としての適性	発電設備を有するか、ピットレベルのかさ上げ、電源施設のかさ上げ、ごみピットの容量の割り増し等を施しているか	○ （災害対応機能を有することの可能な規模か：事例（表 4.7 参照）より 120t/日以上）

注1) ケース 3・ケース 4 の評価について、地域によって複数の施設の設置が想定されるが、最小限の施設数により算出した値で評価する。

表 4.7 災害対応機能を有する施設の事例

事例 (場所)	施設概要	発電方式	主な拠点機能
武蔵野 クリーンセンター (東京都武蔵野市)	ストーカ炉 120t/24h (60t×2)	蒸気タービン 2,650kW ガスタービン 1,500kW	<ul style="list-style-type: none"> 周辺公共施設への電気及び蒸気の供給 系統電力途絶時にも電気と蒸気を供給でき、行政機能の維持が可能
クリーンプラザ ふじみ (東京都調布市)	ストーカ炉 288t/24h (144t×2)	蒸気タービン 9,700kW	<ul style="list-style-type: none"> 隣接する防災公園への電気の供給 総合計画や地域防災計画で、防災公園と一体となった防災対応拠点として明確に位置付け
町田市熱回収施設 (仮称) (東京都町田市)	ストーカ炉 (258t/日) ＋バイオガス (乾式メタン 発酵 50t/日)	蒸気タービン 9,700kW	<ul style="list-style-type: none"> 隣接する防災公園への電気の供給 総合計画や地域防災計画で、防災公園と一体となった防災対応拠点として明確に位置付け

第2項 広域化ブロック区割りのケース別評価手法

本マスタープランは、将来にわたり持続可能な適正処理を確保していくために、中長期的な視点で安定的・効率的な廃棄物処理体制の在り方を整理します。具体的には、焼却施設に係る各ケースを対象として、環境省通知の「1. 広域化・集約化の必要性」で示されている廃棄物処理施設の在り方（表 4.8 参照）を参考とし、「経済面」・「施設面」・「環境面」・「防災面」の観点から評価します。その他の処理施設については、焼却施設の各ケースにおける必要施設規模を算定します。

基幹的設備改良については、温室効果ガス排出量削減や自立・分散型の施設整備の観点から評価することとします。

表 4.8 廃棄物処理体制の在り方と評価指標

廃棄物処理体制の在り方 (参考：環境省通知「1. 広域化・集約化の必要性」)	評価指標の考え方	
	評価項目	評価手法
広域化・集約化の推進により、 <u>施設整備・維持管理の効率化や施設の長寿命化・延命化</u> を図るとともに、PFI等の手法も含めた民間活力の活用や施設間の連携等により、施設整備、処理費及び維持管理費等の廃棄物処理経費の効率化を図り、 <u>社会経済的な観点も含めて効率的な事業</u> となるよう努めることが必要である。	経済面 施設面	更新時期等（建替え、具体的な基幹的設備改良）との整合性 年間処理コストの比較
ごみ処理施設の集約化・大規模化により、 <u>電気や熱として廃棄物エネルギーを効率的に回収し、地域のエネルギーセンターとして周辺施設等にエネルギーを供給する</u> 他、廃棄物処理システム全体でのエネルギー消費量の低減及び温室効果ガス排出量の削減に努め、 <u>気候変動対策に資すること</u> が望まれる。	環境面	エネルギー回収量の比較 一定規模の確保 温室効果ガス排出量の低減
地域の核となる廃棄物処理施設は、地震や水害等によって稼働不能とならないよう、 <u>施設の耐震化、地盤改良、浸水対策を推進し、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保</u> することで、 <u>地域の防災拠点として、特に焼却施設については、大規模災害時にも稼働を確保する災害時の広域的な廃棄物処理体制の確保に努めること</u> が望まれる。	防災面	耐震性、防災拠点としての機能確保 停電時の自立稼働

第2節 地域別広域化ブロック区割り評価結果（焼却施設）

想定した焼却施設に係る広域化ブロック区割りは、広域化等にメリット・デメリットがあることを踏まえ、経済面・施設面・環境面・防災面の各観点から多面的に評価しました。

第1項 賀茂地域

本地域における各ケースの組合せは、計画期間（R4～R13）では、ケース2において、下田市・南伊豆町・松崎町・西伊豆町の1市3町（以下、「南伊豆地域」という。）で広域化等を図るものとししました。

長期的な展望（R14～R34）では、地理的な条件及び当地域の最大規模の広域処理ということ踏まえ、さらに東河環境センター（構成市町：東伊豆町、河津町）と広域化等するものと想定しました（表4.9参照）。

表 4.9 各ケースの考え方及び組合せ（賀茂地域）

計画期間	ケース		組合せ	想定施設数
計画期間 (R4～ R13)	1	現状の処理	①下田市 ②南伊豆町 ③松崎町 ④西伊豆町 ⑤東河【組】	5
	2	社会的背景のある近隣自治体間の広域化	①南伊豆地域 ②東河【組】	2
長期的な 展望 (R14～ R34)	3	地理的に近隣である自治体間の広域処理	①南伊豆地域 東河【組】	1
	4	最大規模の広域処理		

注1) ①など：現状の処理体制、①など：本検討での組合せ

注2) ケース1の想定施設数は、既存の施設数を示す。

注3) 東河【組】：東河環境センター（構成市町：東伊豆町、河津町）。

注4) 南伊豆地域：下田市、南伊豆町、松崎町、西伊豆町で構成する共同処理主体を仮定。

注5) 図4.2及び図4.3参照。

(1) 焼却施設

1) 経済面（コスト）

地域全体の年間コストで見ると、広域化等に伴い、建設費及び運営管理費が削減され、ケース3・ケース4においてコストメリットがある結果となりました（表4.10参照）。

表 4.10 経済面（コスト）検討結果（賀茂地域）

ケース1(現状)

市町名	現在		計画期間(R4~R13)						
	現在の施設規模 (t/日)	焼却量 (t/年)	施設規模 (t/日)	建設費 (百万円)	25年間			10年間	30年間
					運営管理費 (百万円)	収集運搬経費 (百万円)	年間コスト (百万円/年)	参考1 (R4~R13) (百万円)	参考2 (R4~R34) (百万円)
下田市	56	5,633	23	2,374	8,311	1,241	477	4,771	14,312
南伊豆町	15	2,600	11	1,096	5,115	579	272	2,716	8,148
松崎町	16	1,976	8	833	4,457	418	228	2,283	6,850
西伊豆町	45	2,407	10	1,015	4,911	532	258	2,583	7,749
小計	132	12,617	52	5,318	22,795	2,769	1,235	12,353	37,079
東河【組】	60	5,807	24	2,448	8,495	1,445	495	4,955	14,865
合計		18,424	75	7,766	31,290	4,214	1,731	17,308	51,924

注1) 東河【組】：東河環境センター（構成市町：東伊豆町、河津町）

注2) 25年間の年間コストは、施設稼働年数を一律に25年間とした場合の1年あたりの経費（建設費・運営管理費・収集運搬経費）として算出した。

注3) 参考1、参考2：令和13年度の推計値により算出した年間コストで10年間（参考1）または30年間（参考2）運営した場合の総コスト

ケース	市町名	焼却量 (t/年)	施設規模 (t/日)	建設費 (百万円)	計画期間(R4~R13)				
					25年間			10年間	30年間
					運営管理費 (百万円)	収集運搬経費 (百万円)	年間コスト (百万円/年)	参考1 (R4~R13) (百万円)	参考2 (R4~R34) (百万円)
ケース2	下田市	5,633	52	5,318	6,997	1,747	445	4,447	13,342
	南伊豆町	2,600			3,229	806	205	2,053	6,158
	松崎町	1,976			2,454	613	156	1,560	4,680
	西伊豆町	2,407			2,990	746	190	1,900	5,701
	南伊豆地域	12,617	52	5,318	15,670	3,913	996	9,960	29,881
	東河【組】	5,807	24	2,448	8,495	1,445	495	4,955	14,865
合計	18,424	75	7,766	24,165	5,358	1,492	14,915	44,746	

注1) 南伊豆地域：下田市、南伊豆町、松崎町、西伊豆町で構成する共同処理主体を仮定

注2) 25年間の年間コストは、施設稼働年数を一律に25年間とした場合の1年あたりの経費（建設費・運営管理費・収集運搬経費）として算出した。

注3) 参考1、参考2：令和13年度の推計値により算出した年間コストで10年間（参考1）または30年間（参考2）運営した場合の総コスト

ケース	市町名	焼却量 (t/年)	施設規模 (t/日)	建設費 (百万円)	長期的な展望(R14~R34)			
					25年間			30年間
					運営管理費 (百万円)	収集運搬経費 (百万円)	年間コスト (百万円/年)	
ケース3 ケース4	下田市	2,115	38	3,864	2,776	733	176	5,281
	南伊豆町	1,673			2,196	580	139	4,177
	松崎町	1,345			1,766	466	112	3,359
	西伊豆町	962			1,263	333	80	2,402
	東河【組】	3,074			4,036	1,066	256	7,676
	南伊豆地域、東河【組】	9,168			38	3,864	12,036	3,178

注1) 南伊豆地域：下田市、南伊豆町、松崎町、西伊豆町で構成する共同処理主体を仮定

注2) 25年間の年間コストは、施設稼働年数を一律に25年間とした場合の1年あたりの経費（建設費・運営管理費・収集運搬経費）として算出した。

◎コスト算出方法

・総事業費＝建設費（施設規模×建設単価）＋運営管理費（人件費＋維持補修費）＋収集運搬経費
（詳細は表4.4（22頁）参照）

・各ケースの算出の際に用いるごみ量の推計値は、ケース1・ケース2は令和13年度時点、ケース3・ケース4は令和34年度時点の推計値とする。

2) 施設面

各焼却施設の施設稼働開始年度を基に更新検討期間を整理した結果を図 4.1 に示します。

次期処理施設の更新に係る検討期間は、ケース 2 とケース 3・ケース 4 とともに、本地域においては大きなずれはないものの、ケース 3・ケース 4 を検討する場合は、南伊豆地域の施設と東河環境センター（構成市町：東伊豆町、河津町）の施設との更新時期を調整するための方法（インフラ長寿命化基本計画における個別施設計画等に基づく延命化措置又は一次的な民間委託等）を検討する必要があります（30 頁コラム参照）。

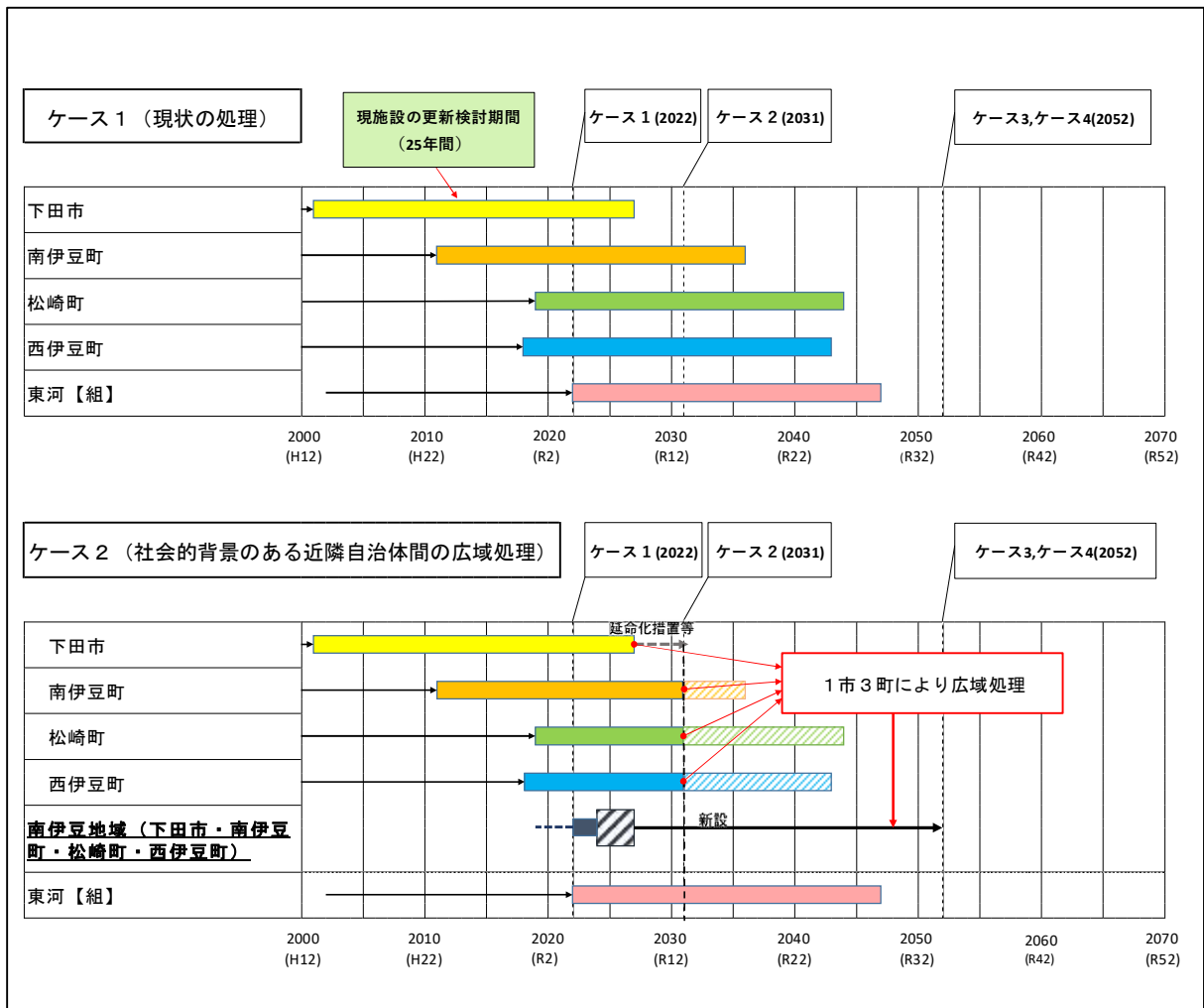


図 4.1 ケース別の施設整備の更新に係る検討期間（賀茂地域） 1/2

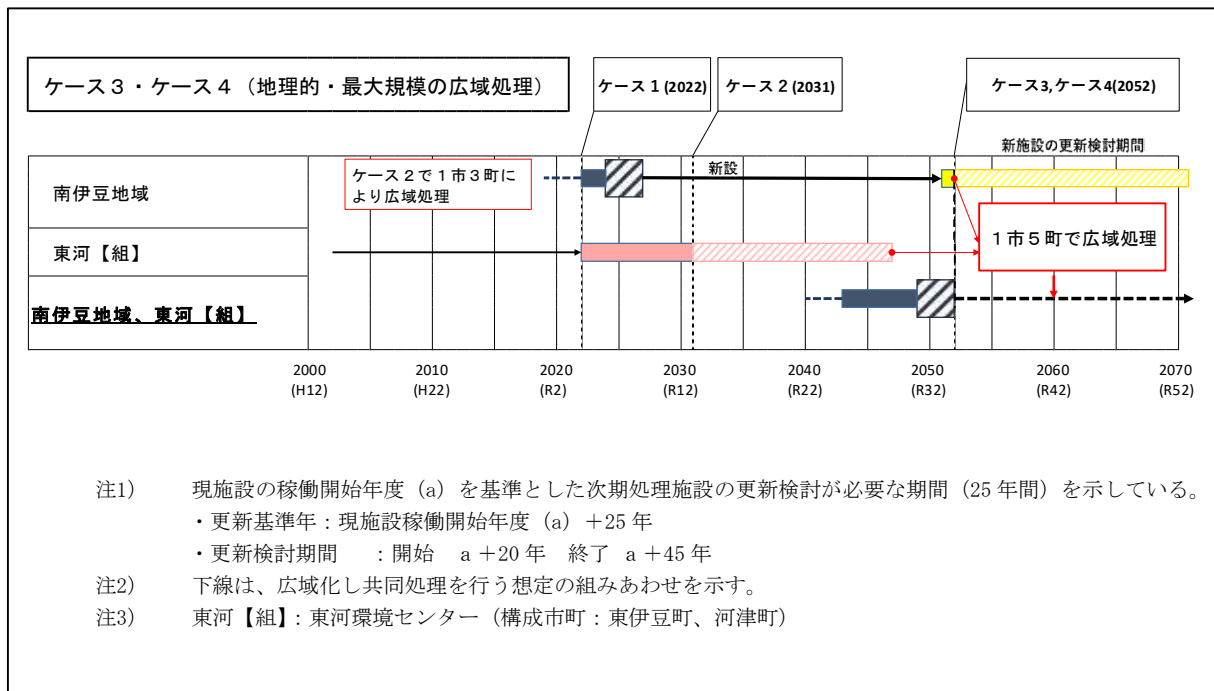
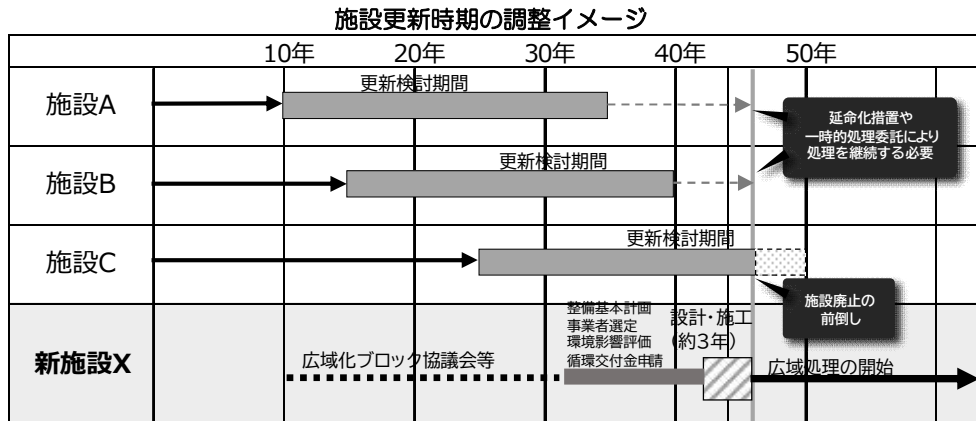


図 4.1 ケース別の施設整備の更新に係る検討期間（賀茂地域）2/2

～コラム：施設更新時期の調整～

広域化等をいざ実行しようとする場合に、大きな課題となるのが、施設の更新時期の調整です。広域化等対象施設の中に、施設耐用年数を大きく上回るような施設が含まれる場合、新施設の供用開始まで、延命化措置や一次的な民間委託等によりごみ処理を継続する必要があります。

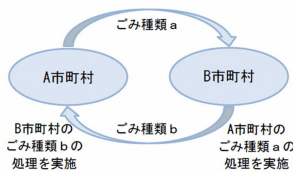
環境省通知には、多様な広域化の方式として以下の方式が整理されていることから、これらの方式を参考に、新施設の供用開始までのごみ処理先をあらかじめ検討しておくことが必要となります。



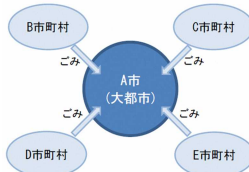
※更新検討期間：更新基準年（設置年+25年）の前5年、後20年、計25年間として示しています。

処理継続の参考となる広域化の方式

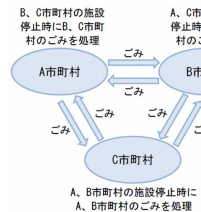
広域化の方式	内容
①組合設立	一部事務組合、広域連合を設立し、構成市町村のごみを処理
②種類別分担	複数市町村でごみの種類ごとに分担処理
③大都市受入	大都市が周辺自治体のごみを受入
④相互支援	施設停止時、災害時に相互協力してごみを処理
⑤他のインフラ活用	下水道処理施設等の連携した処理
⑥民間との共同処理	民間の廃棄物処理施設への委託



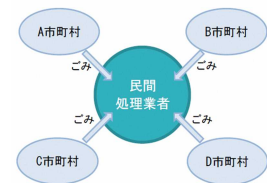
②種類別分担



③大都市受入



④相互支援



⑥民間活用

出典：「広域化・集約化に係る手引き（環境省環境再生・資源循環局、令和2（2020）年6月）」

3) 環境面

広域化等に伴う施設規模からエネルギー回収量を検討した結果は、本地域においては、いずれのケースでも、導入目安である80t/日の規模を下回るため、焼却処理によるエネルギー回収は見込めない結果となりました（表4.11参照）。

しかしながら、バイオガス化や固形燃料化など焼却以外のエネルギー利用事例は100t/日未満の事例も多いことから、焼却によらない環境面の対応策を別途検討できるものと考えられます。

表 4.11 環境面の評価（賀茂地域）

環境面の評価	計画期間【R4～R13】		長期的な展望【R14～R34】	
	ケース1	ケース2	ケース3	ケース4
施設規模 (t/日)	8～24	24～52	38	
エネルギー回収可能施設数	0/5	0/2	0/1	
総エネルギー回収量	—	—	—	

注1) 分母が各ケースの想定施設数（ケース1は既存施設数）、分子が該当施設数を示す。

注2) ケース1・ケース2とケース3・ケース4では推計採用年度が異なり、後者の方がごみ量が少ないため、ケース2からケース3・ケース4にかけて施設規模が減少する結果となっている。

4) 防災面

賀茂地域における評価の結果、本地域においては、いずれのケースでも、現施設の耐震性能に係る適性はあるものの、防災拠点としての機能は見込めない結果となりました（表4.12参照）。

表 4.12 防災面の評価（賀茂地域）

災害対策の評価	計画期間【R4～R13】		長期的な展望【R14～R34】	
	ケース1	ケース2	ケース3	ケース4
施設規模 (t/日)	8～24	24～52	38	
耐震性能に係る適性のある施設数	5/5	2/2	1/1	
防災拠点としての適性のある施設数	0/5	0/2	0/1	

注1) 分母が各ケースの想定施設数（ケース1は既存施設数）、分子が該当施設数を示す。

(2) 総合評価

経済面・施設面・環境面・防災面を総括した結果を表 4.13 に示します。

計画期間（R 4～R13）で設定したケース 2 においては、経済面で現状の体制であるケース 1 より評価が高く、当面はこれを目指すものとします。

長期的な展望（R14～R34）で設定したケース 3・ケース 4 においては、さらに経済面の評価が高い結果になるものの、対象となる施設の更新時期等のずれがあることから、施設集約の調整が困難になることが想定されます。

よって、長期的にはケース 3・ケース 4 を視野に入れつつ、ケース 2 を目指すことが望ましいと考えられます。

ただし、本地域の地理的・社会的特性を踏まえ、たい肥化施設等の焼却以外の処理施設により広域化等を検討する場合はこの限りではありません。あくまでも前頁までの評価方法による評価結果となります。

表 4.13 各ケースの評価結果（賀茂地域：焼却施設）

項目	指標等	ケース			
		計画期間【R 4～R13】		長期的な展望【R14～R34】	
		ケース 1	ケース 2	ケース 3	ケース 4
概要	焼却施設規模 (t/日)	現時点 45～60	8～24	24～52	38
	想定施設数 (市町数)	5 (6)	5 (6)	2 (6)	1 (6)
評価	経済面	年間処理コスト	計 1,731 百万円	計 1,492 百万円	計 763 百万円
		コストメリット	少ない	ある	最もある
		評価	△	○	◎
	施設面	整備時期等の 調整作業	—	調整が必要	ケース 2 に比べさらに調整が 必要
		評価	—	△	△
	環境面	エネルギー 回収量	0 MWh/日	0 MWh/日	0 MWh/日
		エネルギー回収 可能施設数	0/5	0/2	0/1
		評価	△	△	△
	防災面	耐震性能適性 施設数	5/5	2/2	1/1
		防災拠点適性 施設数	0/5	0/2	0/1
		評価	△	△	△
	【総合評価】				
<ul style="list-style-type: none"> 計画期間内においては、ケース 2 はケース 1 に比べ、経済的・効率的であるため、計画期間内で目指すべき組合せとして適当なものといえる。 長期的には、さらにコストメリットが高いケース 3・ケース 4 を目指すことが望ましい。 ただし、焼却施設以外の処理施設とする場合は、この限りではない。 					

注1) 評価結果について、経済面・施設面は、計画期間・長期的な展望の各ケースを比較し相対的に評価した。

注2) 環境面・防災面の評価欄の分母は各ケースの想定施設数（ケース 1 は既存施設数）、分子は該当施設数を示す。なお、当項目の評価結果について、環境面はエネルギー回収量及び該当施設数から、防災面は耐震性能及び防災拠点としての適性から、それぞれ総合的に判断し評価した。

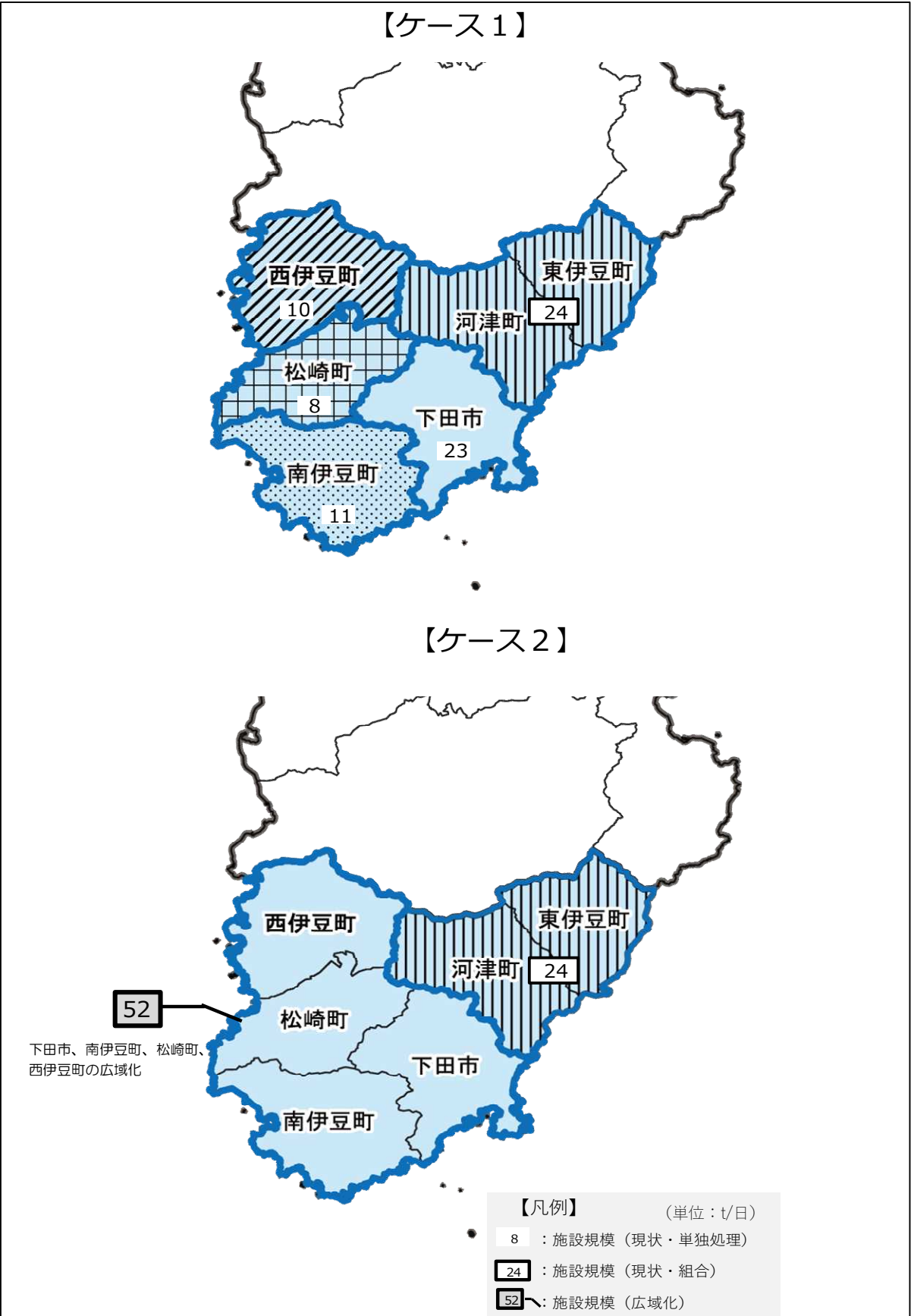


図 4.2 賀茂地域における各ケースの全体像 (計画期間 (R4~R13))

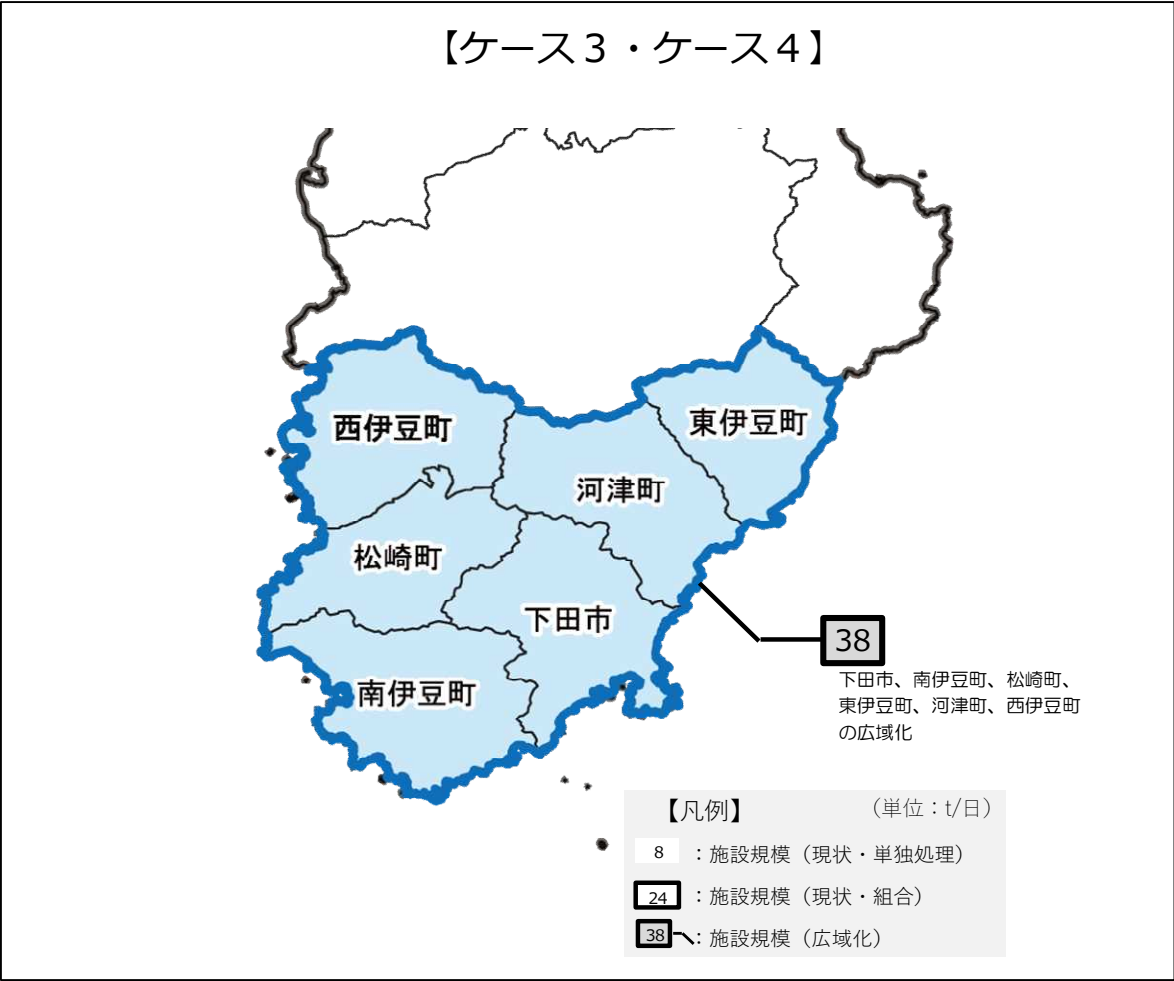
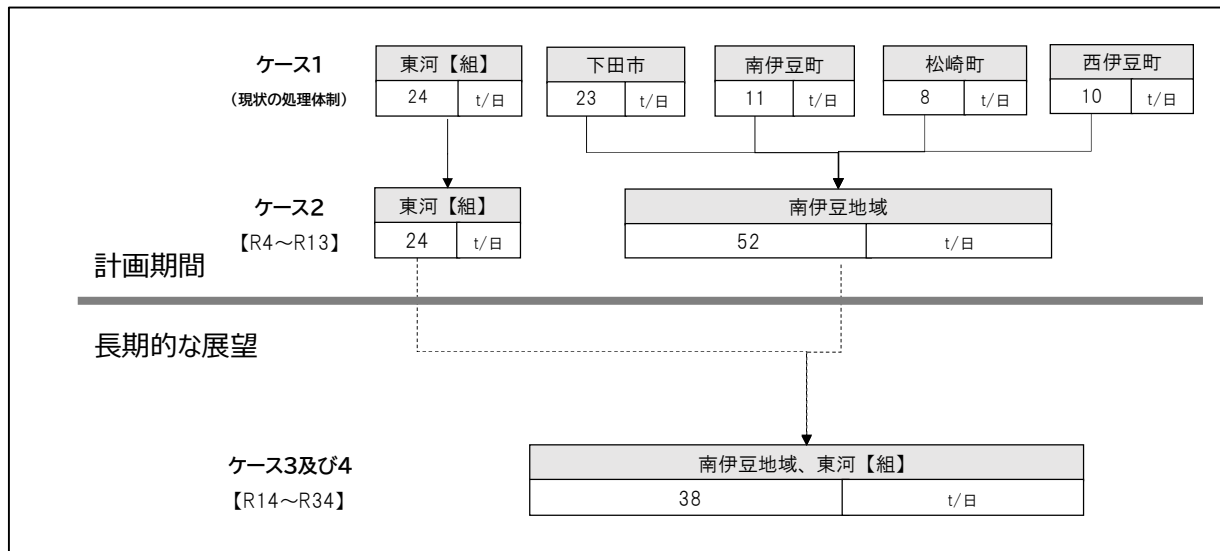


図 4.3 賀茂地域における各ケースの全体像 (長期的な展望 (R14~R34))

(3) 広域化等の推進の流れ

賀茂地域は、図 4.4 のように、計画期間（R 4～R13）においては、南伊豆地域の市町間で検討が進んでいるケース 2 を推進し、計画期間以降は、東河環境センターを含め、長期的な展望であるケース 3・ケース 4 又は地域全体として民間施設の活用等を含め検討することとします。



注 1) 東河【組】: 東河環境センター（構成市町：東伊豆町、河津町）

注 2) 南伊豆地域: 下田市、南伊豆町、松崎町、西伊豆町で構成する共同処理主体を仮定。

図 4.4 広域化等の推進の流れ（賀茂地域）

第2項 東部地域

本地域における各ケースの組合せは、計画期間（R 4～R13）では、ケース2において、既に新施設による共同処理を決定している伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合（構成市町：伊豆市、伊豆の国市）のほか、施設の老朽化・社会的背景を考慮し、三島市・裾野市・長泉町・函南町・熱海市の組合せを想定しました。

長期的な展望（R14～R34）では、地理的近接性を踏まえたケース3において、さらに隣接市町と広域化等するものと想定しました（表 4.14 参照）。

表 4.14 各ケースの考え方及び組合せ（東部地域）

計画期間	ケース	組合せ	想定施設数
計画期間 (R 4～ R13)	1	現状の処理 ①三島市 ②裾野市 ③長泉町 ④函南町 ⑤伊豆市伊豆の国市【組】 ⑥富士宮市 ⑦富士市 ⑧御殿場市・小山町【組】 ⑨沼津市（清水町） ⑩熱海市 ⑪伊東市	11
	2	社会的背景のある近隣自治体間の広域化処理 ①三島市、裾野市、長泉町、函南町、熱海市 ②伊豆市伊豆の国市【組】 ③富士宮市 ④富士市 ⑤御殿場市・小山町【組】 ⑥沼津市（清水町） ⑦伊東市	7
長期的な展望 (R14～ R34)	3	地理的に近隣である自治体間の広域処理 ①富士市、富士宮市 ②三島市、裾野市、長泉町、函南町、熱海市 ③伊豆市伊豆の国市【組】、伊東市 ④御殿場市・小山町【組】 ⑤沼津市（清水町）	5
	4	最大規模の広域処理 ①富士市、富士宮市、沼津市（清水町） ②三島市、裾野市、長泉町、函南町、熱海市、御殿場市・小山町【組】 ③伊豆市伊豆の国市【組】、伊東市	3

注1) ①など：現状の処理体制、①など：本検討での組合せ

注2) ケース1の想定施設数は、既存の施設数を示す。

注3) 御殿場市・小山町【組】：御殿場市・小山町広域行政組合（構成市町：御殿場市、小山町）

注4) 伊豆市伊豆の国市【組】：伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合（構成市町：伊豆市、伊豆の国市）

注5) 清水町は中間処理施設を整備していないため、可燃ごみについては沼津市に処理を委託している。

注6) 図 4.6 及び図 4.7 参照

(1) 焼却施設

1) 経済面（コスト）

地域全体の年間コストで見ると、ケース2からケース3へと段階的な広域化等に伴い、建設費及び運営管理費が削減され、ケース4においてはさらに、コストメリットがある結果となりました（表4.15、表4.16参照）。

表 4.15 経済面（コスト）検討結果（東部地域）1/2

市町名	現在		計画期間(R4~R13)						
	施設規模(t/日)	焼却量(t/年)	施設規模(t/日)	建設費(百万円)	25年間			10年間	30年間
					運営管理費(百万円)	収集運搬経費(百万円)	年間コスト(百万円/年)	参考1(R4~R13)(百万円)	参考2(R4~R34)(百万円)
三島市	180	24,697	101	10,410	29,150	4,917	1,779	17,791	53,373
裾野市	93	11,615	48	4,896	14,615	2,721	889	8,892	26,677
長泉町	150	7,052	29	2,972	9,806	1,230	560	5,604	16,811
函南町	105	11,223	46	4,731	14,201	2,254	847	8,474	25,423
熱海市	204	17,010	70	7,170	20,299	3,384	1,234	12,341	37,024
小計	732	71,598	293	30,179	88,071	14,507	5,310	53,103	159,308
御殿場市・小山町【組】	143	26,330	108	7,650	22,251	7,702	1,504	15,041	45,124
富士宮市	240	31,391	128	9,121	25,926	9,621	1,787	17,867	53,601
富士市	250	51,467	211	14,954	40,509	13,873	2,773	27,735	83,204
沼津市(清水町)	300	49,166	201	14,285	38,838	12,514	2,625	26,255	78,764
伊豆市伊豆の国市【組】	82	16,926	69	7,134	20,211	5,447	1,312	13,117	39,350
伊東市	142	24,888	102	7,231	21,203	5,691	1,365	13,650	40,950
合計		271,765	1,112	90,554	257,009	69,355	16,677	166,767	500,302

注1) 御殿場市・小山町【組】：御殿場市・小山町広域行政組合（構成市町：御殿場市、小山町）
 注2) 伊豆市伊豆の国市【組】：伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合（構成市町：伊豆市、伊豆の国市）
 注3) 25年間の年間コストは、施設稼働年数を一律に25年間とした場合の1年あたりの経費（建設費・運営管理費・収集運搬経費）として算出した。
 注4) 参考1、参考2：令和13年度の推計値により算出した年間コストで10年間（参考1）または30年間（参考2）運営した場合の総コスト

ケース	市町名	計画期間(R4~R13)									
		焼却量(t/年)	施設規模(t/日)	建設費(百万円)	25年間			10年間	30年間		
					運営管理費(百万円)	収集運搬経費(百万円)	年間コスト(百万円/年)	参考1(R4~R13)(百万円)	参考2(R4~R34)(百万円)		
ケース2	三島市	24,697	293	20,803	19,018	7,364	1,342	13,423	40,269		
	裾野市	11,615			8,944	3,463	631	6,313	18,939		
	長泉町	7,052			5,430	2,103	383	3,833	11,498		
	函南町	11,223			8,642	3,346	610	6,100	18,299		
	熱海市	17,010			13,098	5,072	924	9,245	27,735		
	三島市・裾野市・長泉町・函南町・熱海市	71,598			293	20,803	55,132	21,348	3,891	38,913	116,739
	富士宮市	31,391			128	9,121	25,926	9,621	1,787	17,867	53,601
	富士市	51,467			211	14,954	40,509	13,873	2,773	27,735	83,204
	小計	82,857			339	24,074	66,436	23,494	4,560	45,602	136,805
	伊豆市伊豆の国市【組】	16,926			69	7,134	20,211	5,447	1,312	13,117	39,350
	伊東市	24,888			102	7,231	21,203	5,691	1,365	13,650	40,950
	小計	41,814			171	14,365	41,414	11,138	2,677	26,767	80,300
	沼津市(清水町)	49,166			201	14,285	38,838	12,514	2,625	26,255	78,764
	御殿場市・小山町【組】	26,330			108	7,650	22,251	7,702	1,504	15,041	45,124
合計	271,765	1,112	81,178	224,070	76,196	15,258	152,577	457,732			

注1) 御殿場市・小山町【組】：御殿場市・小山町広域行政組合（構成市町：御殿場市、小山町）
 注2) 伊豆市伊豆の国市【組】：伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合（構成市町：伊豆市、伊豆の国市）
 注3) 25年間の年間コストは、施設稼働年数を一律に25年間とした場合の1年あたりの経費（建設費・運営管理費・収集運搬経費）として算出した。
 注4) 参考1、参考2：令和13年度の推計値により算出した年間コストで10年間（参考1）または30年間（参考2）運営した場合の総コスト

◎コスト算出方法

- 総事業費＝建設費（施設規模×建設単価）＋運営管理費（人件費＋維持補修費）＋収集運搬経費（詳細は表4.4（22頁）参照）
- 各ケースの算出の際に用いるごみ量の推計値は、ケース1・ケース2は令和13年度時点、ケース3・ケース4は令和34年度時点の推計値とする。

表 4.16 経済面（コスト）検討結果（東部地域）2/2

ケース	市町名	長期的な展望(R14~R34)						
		焼却量 (t/年)	施設規模 (t/日)	建設費 (百万円)	25年間			30年間
					運営管理費 (百万円)	収集運搬経費 (百万円)	年間コスト (百万円/年)	
ケース3	三島市	18,056	222	15,768	14,155	5,384	997	29,742
	裾野市	8,837			6,928	2,635	485	14,557
	長泉町	6,205			4,864	1,850	341	10,221
	函南町	8,251			6,469	2,460	453	13,592
	熱海市	12,921			10,130	3,853	709	21,284
	三島市、裾野市、長泉町、函南町、熱海市	54,271			222	15,768	42,546	16,182
	御殿場市・小山町【組】	19,941	82	8,405	23,388	5,833	1,505	45,151
	小計	74,212	304	24,174	65,934	22,015	4,485	134,546
	富士宮市	24,503	256	18,192	19,021	8,721	1,394	41,834
	富士市	38,109			29,583	13,564	2,169	65,064
	富士市、富士宮市	62,611			256	18,192	48,604	22,285
	沼津市(清水町)	35,984	147	10,455	29,263	9,159	1,955	58,653
	小計	98,596	403	28,647	77,868	31,444	5,518	165,550
	伊豆市伊豆の国市【組】	11,046	114	8,100	9,261	3,827	652	19,557
	伊東市	16,832			14,113	5,832	993	29,803
	伊豆市伊豆の国市【組】、伊東市	27,878			114	8,100	23,375	9,659
	合計	200,685	821	60,920	167,176	63,118	11,649	349,457

注1) 御殿場市・小山町【組】：御殿場市・小山町広域行政組合（構成市町：御殿場市、小山町）
 注2) 伊豆市伊豆の国市【組】：伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合（構成市町：伊豆市、伊豆の国市）
 注3) 25年間の年間コストは、施設稼働年数を一律に25年間とした場合の1年あたりの経費（建設費・運営管理費・収集運搬経費）として算出した。

ケース	市町名	長期的な展望(R34)						
		焼却量 (t/年)	施設規模 (t/日)	建設費 (百万円)	25年間			30年間
					運営管理費 (百万円)	収集運搬経費 (百万円)	年間コスト (百万円/年)	
ケース4	三島市	18,056	304	14,577	9,779	6,587	797	23,895
	裾野市	8,837			4,786	3,224	390	11,695
	長泉町	6,205			3,361	2,264	274	8,212
	函南町	8,251			4,469	3,010	364	10,920
	熱海市	12,921			6,998	4,714	570	17,100
	御殿場市・小山町【組】	19,941			10,800	7,275	880	26,390
	三島市、裾野市、長泉町、函南町、熱海市、御殿場市・小山町【組】	74,212	304	14,577	40,193	27,073	3,274	98,212
	富士宮市	24,503	403	19,367	12,964	9,526	1,092	32,765
	富士市	38,109			20,164	14,816	1,699	50,959
	沼津市(清水町)	31,155			16,484	12,113	1,389	41,660
	富士市、富士宮市、沼津市(清水町)	98,596	403	19,367	52,168	38,333	4,395	131,841
	伊豆市伊豆の国市【組】	11,046	114	8,100	9,261	3,827	652	19,557
	伊東市	16,832			14,113	5,832	993	29,803
	伊豆市伊豆の国市【組】、伊東市	27,878			114	8,100	23,375	9,659
	合計	200,685	821	42,044	115,735	75,065	9,314	279,413

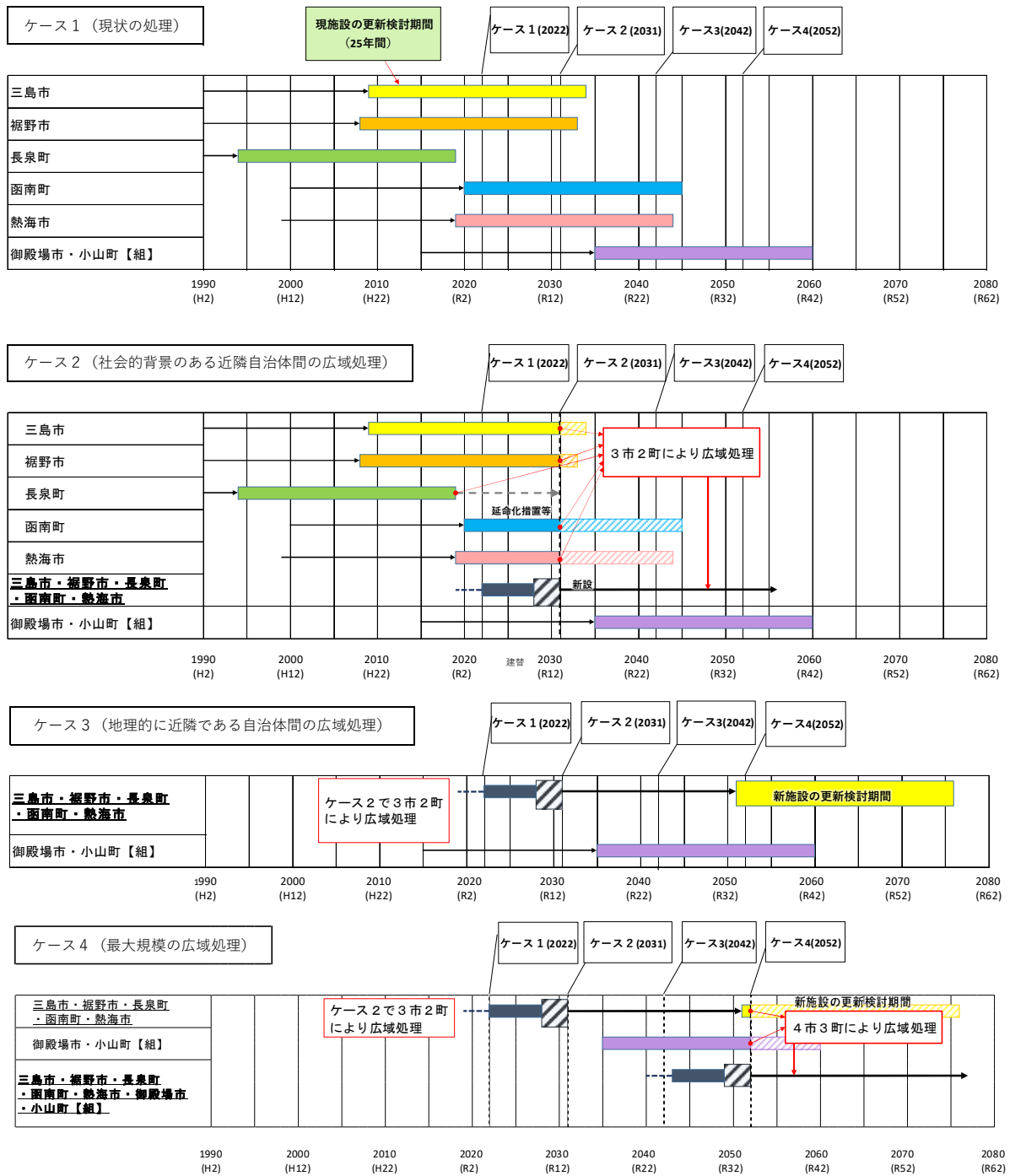
注1) 御殿場市・小山町【組】：御殿場市・小山町広域行政組合（構成市町：御殿場市、小山町）
 注2) 伊豆市伊豆の国市【組】：伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合（構成市町：伊豆市、伊豆の国市）
 注3) 25年間の年間コストは、施設稼働年数を一律に25年間とした場合の1年あたりの経費（建設費・運営管理費・収集運搬経費）として算出した。

2) 施設面

各焼却施設の施設稼働開始年度を基に更新検討期間を整理した結果を図 4.5 に示します。

次期処理施設の更新に係る検討期間は、特にケース 3・ケース 4 においては、多くの自治体で更新時期がずれることから、新たな施設整備時期までのごみ処理体制の調整方法（インフラ長寿命化基本計画における個別施設計画等に基づく延命化措置又は一次的な民間委託等）を検討する必要があります。

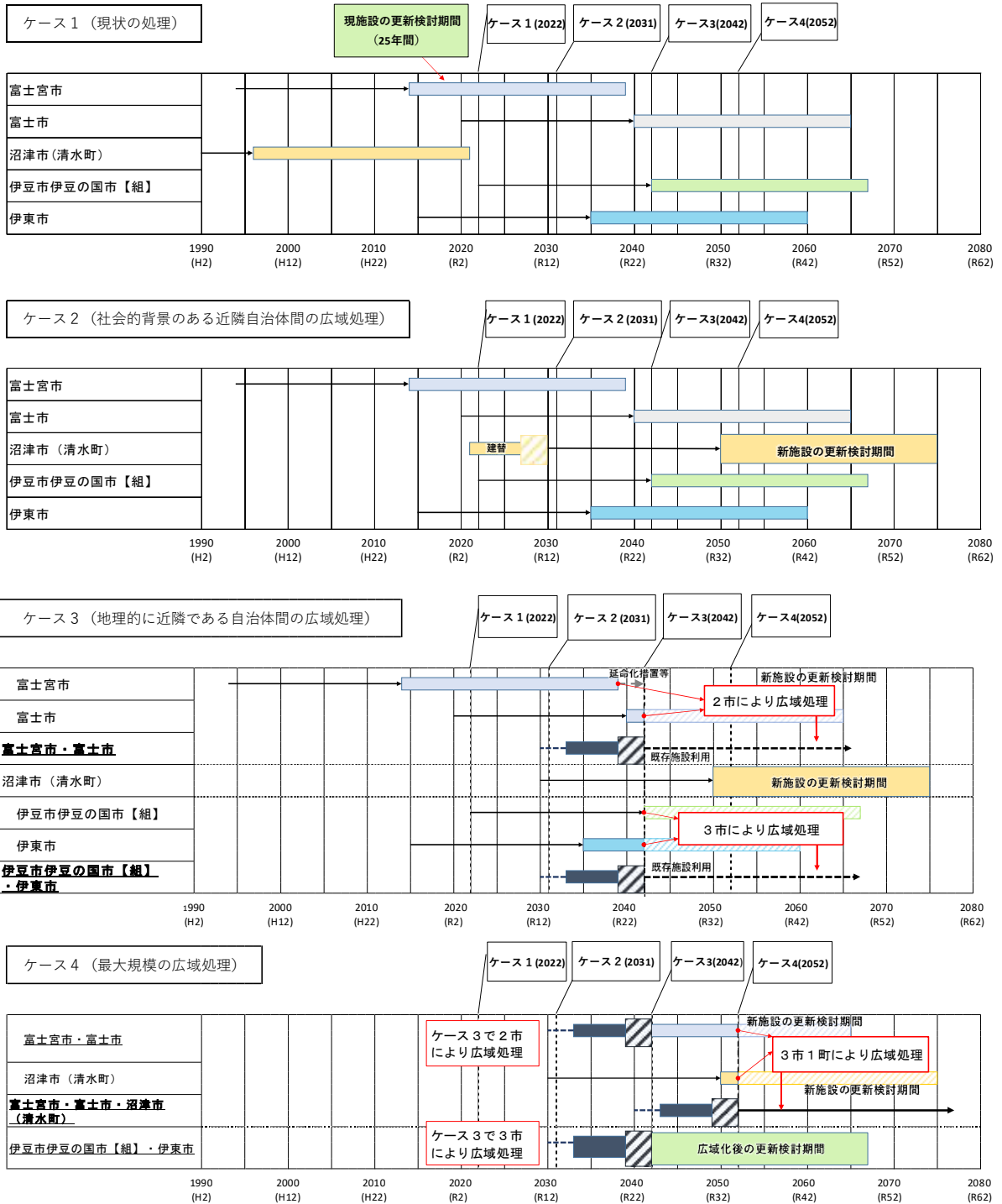
【三島市・裾野市・長泉町・函南町・熱海市・御殿場市・小山町】



- 注1) 現施設の稼働開始年度 (a) を基準とした次期処理施設の更新検討が必要な期間 (25年間) を示している。
 ・更新基準年：現施設稼働開始年度 (a) + 25年
 ・更新検討期間：開始 a + 20年 終了 a + 45年
- 注2) 下線は、広域化し共同処理を行う想定を組みあわせを示す。
- 注3) 御殿場市・小山町【組】：御殿場市・小山町広域行政組合 (構成市町：御殿場市、小山町)

図 4.5 ケース別の施設整備の更新に係る検討期間 (東部①)

【富士宮市・富士市・沼津市・清水町・伊豆市・伊豆の国市・伊東市】



- 注1) 現施設の稼働開始年度 (a) を基準とした次期処理施設の更新検討が必要な期間 (25 年間) を示している。
 ・更新基準年：現施設稼働開始年度 (a) + 25 年
 ・更新検討期間：開始 a + 20 年 終了 a + 45 年
- 注2) 下線は、広域化し共同処理を行う想定を組みあわせを示す。
- 注3) 伊豆市伊豆の国市【組】：伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合（構成市町：伊豆市、伊豆の国市）

図 4.5 ケース別の施設整備の更新に係る検討期間（東部②）

3) 環境面

広域化等に伴う施設規模からエネルギー回収量を検討した結果は、表 4.17 のとおりです。本地域においては、ケース 1 からエネルギー回収が可能な施設数が一定程度確保されますが、広域化等が進むにつれて地域の総エネルギー回収量も増加する結果となりました。

表 4.17 環境面の評価（東部地域）

環境面の評価	計画期間【R4～R13】		長期的な展望【R14～R34】	
	ケース 1	ケース 2	ケース 3	ケース 4
施設規模 (t/日)	29～211	69～293	82～256	114～403
エネルギー 回収可能施設数	6/11	6/7	5/5	3/3
総エネルギー 回収量 (MWh/日)	316	400	305	350

注1) 分母が各ケースの想定施設数（ケース 1 は既存施設数）、分子が該当施設数を示す。

注2) ケース 1・ケース 2 とケース 3・ケース 4 では推計採用年度が異なり、後者の方がごみ量が少ないため、ケース 2 からケース 3 にかけて施設規模・エネルギー回収量が減少する結果となっている。

4) 防災面

防災拠点としての適性は、計画期間（R4～R13）又は長期的な展望（R14～R34）の時点における施設規模が、災害対応の実施可能性が高いと考える規模（120t/日）を上回るかどうかで評価しました。全てのケースで、120t/日を上回る規模とならない施設があるという結果となりました。

耐震性能に係る適性の評価は、稼働開始年度が新耐震基準（昭和 56（1981）年）以降であるかどうかで評価しました。ケース 1 において一部の施設で新耐震基準を満たさないという結果となりました（表 4.18 参照）。

表 4.18 防災面の評価（東部地域）

災害対策の評価	計画期間【R4～R13】		長期的な展望【R14～R34】	
	ケース 1	ケース 2	ケース 3	ケース 4
施設規模 (t/日)	29～211	69～293	82～256	114～403
耐震性能 に係る適性の ある施設数	10/11	7/7	5/5	3/3
防災拠点 としての適性 のある施設数	4/11	4/7	3/5	2/3

注1) 分母が各ケースの想定施設数（ケース 1 は既存施設数）、分子が該当施設数を示す。

(2) 総合評価

経済面・施設面・環境面・防災面を総括した結果を表 4.19 に示します。計画期間（R 4～R13）で設定したケース 2 においては、経済面・環境面で現状の体制であるケース 1 より評価が高く、当面はこれを目指すものとします。

長期的な展望（R14～R34）では、経済面・環境面・防災面では、ケース 4 の方が評価が高く、施設面では、ケース 3 の方が評価が高いという結果になりました。ただし、現時点では対象となる施設の整備時期等が明確に見込めないことから、施設集約の調整が困難になることが想定されます。

よって、長期的にはケース 3 又はケース 4 を視野に入れつつ、ケース 2 を目指すことが望ましいと考えられます。

ただし、本地域の地理的・社会的特性を踏まえ、たい肥化施設等の焼却以外の処理施設により広域化等を検討する場合は、この限りではありません。あくまでも前頁までの評価方法による評価結果となります。

表 4.19 各ケースの評価結果（東部地域：焼却施設）

項目	指標等	ケース				
		計画期間【R 4～R13】		長期的な展望【R14～R34】		
		ケース 1	ケース 2	ケース 3	ケース 4	
概要	焼却施設規模 (t/日)	現時点 82～300	29～211	69～293	82～256	114～403
	想定施設数 (市町数)	11 (14)	11 (14)	7 (14)	5 (14)	3 (14)
評価	経済面	年間処理コスト	計 16,677 百万円	計 15,258 百万円	計 11,649 百万円	計 9,314 百万円
		コストメリット	少ない	ある	ある	最もある
		評価	△	○	○	◎
	施設面	整備時期等の調整作業	—	少ない	少ない	最も困難
		評価	—	○	○	△
	環境面	エネルギー回収量	316 MWh/日	400 MWh/日	305 MWh/日	350 MWh/日
		エネルギー回収可能施設数	6/11	6/7	5/5	3/3
		評価	△	○	○	◎
	防災面	耐震性能適性施設数	10/11	7/7	5/5	3/3
		防災拠点適性施設数	4/11	4/7	3/5	2/3
		評価	△	○	○	◎
	【総合評価】					
<ul style="list-style-type: none"> 計画期間内においては、ケース 2 はケース 1 に比べ、経済的・効率的であるため、計画期間内で目指すべき組合せの形として適当なものといえる。 長期的には、さらにコストメリットが高いケース 3 又はケース 4 を目指すことが望ましい。 ただし、焼却施設以外の処理施設とする場合は、この限りではない。 						

注1) 評価結果について、経済面・施設面は、計画期間・長期的な展望の各ケースを比較し相対的に評価した。

注2) 環境面・防災面の評価欄の分母は各ケースの想定施設数（ケース1は既存施設数）、分子は該当施設数を示す。なお、当項目の評価結果について、環境面はエネルギー回収量及び該当施設数から、防災面は耐震性能及び防災拠点としての適性から、それぞれ総合的に判断し評価した。

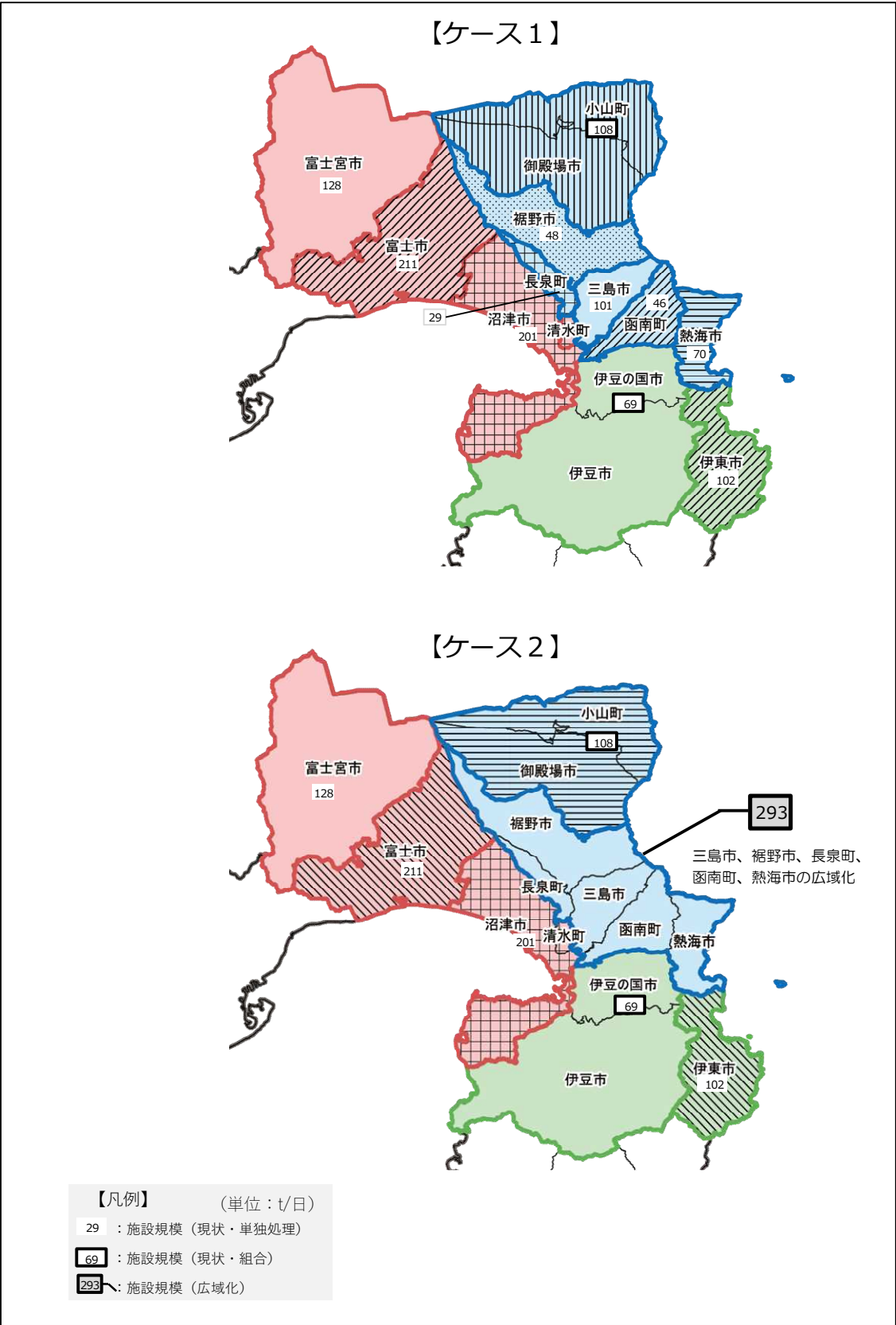


図 4.6 東部地域における各ケースの全体像 (計画期間 (R4～R13))

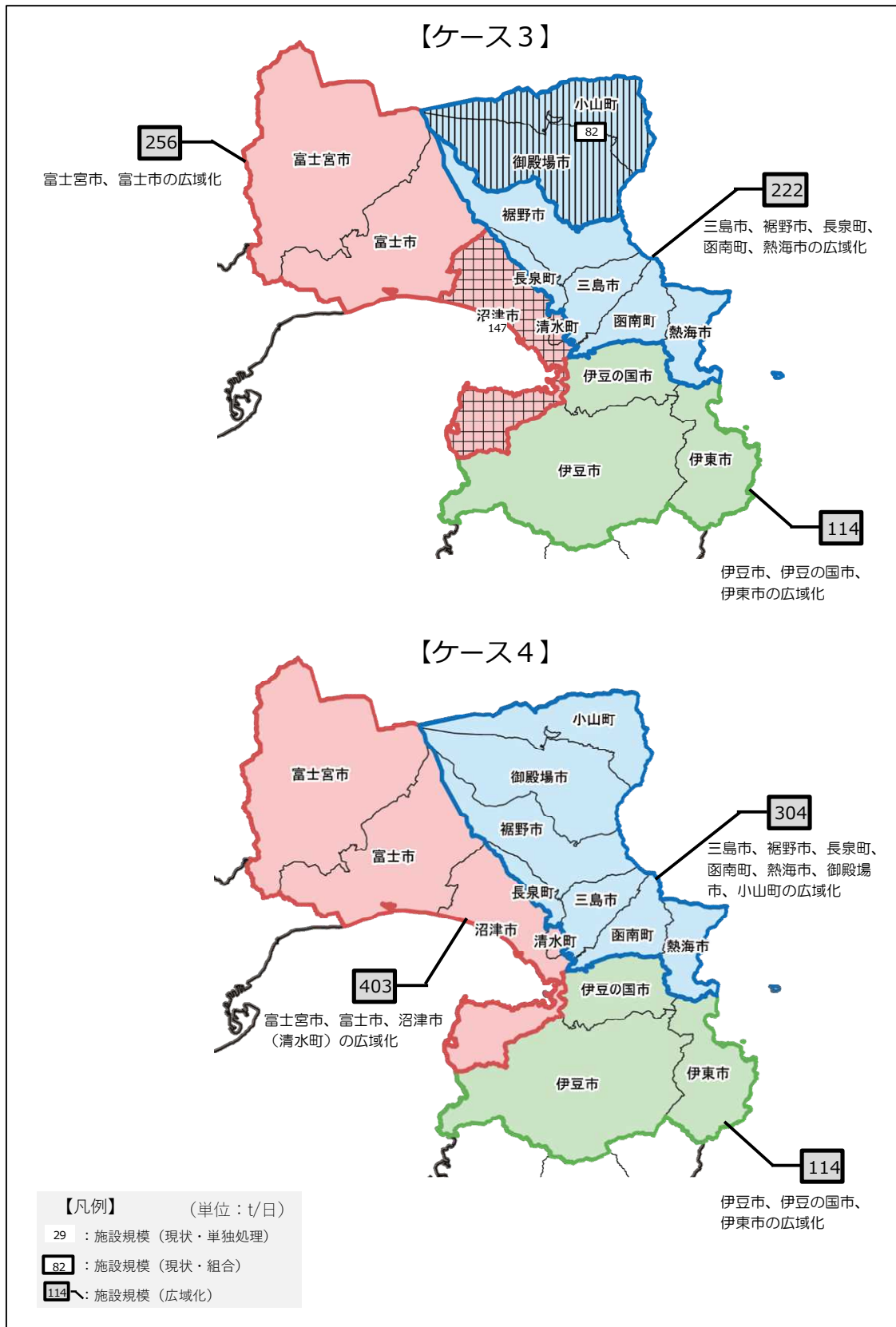
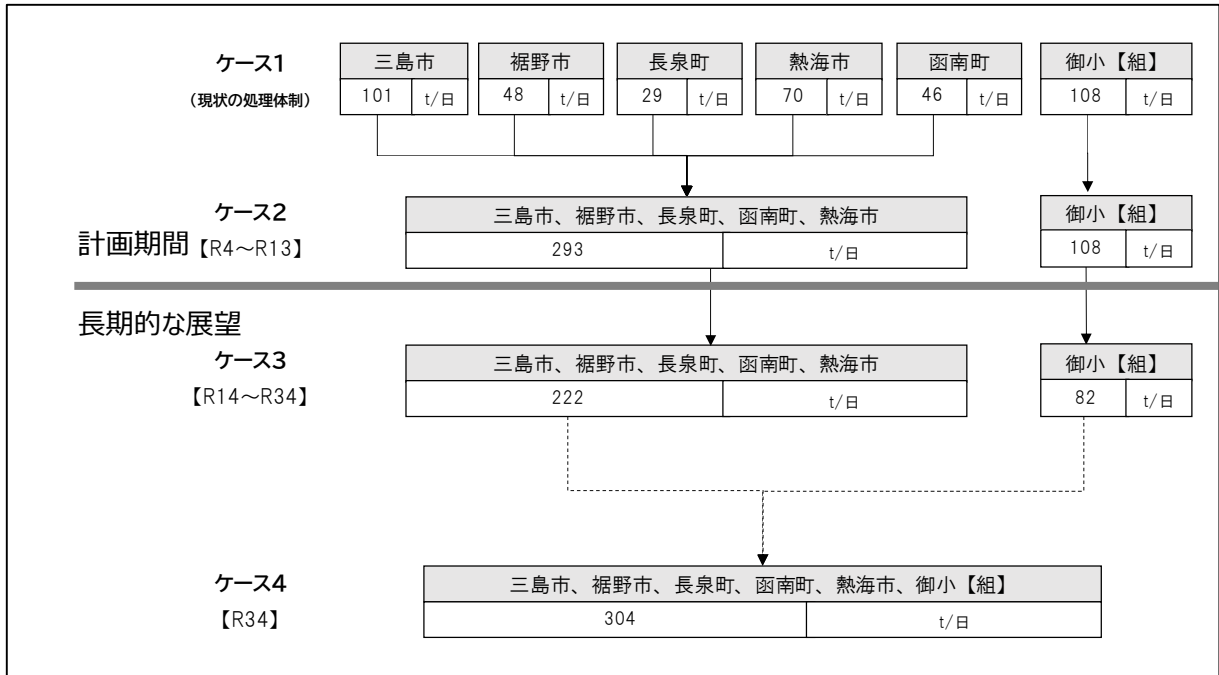


図 4.7 東部地域における各ケースの全体像（長期的な展望（R14～R34））

(3) 広域化等の推進の流れ

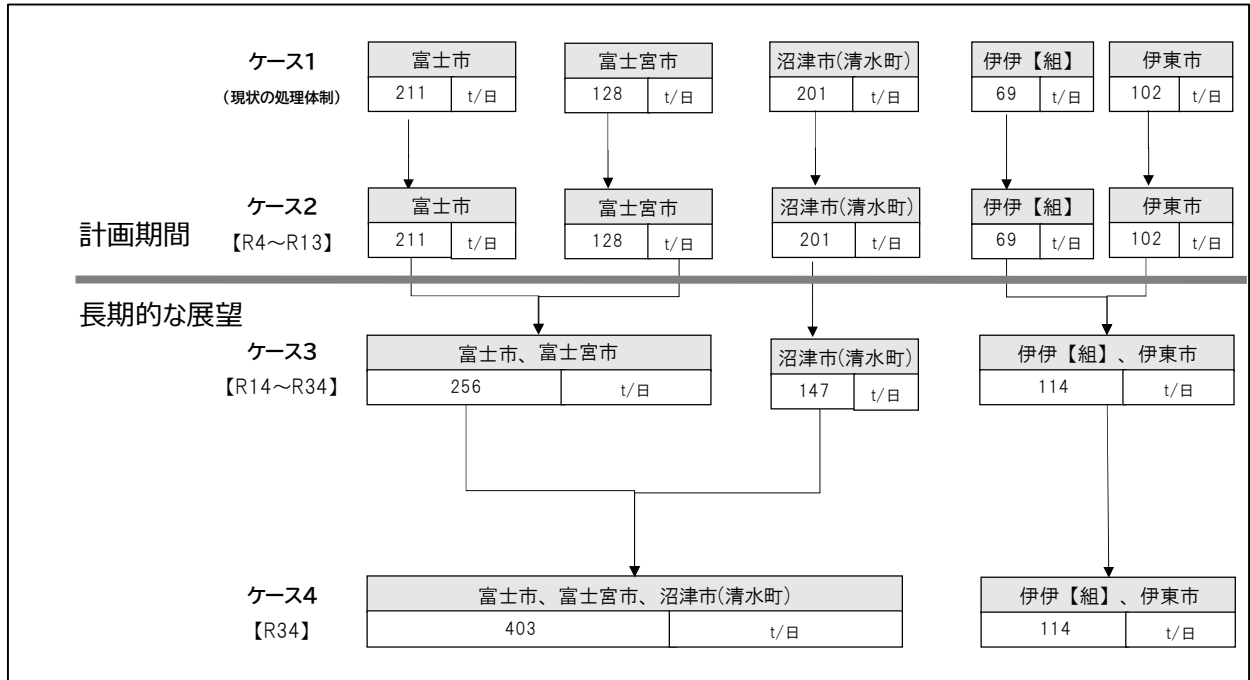
東部地域は、図 4.8 及び図 4.9 のように、計画期間（R 4～R13）においては、既に広域化等が行われている伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合のほか、施設の老朽化・社会的背景を考慮し、三島市・裾野市・長泉町・函南町・熱海市の広域化等を推進します。

長期的な展望（R14～R34）においては、環境省通知に示されている施設規模に留意し、地理的に近隣である自治体間での広域化等を検討することとします。



注1) 御小【組】: 御殿場市・小山町広域行政組合 (構成市町: 御殿場市、小山町)

図 4.8 広域化等の推進の流れ (東部地域①)



注1) 伊伊【組】: 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合 (構成市町: 伊豆市、伊豆の国市)

図 4.9 広域化等の推進の流れ (東部地域②)

第3項 中部地域

本地域におけるケースの組合せは、計画期間（R4～R13）のケース2では、社会的背景を踏まえ、牧之原市御前崎市広域施設組合（構成市町：牧之原市、御前崎市）・吉田町牧之原市広域施設組合（構成市町：吉田町、牧之原市）の組合せを想定しました。

長期的な展望（R14～R34）のうちケース3では、地理的近接性を踏まえ、島田市（川根本町）・牧之原市御前崎市広域施設組合・吉田町牧之原市広域施設組合の組合せを想定しました（表4.20参照）。

表 4.20 各ケースの考え方及び組合せ（中部地域）

計画期間	ケース	組合せ	想定施設数	
計画期間 (R4～ R13)	1	現状の処理	①静岡市 ②島田市（川根本町） ③吉田町牧之原市【組】 ④牧之原市御前崎市【組】 ⑤志太【組】	6
	2	社会的背景のある近隣自治体間の広域処理	①静岡市 ②島田市（川根本町） ③牧之原市御前崎市【組】、吉田町牧之原市【組】 ④志太【組】	5
長期的な展望 (R14～ R34)	3	地理的に近隣である自治体間の広域処理	①静岡市 ②島田市（川根本町）、牧之原市御前崎市【組】、吉田町牧之原市【組】 ③志太【組】	3
	4	最大規模の広域処理	①静岡市、島田市（川根本町）、志太【組】、牧之原市御前崎市【組】、吉田町牧之原市【組】	1～2

注1) ①など：現状の処理体制、①など：本検討での組合せ

注2) ケース1の想定施設数は、既存の施設数を示す。また、ケース1及びケース2の静岡市の施設は現状の2施設でカウントしている。なお、ケース4は、算定した施設規模より、1～2施設と想定している。

注3) 志太【組】：志太広域事務組合（構成市町：藤枝市、焼津市）

注4) 牧之原市御前崎市【組】：牧之原市御前崎市広域施設組合（構成市町：牧之原市、御前崎市）

注5) 吉田町牧之原市【組】：吉田町牧之原市広域施設組合（構成市町：吉田町、牧之原市）

注6) 川根本町は、中間処理施設を整備していないため、可燃ごみについては島田市に処理を委託している。

注7) 図4.11及び図4.12参照

(1) 焼却施設

1) 経済面（コスト）

地域全体の計画期間（R 4～R13）における年間処理コストは、広域化等により運営管理費が削減されるため、ケース1に比べ、ケース2にコストメリットがあるという結果となりました。

長期的な展望（R14～R34）における年間処理コストは、ケース3において最もメリットがあるという結果となりました。ケース4においては、広域化等により建設費及び運営管理費が削減されるものの、収集運搬経費が増大するという結果となりました（表4.21参照）。

表 4.21 経済面（コスト）検討結果（中部地域）

ケース1(現状)

市町名	現在 施設規模(t/日)	焼却量 (t/年)	施設規模 (t/日)	建設費 (百万円)	計画期間(R4~R13)				
					25年間			10年間	30年間
					運営管理費 (百万円)	収集運搬経費 (百万円)	年間コスト (百万円/年)	参考1 (R4~R13) (百万円)	参考2 (R4~R34) (百万円)
静岡市	1,100	177,731	727	34,912	91,029	83,223	8,367	83,665	250,996
島田市(川根本町)	148	26,026	107	7,562	22,030	10,048	1,586	15,856	47,568
吉田町牧之原市【組】	101	12,177	50	5,133	15,207	2,580	917	9,168	27,504
牧之原市御前崎市【組】	141	11,981	49	5,050	15,000	2,409	898	8,984	26,952
小計	242	24,159	99	10,183	30,207	4,990	1,815	18,152	54,456
志太【組】	255	56,933	233	16,542	44,480	15,661	3,067	30,673	92,020
合計		284,850	1,166	69,198	187,746	113,922	14,835	148,347	445,040

注1) 牧之原市御前崎市【組】：牧之原市御前崎市広域施設組合(構成市町：牧之原市、御前崎市)
 注2) 吉田町牧之原市【組】：吉田町牧之原市広域施設組合(構成市町：吉田町、牧之原市)
 注3) 志太【組】：志太広域事務組合(構成市町：藤枝市、焼津市)
 注4) 25年間の年間コストは、施設稼働年数を一律に25年間とした場合の1年あたりの経費(建設費・運営管理費・収集運搬経費)として算出した。
 注5) 参考1、参考2：令和13年度の推計値により算出した年間コストで10年間(参考1)または30年間(参考2)運営した場合の総コスト

ケース	市町名	焼却量 (t/年)	施設規模 (t/日)	建設費 (百万円)	計画期間(R4~R13)				
					25年間			10年間	30年間
					運営管理費 (百万円)	収集運搬経費 (百万円)	年間コスト (百万円/年)	参考1 (R4~R13) (百万円)	参考2 (R4~R34) (百万円)
ケース2	静岡市	177,731	727	34,912	91,029	83,223	8,367	83,665	250,996
	島田市(川根本町)	26,026	107	7,562	22,030	10,048	1,586	15,856	47,568
	吉田町牧之原市【組】	12,177			14,029	2,580	870	8,697	26,091
	牧之原市御前崎市【組】	11,981	99	10,183	13,803	2,539	856	8,557	25,671
	牧之原市御前崎市【組】、吉田町牧之原市【組】	24,159	99	10,183	27,832	5,119	1,725	17,254	51,762
	小計	50,185	205	17,745	49,862	15,167	3,311	33,110	99,329
	志太【組】	56,933	233	16,542	44,480	15,661	3,067	30,673	92,020
合計		284,850	1,166	69,198	185,371	114,051	14,745	147,448	442,345

注1) 牧之原市御前崎市【組】：牧之原市御前崎市広域施設組合(構成市町：牧之原市、御前崎市)
 注2) 吉田町牧之原市【組】：吉田町牧之原市広域施設組合(構成市町：吉田町、牧之原市)
 注3) 志太【組】：志太広域事務組合(構成市町：藤枝市、焼津市)
 注4) 25年間の年間コストは、施設稼働年数を一律に25年間とした場合の1年あたりの経費(建設費・運営管理費・収集運搬経費)として算出した。
 注5) 参考1、参考2：令和13年度の推計値により算出した年間コストで10年間(参考1)または30年間(参考2)運営した場合の総コスト

ケース	市町名	焼却量 (t/年)	施設規模 (t/日)	建設費 (百万円)	長期的な展望(R14~R34)				
					25年間			30年間	
					運営管理費 (百万円)	収集運搬経費 (百万円)	年間コスト (百万円/年)		
ケース3	静岡市	140,892	577	27,675	72,938	65,973	6,663	199,903	
	島田市(川根本町)	19,329			15,852	7,721	1,168	35,027	
	吉田町牧之原市【組】	6,078	136	9,689	4,985	2,428	367	11,014	
	牧之原市御前崎市【組】	7,371			6,045	2,944	445	13,358	
	牧之原市御前崎市【組】、吉田町牧之原市【組】、島田市(川根本町)	33,347	136	9,689	27,347	13,320	2,014	60,427	
	志太【組】	46,800	192	13,598	37,119	12,874	2,544	76,309	
	合計	221,038	905	50,962	137,405	92,166	11,221	336,639	

注1) 牧之原市御前崎市【組】：牧之原市御前崎市広域施設組合(構成市町：牧之原市、御前崎市)
 注2) 吉田町牧之原市【組】：吉田町牧之原市広域施設組合(構成市町：吉田町、牧之原市)
 注3) 志太【組】：志太広域事務組合(構成市町：藤枝市、焼津市)
 注4) 25年間の年間コストは、施設稼働年数を一律に25年間とした場合の1年あたりの経費(建設費・運営管理費・収集運搬経費)として算出した。

ケース	市町名	焼却量 (t/年)	施設規模 (t/日)	建設費 (百万円)	長期的な展望(R34)				
					25年間			30年間	
					運営管理費 (百万円)	収集運搬経費 (百万円)	年間コスト (百万円/年)		
ケース4	静岡市	140,892			71,578	82,791	7,282	218,453	
	島田市(川根本町)	19,329			9,820	11,358	999	29,970	
	吉田町牧之原市【組】	6,078	905	43,418	3,088	3,572	314	9,424	
	牧之原市御前崎市【組】	7,371			3,745	4,332	381	11,429	
	志太【組】	46,800			23,776	27,501	2,419	72,563	
	静岡市、牧之原市御前崎市【組】、吉田町牧之原市【組】、島田市(川根本町)、志太【組】	221,038	905	43,418	112,296	129,886	11,424	341,840	

注1) 牧之原市御前崎市【組】：牧之原市御前崎市広域施設組合(構成市町：牧之原市、御前崎市)
 注2) 吉田町牧之原市【組】：吉田町牧之原市広域施設組合(構成市町：吉田町、牧之原市)
 注3) 志太【組】：志太広域事務組合(構成市町：藤枝市、焼津市)
 注4) 25年間の年間コストは、施設稼働年数を一律に25年間とした場合の1年あたりの経費(建設費・運営管理費・収集運搬経費)として算出した。

◎コスト算出方法

- ・総事業費＝建設費（施設規模×建設単価）＋運営管理費（人件費＋維持補修費）＋収集運搬経費（詳細は表 4.4（22頁）参照）
- ・各ケースの算出の際に用いるごみ量の推計値は、ケース1・ケース2は令和13年度時点、ケース3・ケース4は令和34年度時点の推計値とする。

2) 施設面

各焼却施設の施設稼働開始年度を基に更新検討期間を整理した結果を図4.10に示します。

次期処理施設の更新検討期間は、特にケース4においては、各自治体の更新時期がずれることから、新たな施設整備時期までのごみ処理体制の調整方法（インフラ長寿命化基本計画における個別施設計画等に基づく延命化措置又は一次的な民間委託等）を検討する必要があります。

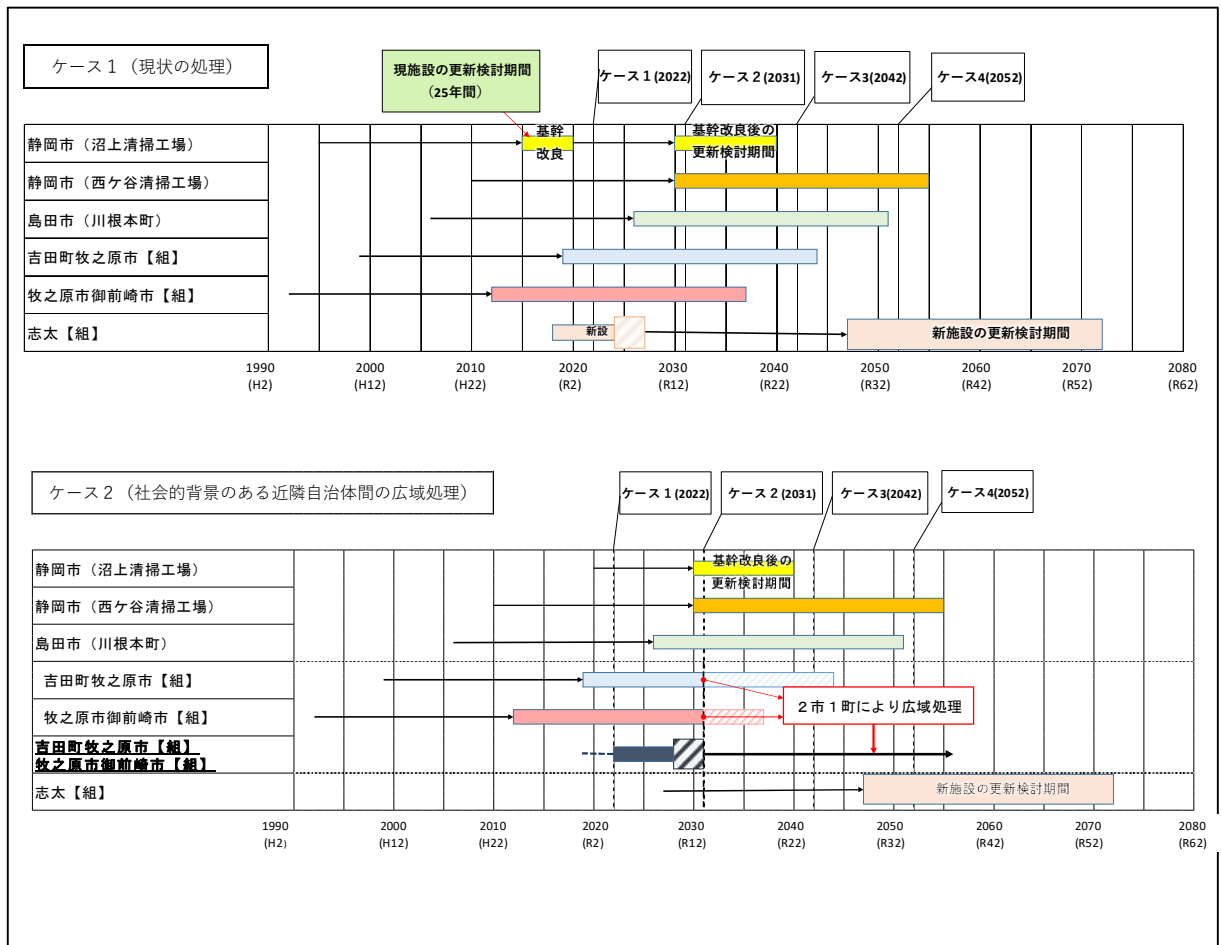


図 4.10 ケース別の施設整備の更新に係る検討期間（中部）1/2

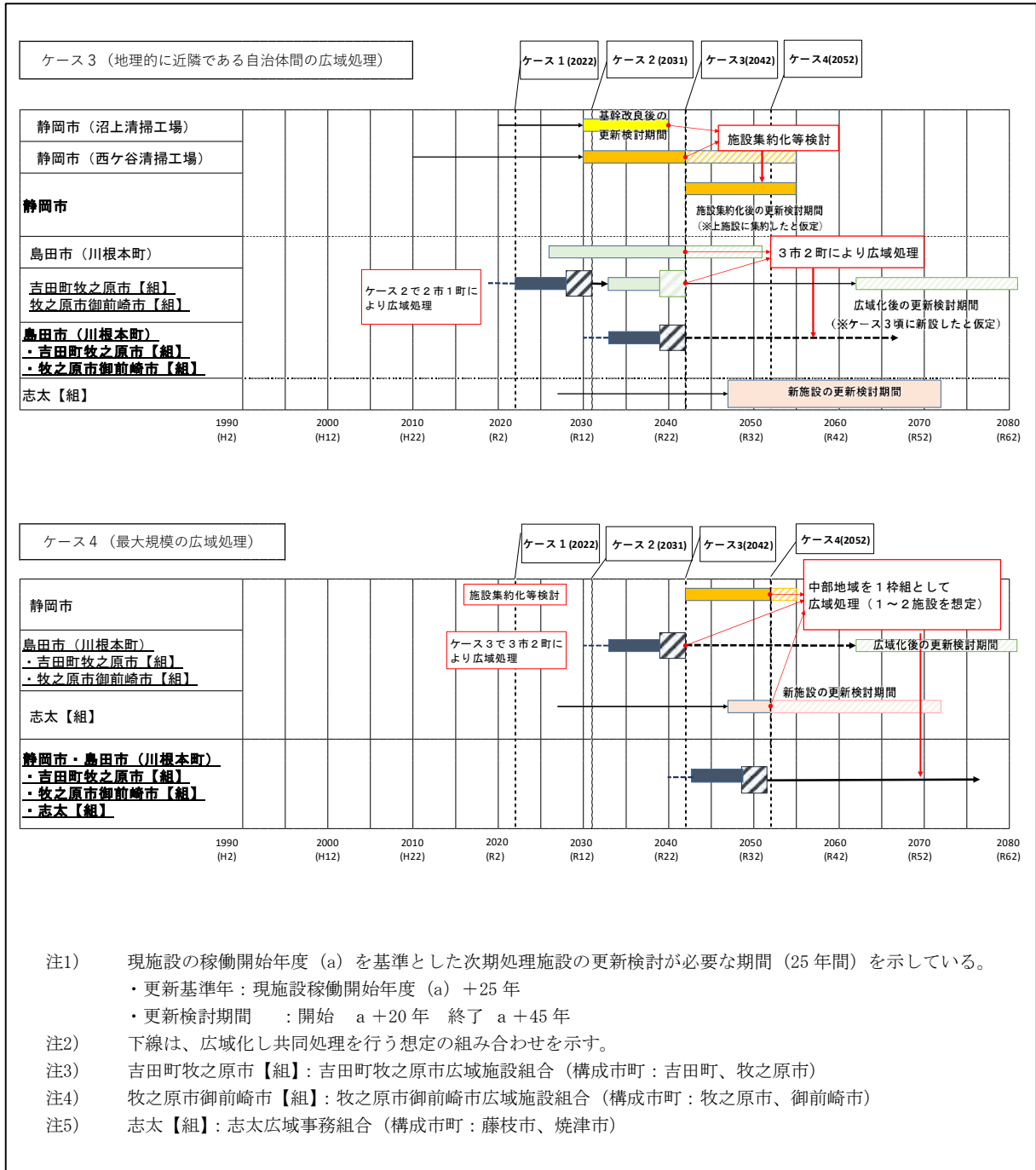


図 4.10 ケース別の施設整備の更新に係る検討期間 (中部) 2/2

3) 環境面

計画期間（R 4～R13）又は長期的な展望（R14～R34）の時点における施設規模から、エネルギー回収量を検討した結果は、表 4.22 のとおりです。広域化等により、地域の総エネルギー回収量も増加する結果となりました。

表 4.22 環境面の評価（中部地域）

環境面の評価	計画期間【R 4～R13】		長期的な展望【R14～R34】	
	ケース 1	ケース 2	ケース 3	ケース 4
施設規模 (t/日)	49～727	99～727	136～577	905
エネルギー 回収可能施設数	3/5	4/4	3/3	1/1
総エネルギー 回収量 (MWh/日)	486	514	385	464

注1) 分母が各ケースの想定施設数（ケース1は既存施設数）、分子が該当施設数を示す。
なお、静岡市のケース1・ケース2は2施設を合算し算出している。

注2) ケース1・ケース2とケース3・ケース4では推計採用年度が異なり、後者の方がごみ量が少ないため、前者より施設規模・エネルギー回収量が減少する結果となっている。

注3) ケース4については複数の施設の設置を想定しているが、最小限の施設数により算出した値で評価している。

4) 防災面

防災拠点としての適性は、計画期間（R 4～R13）又は長期的な展望（R14～R34）の時点における施設規模が、災害対応の実施可能性が高いと考える規模（120t/日）を上回るかどうかで評価しました。ケース1とケース2では、120t/日を上回る規模とならない施設があるという結果となりました。

耐震性能に係る適性の評価は、稼働開始年度が新耐震基準（昭和56（1981）年）以降であるかどうかで評価しました。全てのケースで、全施設が新耐震基準を満たすという結果となりました（表 4.23 参照）。

表 4.23 防災面の評価（中部地域）

災害対策の評価	計画期間【R 4～R13】		長期的な展望【R14～R34】	
	ケース 1	ケース 2	ケース 3	ケース 4
施設規模 (t/日)	49～727	99～727	136～577	905
耐震性能 に係る適性の ある施設数	6/6	5/5	3/3	1/1
防災拠点 としての適性 のある施設数	4/6	4/5	3/3	1/1

注1) 分母が各ケースの想定施設数（ケース1は既存施設数）、分子が該当施設数を示す。

注2) ケース4については複数の施設の設置が想定しているが、最小限の施設数により評価している。

(2) 総合評価

経済面・施設面・環境面・防災面を総括した結果を表 4.24 に示します。

計画期間（R 4～R13）においては、経済面に大きな差はないものの、環境面・防災面では、ケース 2 の評価が高いという結果となりました。これを踏まえ、計画期間においては、ケース 2 を目指すこととします。

長期的な展望（R14～R34）においては、経済面の評価に大きな差はなく、環境面ではケース 4 の評価が高い結果となりました。しかしながら、施設面では対象となる施設の整備時期等が正確に見込めないことから、施設集約の調整が困難になることが想定されます。

以上を踏まえると、長期的な展望においては、最終的にはケース 4 も視野に入れつつ、ケース 3 を目指すことが望ましいと考えられます。ただし、本地域の地理的・社会的特性を踏まえ、たい肥化施設等の焼却以外の処理施設により広域化等を検討する場合は、この限りではありません。あくまでも前頁までの評価方法による評価結果となります。

表 4.24 各ケースの評価結果（中部地域：焼却施設）

項目	指標等	ケース					
		計画期間【R4～R13】		長期的な展望【R14～R34】			
		ケース1	ケース2	ケース3	ケース4		
概要	焼却施設規模 (t/日)	現時点 101～600	49～727	99～727	136～577	905	
	想定施設数 (市町数)	6 (8)	6 (8)	5 (8)	3 (8)	1～2 (8)	
評価	経済面	年間処理コスト	計 14,835 百万円	計 14,745 百万円	計 11,221 百万円	計 11,424 百万円	
		コストメリット 評価	少ない △	ある ○	ある ○	ある ○	
		施設面	整備時期等の 調整作業 評価	— —	少ない ○	少ない ○	困難 △
	環境面		エネルギー 回収量	486 MWh/日	514 MWh/日	385 MWh/日	464 MWh/日
		エネルギー回収 可能施設数 評価	3/5 △	4/4 ○	3/3 △	1/1 ○	
		防災面	耐震性能適性 施設数	6/6	5/5	3/3	1/1
	防災拠点適性 施設数		4/6	4/5	3/3	1/1	
	評価		△	○	○	○	
	【総合評価】						
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画期間内においては、経済面の評価に大きな差はないが、環境面・防災面ではケース2の評価が高いことから、ケース2を目指すこととする。 ・ 長期的にも、経済面の評価に大きな差はないが、ケース4の方がケース3に比べ環境面の評価が高い。しかし、ケース4では整備時期等の調整が困難であることを踏まえると、最終的にはケース4も視野に入れつつ、ケース3を目指すことが望ましい。 ・ ただし、焼却施設以外の処理施設とする場合は、この限りではない。 						

注1) 評価結果について、経済面・施設面は、計画期間・長期的な展望の各ケースを比較し相対的に評価した。

注2) 環境面・防災面の評価欄の分母は各ケースの想定施設数（ケース1は既存施設数）、分子は該当施設数を示す。なお、当項目の評価結果について、環境面はエネルギー回収量及び該当施設数から、防災面は耐震性能及び防災拠点としての適性から、それぞれ総合的に判断し評価した。

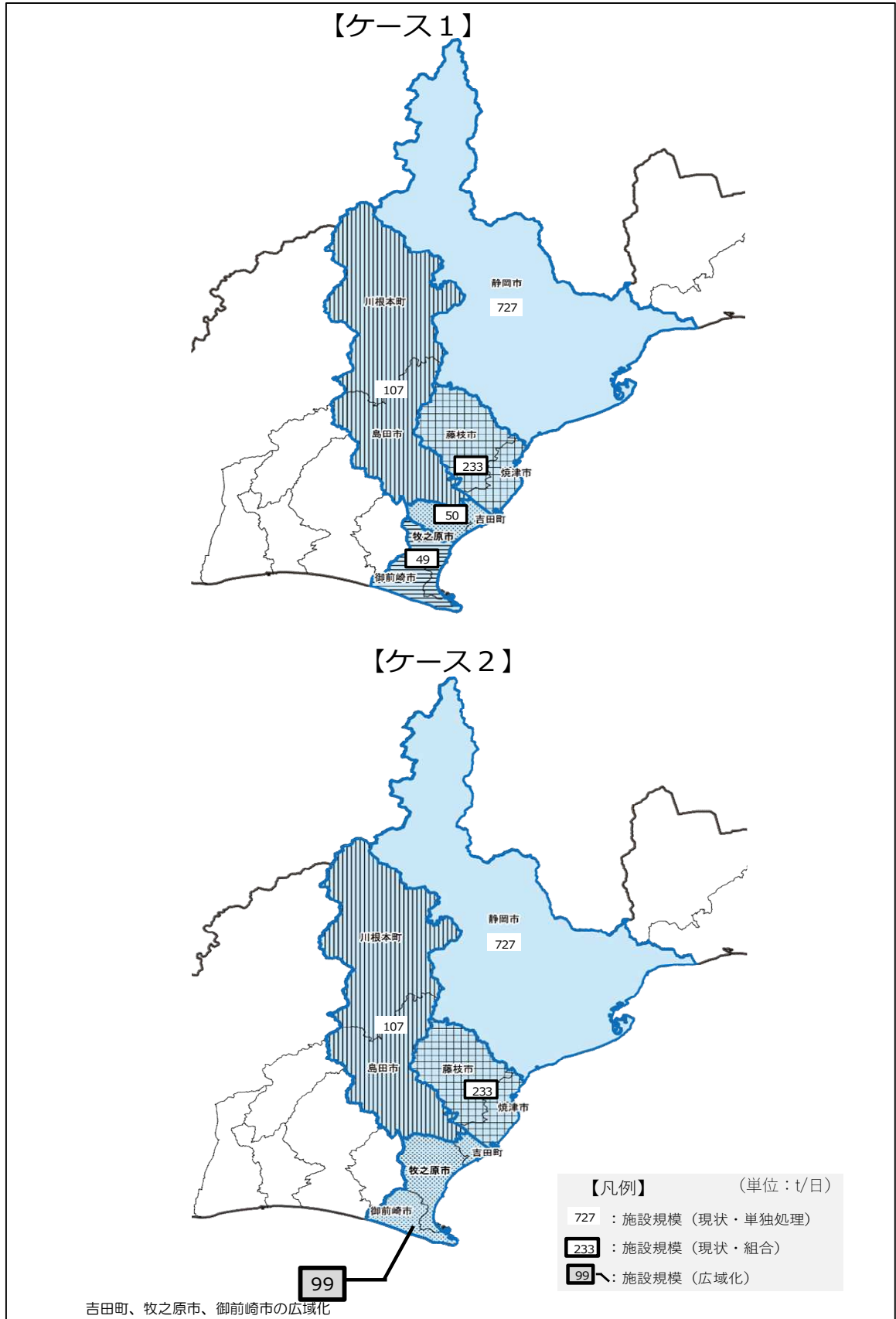


図 4.11 中部地域における各ケースの全体像 (計画期間 (R 4 ~ R13))

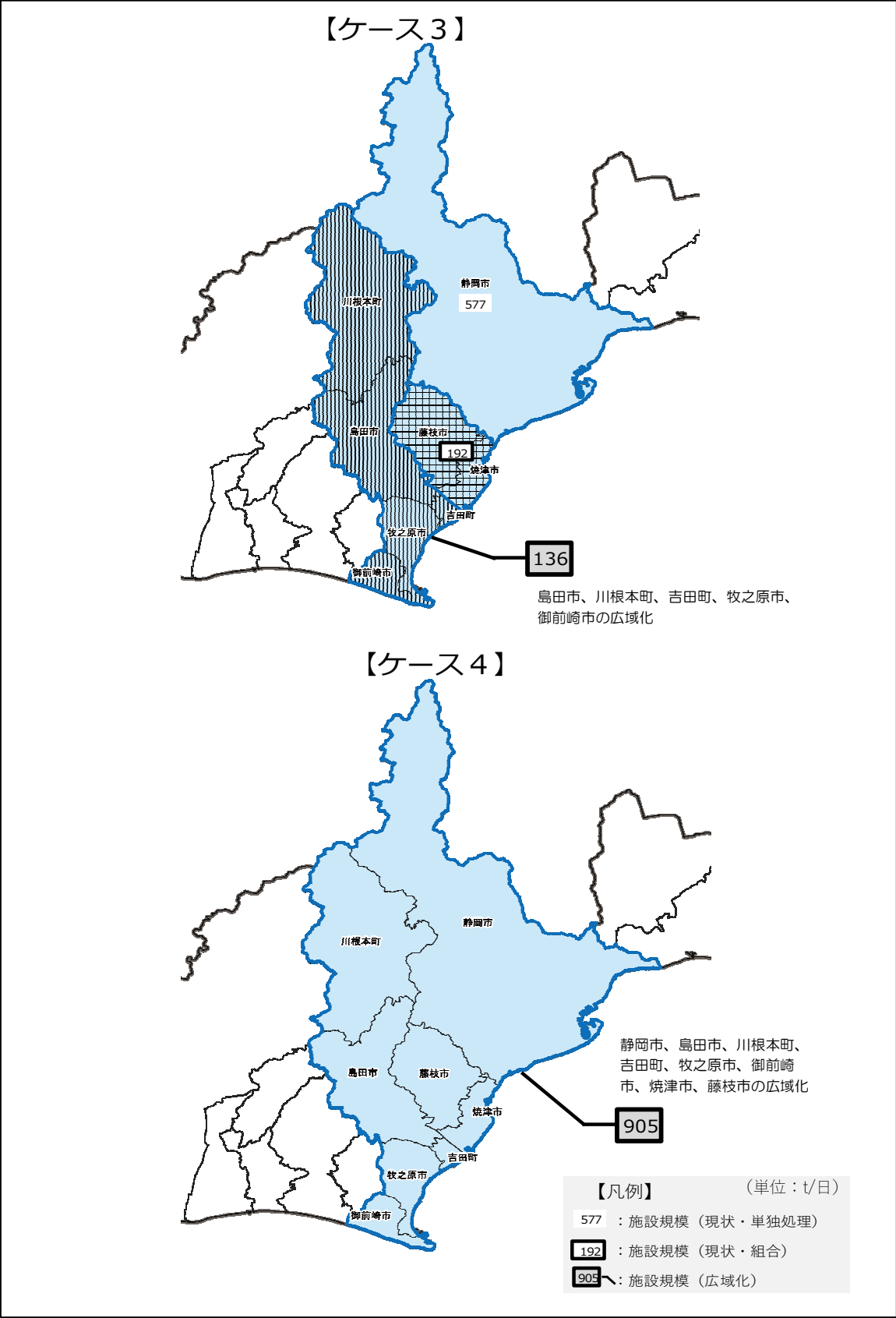
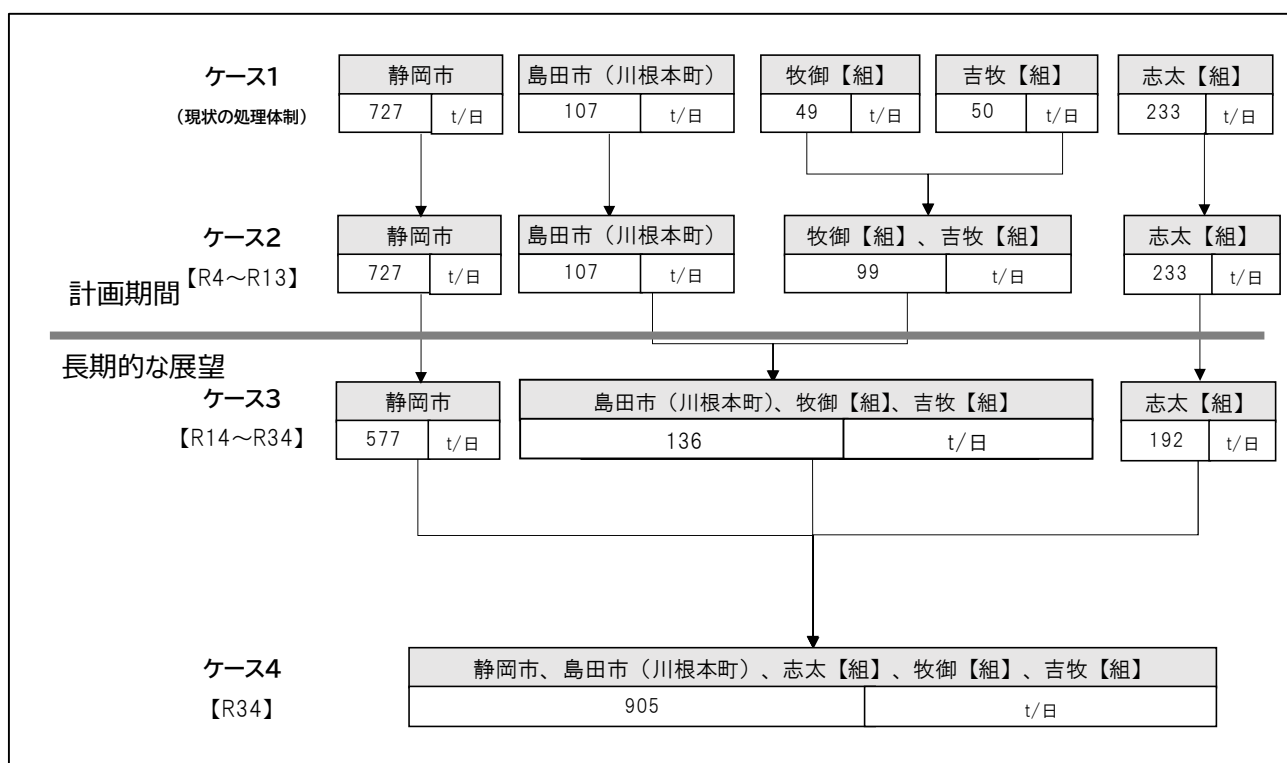


図 4.12 中部地域における各ケースの全体像 (長期的な展望 (R14~R34))

(3) 広域化等の推進の流れ

中部地域は、図 4.13 のように、計画期間（R 4～R 13）においては、既に広域で共同処理を計画している志太広域事務組合（構成市町：藤枝市、焼津市）のほか、域内に複数の組合がある牧之原市・御前崎市・吉田町の広域化等を推進します。

長期的な展望（R 14～R 34）においては、地域内において市町の境界を超えた効率的・経済的な収集運搬を検討し、焼却施設を 1～2 施設に集約化することを検討します。



注 1) 牧御【組】：牧之原市御前崎市広域施設組合（構成市町：牧之原市、御前崎市）

注 2) 吉牧【組】：吉田町牧之原市広域施設組合（構成市町：吉田町、牧之原市）

注 3) 志太【組】：志太広域事務組合（構成市町：藤枝市、焼津市）

図 4.13 広域化等の推進の流れ（中部地域）

第4項 西部地域

本地域におけるケースの組合せは、計画期間（R4～R13）では、施設の更新計画の検討状況から、社会的背景のある近隣自治体間の広域処理は想定されないため、現状の処理体制を継続します。長期的な展望（R14～R34）のうちケース3では、地理的近接性を踏まえ、浜松市・湖西市の組合せと、掛川市・菊川市衛生施設組合（構成市町：掛川市、菊川市）・袋井市森町広域行政組合（構成市町：袋井市、森町）の組合せを想定しました（表4.25参照）。

表 4.25 各ケースの考え方及び組合せ（西部地域）

計画期間	ケース	組合せ	想定施設数
計画期間 (R4～ R13)	1	現状の処理 ①浜松市 ②湖西市 ③磐田市	6
	2	社会的背景のある近隣自治体間の広域処理 ④掛川市・菊川市【組】 ⑤袋井市森町【組】	6
長期的な展望 (R14～ R34)	3	地理的に近隣である自治体間の広域処理 ①浜松市、湖西市 ②磐田市、 ③掛川市・菊川市【組】、袋井市森町【組】	3～4
	4	最大規模の広域処理 ①浜松市、湖西市、袋井市森町【組】、磐田市、 掛川市・菊川市【組】	1～3

注1) ①など：現状の処理体制、①など：本検討での組合せ

注2) ケース1の想定施設数は、既存の施設数を示す。また、浜松市の施設数は、ケース1では浜松市南部清掃工場及び西部清掃工場の2施設、ケース2では新清掃工場（天竜区）及び西部清掃工場の2施設でカウントしている。なお、ケース4については、算定した施設規模より、1～3施設と想定している。

注3) 掛川市・菊川市【組】：掛川市・菊川市衛生施設組合（構成市町：掛川市、菊川市）

注4) 袋井市森町【組】：袋井市森町広域行政組合（構成市町：袋井市、森町）

注5) 図4.15及び図4.16参照

(1) 焼却施設

1) 経済面（コスト）

地域全体の計画期間（R4～R13）における年間の処理コストは、15,711百万円となると推計しました。ケース4では、建設費及び運営管理費が削減されるものの、収集運搬経費が増大することから、長期的な展望（R14～R34）における年間処理コストは、ケース3が最もメリットがある結果となりました（表4.26参照）。

表 4.26 経済面（コスト）検討結果（西部地域）

ケース1(現状)

市町名	現在		計画期間(R4~R13)						
	施設規模 (t/日)	焼却量 (t/年)	施設規模 (t/日)	建設費 (百万円)	25年間			10年間	30年間
					運営管理費 (百万円)	収集運搬経費 (百万円)	年間コスト (百万円/年)	参考1 (R4~R13) (百万円)	参考2 (R4~R34) (百万円)
浜松市	894	203,492	833	39,972	103,679	98,786	9,697	96,974	290,923
湖西市	102	12,148	50	5,120	15,176	2,576	915	9,149	27,447
磐田市	224	37,158	152	10,796	30,115	9,051	1,999	19,985	59,955
袋井市森町【組】	132	26,898	110	7,815	22,663	7,230	1,508	15,083	45,250
掛川市・菊川市【組】	140	27,848	114	8,091	23,353	8,344	1,592	15,915	47,746
合計		307,543	1,259	71,795	194,987	125,986	15,711	157,107	471,321

注1) 掛川市・菊川市【組】:掛川市・菊川市衛生施設組合(構成市町:掛川市、菊川市)
 注2) 袋井市森町【組】:袋井市森町広域行政組合(構成市町:袋井市、森町)
 注3) 25年間の年間コストは、施設稼働年数を一律に25年間とした場合の1年あたりの経費(建設費・運営管理費・収集運搬経費)として算出した。
 注4) 参考1、参考2:令和34年度の推計値により算出した年間コストで10年間(参考1)または30年間(参考2)運営した場合の総コスト

ケース	市町名	計画期間(R4~R13)							
		焼却量 (t/年)	施設規模 (t/日)	建設費 (百万円)	25年間			10年間	30年間
					運営管理費 (百万円)	収集運搬経費 (百万円)	年間コスト (百万円/年)	参考1 (R4~R13) (百万円)	参考2 (R4~R34) (百万円)
ケース2	浜松市	203,492	833	39,972	103,679	98,786	9,697	96,974	290,923
	湖西市	12,148	50	5,120	15,176	2,576	915	9,149	27,447
	磐田市	37,158	152	10,796	30,115	9,051	1,999	19,985	59,955
	袋井市森町【組】	26,898	110	7,815	22,663	7,230	1,508	15,083	45,250
	掛川市・菊川市【組】	27,848	114	8,091	23,353	8,344	1,592	15,915	47,746
	小計(掛川市・菊川市【組】、袋井市森町【組】)	54,746	224	15,906	46,016	15,574	3,100	30,999	92,996
	合計	307,543	1,259	71,795	194,987	125,986	15,711	157,107	471,321

注1) 掛川市・菊川市【組】:掛川市・菊川市衛生施設組合(構成市町:掛川市、菊川市)
 注2) 袋井市森町【組】:袋井市森町広域行政組合(構成市町:袋井市、森町)
 注3) 25年間の年間コストは、施設稼働年数を一律に25年間とした場合の1年あたりの経費(建設費・運営管理費・収集運搬経費)として算出した。
 注4) 参考1、参考2:令和13年度の推計値により算出した年間コストで10年間(参考1)または30年間(参考2)運営した場合の総コスト

ケース	市町名	長期的な展望(R14~R34)						
		焼却量 (t/年)	施設規模 (t/日)	建設費 (百万円)	25年間			30年間
					運営管理費 (百万円)	収集運搬経費 (百万円)	年間コスト (百万円/年)	
ケース3	浜松市	178,531	775	37,178	91,209	88,419	8,588	257,636
	湖西市	10,737			5,486	5,318	516	15,495
	浜松市、湖西市	189,269	775	37,178	96,694	93,737	9,104	273,131
	磐田市	32,157	132	9,343	26,483	7,833	1,746	52,391
	袋井市森町【組】	23,927			18,960	8,377	1,372	41,147
	掛川市・菊川市【組】	23,395	194	13,749	18,538	8,191	1,341	40,232
	掛川市・菊川市【組】、袋井市森町【組】	47,322	194	13,749	37,499	16,568	2,713	81,379
合計	268,748	1,100	60,270	160,676	118,137	13,563	406,900	

注1) 掛川市・菊川市【組】:掛川市・菊川市衛生施設組合(構成市町:掛川市、菊川市)
 注2) 袋井市森町【組】:袋井市森町広域行政組合(構成市町:袋井市、森町)
 注3) 25年間の年間コストは、施設稼働年数を一律に25年間とした場合の1年あたりの経費(建設費・運営管理費・収集運搬経費)として算出した。

ケース	市町名	長期的な展望(R34)						
		焼却量 (t/年)	施設規模 (t/日)	建設費 (百万円)	25年間			30年間
					運営管理費 (百万円)	収集運搬経費 (百万円)	年間コスト (百万円/年)	
ケース4	浜松市	178,531			90,163	102,236	9,099	272,961
	湖西市	10,737			5,423	6,149	547	16,417
	磐田市	32,157	1,100	52,790	16,240	18,415	1,639	49,166
	袋井市森町【組】	23,927			12,084	13,702	1,219	36,583
	掛川市・菊川市【組】	23,395			11,815	13,397	1,192	35,769
	浜松市、湖西市、袋井市森町【組】、磐田市、掛川市・菊川市【組】	268,748	1,100	52,790	135,724	153,899	13,697	410,896
	合計	268,748	1,100	52,790	135,724	153,899	13,697	410,896

注1) 掛川市・菊川市【組】:掛川市・菊川市衛生施設組合(構成市町:掛川市、菊川市)
 注2) 袋井市森町【組】:袋井市森町広域行政組合(構成市町:袋井市、森町)
 注3) 25年間の年間コストは、施設稼働年数を一律に25年間とした場合の1年あたりの経費(建設費・運営管理費・収集運搬経費)として算出した。

◎コスト算出方法

- 総事業費 = 建設費 (施設規模 × 建設単価) + 運営管理費 (人件費 + 維持補修費) + 収集運搬経費 (詳細は表 4.4 (22 頁) 参照)
- 各ケースの算出の際に用いるごみ量の推計値は、ケース 1・ケース 2 は令和 13 年度時点、ケース 3・ケース 4 は令和 34 年度時点の推計値とする。

2) 施設面

各焼却施設の施設稼働開始年度を基に更新検討期間を整理した結果を図 4.14 に示します。

次期処理施設の更新に係る検討期間は、特にケース 4 において、ずれが大きくなるため、新たな施設整備時期までのごみ処理体制の調整方法（インフラ長寿命化基本計画における個別施設計画等に基づく延命化措置又は一次的な民間委託等）を検討する必要があります。

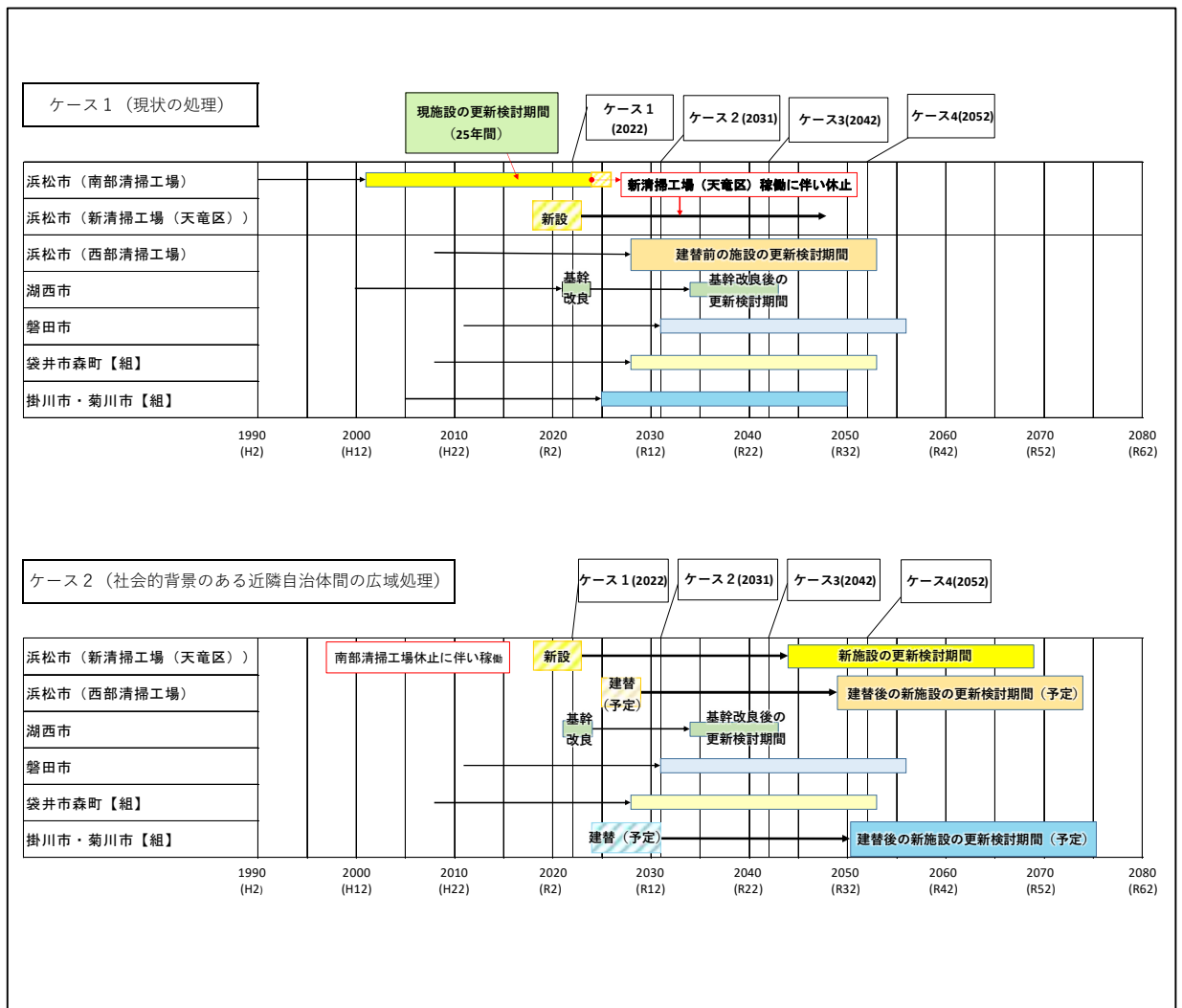


図 4.14 ケース別の施設整備の更新に係る検討期間（西部）1/2

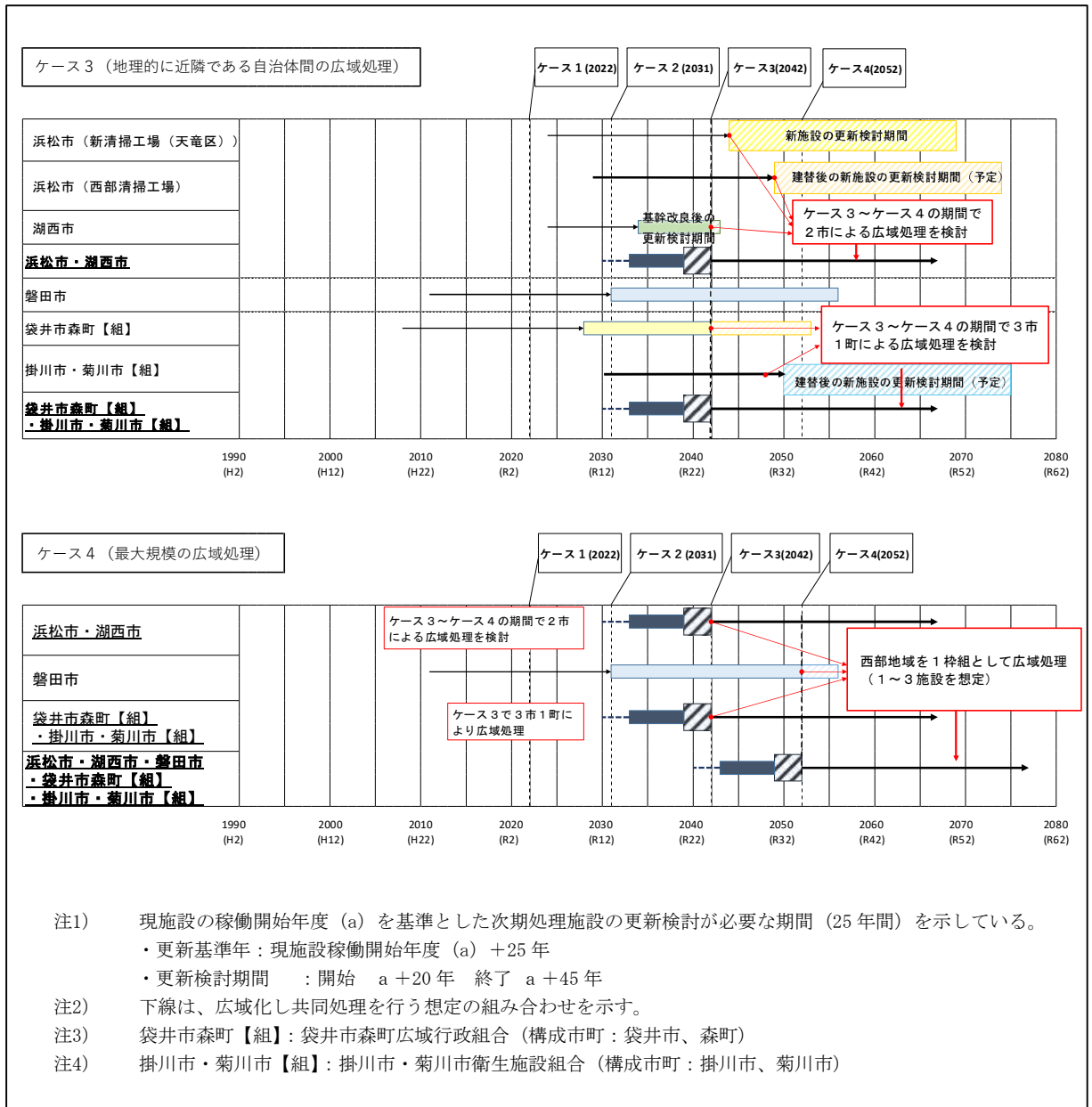


図 4.14 ケース別の施設整備の更新に係る検討期間（西部）2/2

3) 環境面

計画期間（R 4～R 13）又は長期的な展望（R 14～R 34）の時点における施設規模から、エネルギー回収量を検討した結果は、表 4. 27 のとおりです。広域化等により、地域の総エネルギー回収量も増加する結果となりました。

表 4. 27 環境面の評価（西部地域）

環境面の評価	計画期間【R 4～R 13】		長期的な展望【R 14～R 34】	
	ケース 1	ケース 2	ケース 3	ケース 4
施設規模 (t/日)	50～833		132～775	1,100
エネルギー 回収可能施設数	4/5		3/3	1/1
総エネルギー 回収量 (MWh/日)	560		495	591

- 注1) 分母が各ケースの想定施設数（ケース 1 は既存施設数）、分子が該当施設数を示す。
なお、浜松市のケース 1・ケース 2 は 2 施設を合算し算出している。
- 注2) ケース 1・ケース 2 とケース 3・ケース 4 では推計採用年度が異なり、後者の方がごみ量が少ないため、前者より施設規模・エネルギー回収量が減少する結果となっているケースがある。
- 注3) ケース 3・ケース 4 については複数の施設の設置を想定しているが、最小限の施設数により算出した値で評価している。

4) 防災面

防災拠点としての適性は、計画期間（R 4～R 13）又は長期的な展望（R 14～R 34）の時点における施設規模が、災害対応の実施可能性が高いと考える規模（120t/日）を上回るかどうかで評価しました。結果、ケース 3 及びケース 4 では全ての施設で 120t/日を上回り、適性があると評価しました。

耐震性能等に係る適性の評価は、使用開始年度が新耐震基準（昭和 56（1981）年）以降であるかどうかで評価しました。結果、全ての施設で適性があると評価しました（表 4. 28 参照）。

表 4. 28 防災面の評価（西部地域）

災害対策の評価	計画期間【R 4～R 13】		長期的な展望【R 14～R 34】	
	ケース 1	ケース 2	ケース 3	ケース 4
施設規模 (t/日)	50～833		132～775	1,100
耐震性能 に係る適性の ある施設数	6/6		3/3	1/1
防災拠点 としての適性 のある施設数	5/6		3/3	1/1

- 注1) 分母が各ケースの想定施設数（ケース 1 は既存施設数）、分子が該当施設数を示す。
- 注2) ケース 3・ケース 4 については複数の施設の設置が想定しているが、最小限の施設数により評価している。

(2) 総合評価

経済面・施設面・環境面・防災面を総括した結果を表 4.29 に示します。

計画期間（R 4～R13）においては、社会的背景のある近隣自治体間の広域処理が想定されないため、現状の処理体制を継続します。

長期的な展望（R14～R34）においては、特にケース4において、現時点では対象となる施設の整備時期等が正確に見込めないことから、施設集約の調整が困難になることが想定されます。経済面・施設面では、ケース3の評価が高いという結果となりました。以上を踏まえると、ケース4も視野に入れつつ、ケース3を目指すことが望ましいと考えられます。ただし、本地域の地理的・社会的特性を踏まえ、たい肥化施設等の焼却以外の処理施設により広域化等を検討する場合は、この限りではありません。あくまでも前頁までの評価方法による評価結果となります。

表 4.29 各ケース評価結果（西部地域：焼却施設）

項目	指標等	ケース				
		計画期間【R 4～R13】		長期的な展望【R14～R34】		
		ケース1	ケース2	ケース3	ケース4	
概要	焼却施設規模 (t/日)	現時点 120～495	50～833		132～775	1,100
	想定施設数 (市町数)	6 (7)	6 (7)		3～4 (7)	1～3 (7)
評価	経済面	年間処理コスト	計 15,711 百万円		計 13,563 百万円	計 13,697 百万円
		コストメリット	—		ある	比較的 少ない
		評価	—		○	△
	施設面	整備時期等の 調整作業	—		比較的容易	困難
		評価	—		○	△
	環境面	エネルギー 回収量	560 MWh/日		495 MWh/日	591MWh/日
		エネルギー回収 可能施設数	4/5		3/3	1/1
		評価	—		△	○
	防災面	耐震性能適性 施設数	6/6		3/3	1/1
		防災拠点適性 施設数	5/6		3/3	1/1
評価		—		○	○	
【総合評価】						
<ul style="list-style-type: none"> ・ 長期的には、特にケース4において、施設集約の調整が困難になることが想定される。 ・ ケース3は複数施設（3～4施設）、ケース4も複数施設（1～3施設）での広域処理を想定する。 ・ 経済面・施設面では、ケース4も視野に入れつつ、ケース3を目指すことが望ましい。 ・ ただし、焼却施設以外の処理施設とする場合は、この限りではない。 						

注1) 評価結果について、経済面・施設面は、計画期間・長期的な展望の各ケースを比較し相対的に評価した。

注2) 環境面・防災面の評価欄の分母は各ケースの想定施設数（ケース1は既存施設数）、分子は該当施設数を示す。なお、当項目の評価結果について、環境面はエネルギー回収量及び該当施設数から、防災面は耐震性能及び防災拠点としての適性から、それぞれ総合的に判断し評価した。

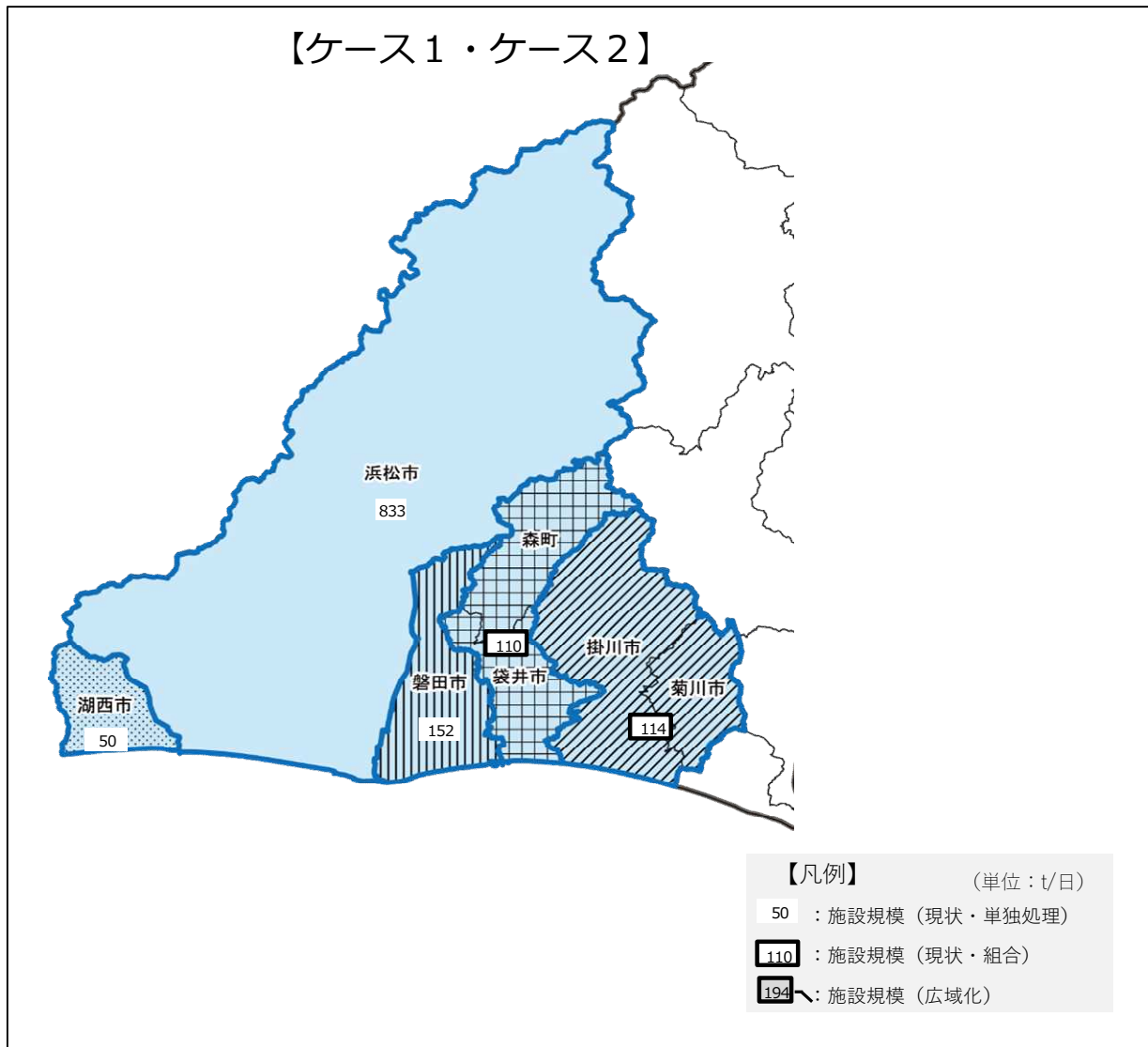


図 4.15 西部地域における各ケースの全体像 (計画期間 (R4～R13))

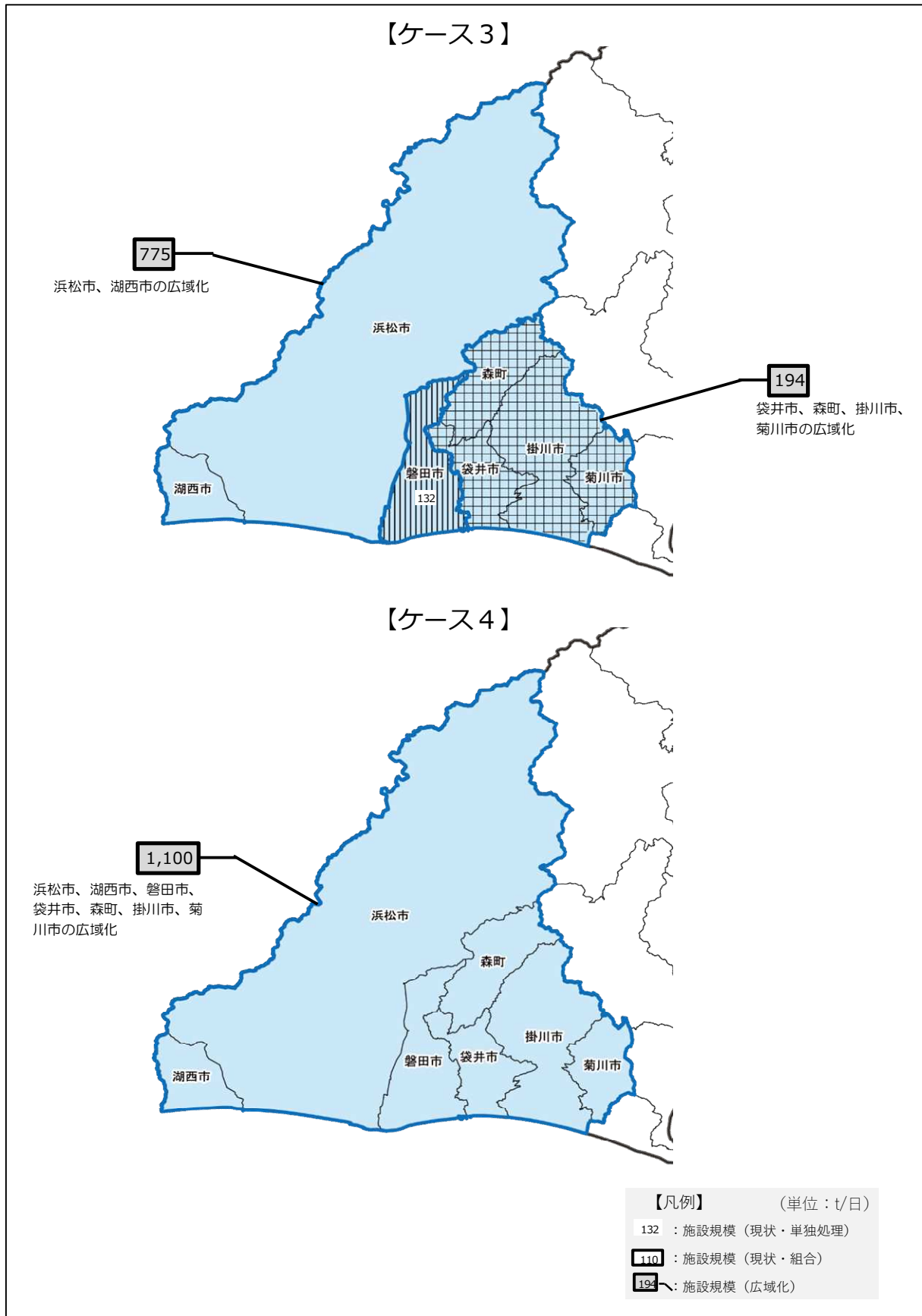
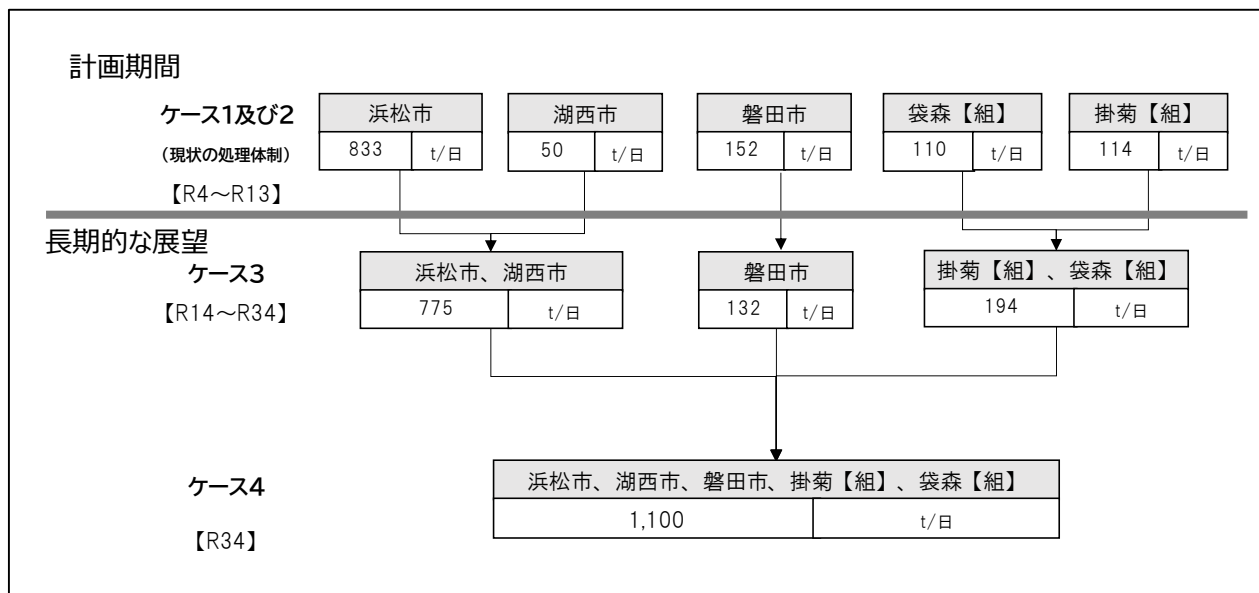


図 4.16 西部地域における各ケースの全体像 (長期的な展望 (R14~R34))

(3) 広域化等の推進の流れ

西部地域は、図 4.17 のように、計画期間（R 4～R13）においては、焼却施設の更新時期が到来しないため、現状の処理体制を継続します。

長期的な展望（R 14～R34）においては、焼却施設について 1,100t/日規模（1～3 施設）への広域化等を検討することとします。



注1) 掛菊【組】：掛川市・菊川市衛生施設組合（構成市町：掛川市、菊川市）

注2) 袋森【組】：袋井市森町広域行政組合（構成市町：袋井市、森町）

図 4.17 広域化等の推進の流れ（西部地域）

第3節 その他の処理施設

(1) 資源化施設

焼却施設と同様に広域化等が進む場合を想定しますが、脱焼却の観点から、さらなる施設整備及び地域の民間施設の活用を推進します。

(地域別の各ケースにおける施設規模の見通し)

- ・ 賀茂地域は、ケース 2 においては、組合せごとに 4.0～9.2 t/日、ケース 3・ケース 4 においては 6.4 t/日となる見込みです (表 4.30 参照)。
- ・ 東部地域は、ケース 2 においては組合せごとに 24.2～72.9 t/日、ケース 4 においては最大 109.0 t/日となる見込みです (表 4.31 参照)。
- ・ 中部地域は、ケース 2 においては組合せごとに 28.5～157.5 t/日、ケース 4 においては 228.0 t/日となる見込みです (表 4.32 参照)。
- ・ 西部地域は、ケース 2 においては組合せごとに 26.3～226.0 t/日、ケース 4 においては 319.7 t/日となる見込みです (表 4.33 参照)。

(2) 最終処分場

各市町は、排出削減やリサイクルなどによる延命化や民間事業者への委託処理等による複数確保を図ります。

(地域別の各ケースにおける施設規模の見通し)

- ・ 賀茂地域は、ケース 2 においては組合せごとに 953～1,736 t/年、ケース 3・ケース 4 においては 1,330 t/年の最終処分が必要となる見込みです (表 4.30 参照)。
- ・ 東部地域は、ケース 2 においては組合せごとに 289～6,581 t/年、ケース 4 においては最大 6,005 t/年の最終処分が必要となる見込みです (表 4.31 参照)。
- ・ 中部地域は、ケース 2 においては組合せごとに 791～8,857 t/年、ケース 4 においては最大 12,897 t/年の最終処分が必要となる見込みです (表 4.32 参照)。
- ・ 西部地域は、ケース 2 においては組合せごとに 1,269～13,322 t/年、ケース 4 においては 21,333 t/年の最終処分が必要となる見込みです (表 4.33 参照)。

(3) し尿処理施設

老朽化に伴い、付帯する焼却施設は廃止し、自治体の焼却施設で処理するなど効率化を推進します。

また、ストックマネジメントの考え方により基幹的設備改良工事を実施する場合や、リンなどの回収により資源化が見込める場合は、汚泥再生処理センターとして整備します。なお、周辺施設の余力を活用し、委託処理することも推進します。

(地域別の各ケースにおける施設規模の見通し)

- ・ 賀茂地域は、ケース 2 においては組合せごとに 13～21kL/日、ケース 3・ケース 4 においては 18 kL/日となる見込みです (表 4.30 参照)。
- ・ 東部地域は、ケース 2 においては組合せごとに 17～59kL/日、ケース 4 においては最大 33～104 kL/日となる見込みです (表 4.31 参照)。
- ・ 中部地域は、ケース 2 においては組合せごとに 58～127 kL/日、ケース 4 においては 284kL/日となる見込みです (表 4.32 参照)。
- ・ 西部地域は、ケース 2 においては 24～154 kL/日、ケース 4 においては 278kL/日となる見込みです (表 4.33 参照)。

表 4.30 その他の処理施設の規模 (賀茂地域)

項目	ケース				
	計画期間【R4～R13】		長期的な展望【R14～R34】		
	ケース 1	ケース 2	ケース 3	ケース 4	
広域処理体制 (市町数)	5 (6)	2 (6)	1 (6)		
その他の 施設	資源化施設規模 (t/日)	1.3～4.0	4.0～9.2	6.4	
	最終処分量 (t/年) (覆土量込)	195～953	953～1,736	1,330	
	し尿処理施設規模 (kL/日)	4～13	13～21	18	

注1) 最終処分量とし尿処理施設規模は、広域処理体制ごとの処分量・施設規模を示しているため、広域化が進むことにより、処分量・施設規模が大きくなっている。

表 4.31 その他の処理施設の規模 (東部地域)

項目	ケース				
	計画期間【R4～R13】		長期的な展望【R14～R34】		
	ケース 1	ケース 2	ケース 3	ケース 4	
広域処理体制 (市町数)	11 (14)	7 (14)	5 (14)	3 (14)	
その他の 施設	資源化施設規模 (t/日)	5.4～71.5	24.2～72.9	20.9～56.6	33.4～109.0
	最終処分量 (t/年) (覆土量込)	18～6,581	289～6,581	229～5,776	1,759～6,005
	し尿処理施設規模 (kL/日)	6～52	17～59	33～70	33～104

表 4.32 その他の処理施設の規模（中部地域）

項目		ケース			
		計画期間【R4～R13】		長期的な展望【R14～R34】	
		ケース1	ケース2	ケース3	ケース4
広域処理体制 (市町数)		5 (8)	4 (8)	3 (8)	1 (8)
その他の施設	資源化施設規模 (t/日)	16.3～157.5	28.5～157.5	46.1～124.9	228.0
	最終処分量 (t/年) (覆土量込)	183～8,857	791～8,857	1,698～7,021	12,897
	し尿処理施設規模 (kL/日)	32～127	58～127	86～101	284

表 4.33 その他の処理施設の規模（西部地域）

項目		ケース			
		計画期間【R4～R13】		長期的な展望【R14～R34】	
		ケース1	ケース2	ケース3	ケース4
広域処理体制 (市町数)		5 (7)	5 (7)	3 (7)	1 (7)
その他の施設	資源化施設規模 (t/日)	26.3～226.0	26.3～226.0	27.0～231.8	319.7
	最終処分量 (t/年) (覆土量込)	1,269～13,322	1,269～13,322	4,125～12,810	21,333
	し尿処理施設規模 (kL/日)	24～154	24～154	22～148	278

第5章 プラスチック資源循環促進法の施行に伴う影響

第1項 プラスチック資源循環促進法の概要

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題及び諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっています。我が国においては、プラスチックの資源循環を総合的に推進するため「プラスチック資源循環戦略」（令和元（2019）年5月）を策定し、令和3（2021）年6月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下、「プラスチック資源循環促進法」という。）」が公布され（令和3年法律第60号）、令和4（2022）年1月に施行令等が公布されました。

プラスチック資源循環促進法では、「製品の設計・製造段階」、「販売・提供段階」、「排出・回収・リサイクル段階」の各段階において、関係するあらゆる主体におけるプラスチック資源の循環等の取組を促進するための措置を講じることとされています。

市町は、指定法人に委託せずにプラスチック製容器包装のみならずそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物を分別収集し、再商品化を指定法人に委託することも可能であり、その場合は市町ごとに決定する分別基準に従い、分別収集を行う必要があります。

また、市町の廃棄物処理事業としては、「販売・提供段階」の施策によるごみ組成の変化や、プラスチックごみの発生量の減少や代替材料（紙製容器包装等）の増加が想定されるほか、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集に取り組む場合、収集運搬品目や再資源化施設の変更が必要となる可能性があります（表 5.1 参照）。

表 5.1 プラスチック資源循環促進法の概要

ライフステージ	概要	主要な施策案
設計・製造	プラ製品の環境配慮設計	<ul style="list-style-type: none"> 製造事業者等向けのプラスチック使用製品設計指針（環境配慮設計指針）の策定 国等が認定製品の率先調達やリサイクル設備を支援することで、認定製品の利用を促進
販売・提供	小売・サービス事業者などによる使い捨てプラの使用を合理化	<ul style="list-style-type: none"> 小売店でのスプーン、フォークなどの無償提供の合理化の推進 消費者のライフスタイル変革の促進
排出・回収・リサイクル	あらゆるプラスチックの効率的な回収・リサイクルの促進	<ul style="list-style-type: none"> 市町村が行うプラスチック資源の分別収集・リサイクルについて、容器包装プラスチックリサイクルの仕組みを活用する等 使用済プラスチックについて、製造事業者等の計画を国が認定することで廃棄物処理法上の許可を不要とする特例措置 産業廃棄物等のプラスチックについて、排出抑制や分別・リサイクルの徹底等の取組を排出事業者に求める措置を講じるとともに、排出事業者等の計画を国が認定することで廃棄物処理法上の許可を不要とする特例措置

第2項 プラスチックごみ処理事業への影響

資源化の対象は、あらゆる使用済みプラスチック類とされています。よって、全てのプラスチックを資源物として回収する場合、表 5.2 に示すとおり、現状のプラスチックごみの分別・資源化状況によっては、収集運搬体制、分別保管のためのリサイクル施設の整備、ストックヤードの整備及び焼却対象ごみの減少などの変化が想定されることから、これらを踏まえた検討が必要となります。

表 5.2 資源化対象となるプラスチックの例

品 目		資源化の対象となり得るプラスチック	自治体の例	
			A市	B市
家庭ごみ	可燃ごみ	プラスチック製容器包装 その他のプラスチック	○	— (汚れたもののみ)
		プラスチック製品	○	—
		プラスチックごみの割合	約 20%	約 15%
	不燃ごみ	プラスチック製品	—	○
	資源ごみ	プラスチック製容器包装 その他のプラスチック	—	○
		ペットボトル	—	○
全てのプラスチックを資源物として回収する場合の主な検討事項		A市・B市別の事項	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみの減少に伴う焼却量及びごみ質の調整 ・資源ごみの発生に伴う資源化施設の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・不燃ごみの減少 ・資源ごみの増加
		共通する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・分別品目、収集運搬計画の再検討 ・資源ごみの保管スペースの確保 ・再資源化方法の検討 	

注1) ○は、プラスチックが含まれている分別品目

第3項 プラスチックのリサイクル手法

リサイクル手法は、大きく表 5.3 に示す 3 種類に大別されます。様々な素材が排出される一般廃棄物のリサイクルとしては、サーマルリサイクルが一般的ですが、地域の循環資源ととらえ、民間事業者との連携も視野に効率的なリサイクル手法の検討を進める必要があります。

表 5.3 プラスチック類のリサイクル手法

分類	主要な方法	主要な方法
マテリアルリサイクル (MR)	破砕や溶解等のあと同様な原料として再生利用すること。 様々な種類が混合された廃プラスチックには不適	ペレット減量化
ケミカルリサイクル (CR)	プラスチック類を化学的に分解することで製品原料として再利用すること。手法によっては様々な種類が混合された廃プラスチックでもリサイクル可能	ガス化、高炉還元、油化
サーマルリサイクル (TR)	廃プラスチック類を主燃料や助燃材として再利用すること。	RDF, RPF

第6章 広域化等の推進のための取組

第1項 市町が取り組むべき事項

広域化等により新たな処理施設による広域処理を行うためには、処理方式や分別ルールの一統のほかに、地域住民や事業者との合意形成も必要となり、多くの時間を要します。

よって、市町は、本マスタープランに基づき、関係市町による連携会議を開催するなどにより、情報の共有や調整を行うとともに、広域化等の実現可能性の調査や参画市町の決定を経て、広域化等に係る方式（組織、処理施設、処理フロー）を決定します。

その後、広域処理施設の整備に向け、候補地選定や分別区分の決定等を経て、施設整備の基本計画等により施設整備を推進します（図 6.1 参照）。

以上より、広域化ブロック区割り内の連携・協力体制により、ごみ処理量の減少への対応、老朽化するごみ焼却施設の更新等、持続可能な適正処理の確保に係る課題に対し、積極的に検討・対応を行います。災害対策等の強化は、保守点検や緊急時等におけるごみ処理の相互支援について、検討・対応を行います。

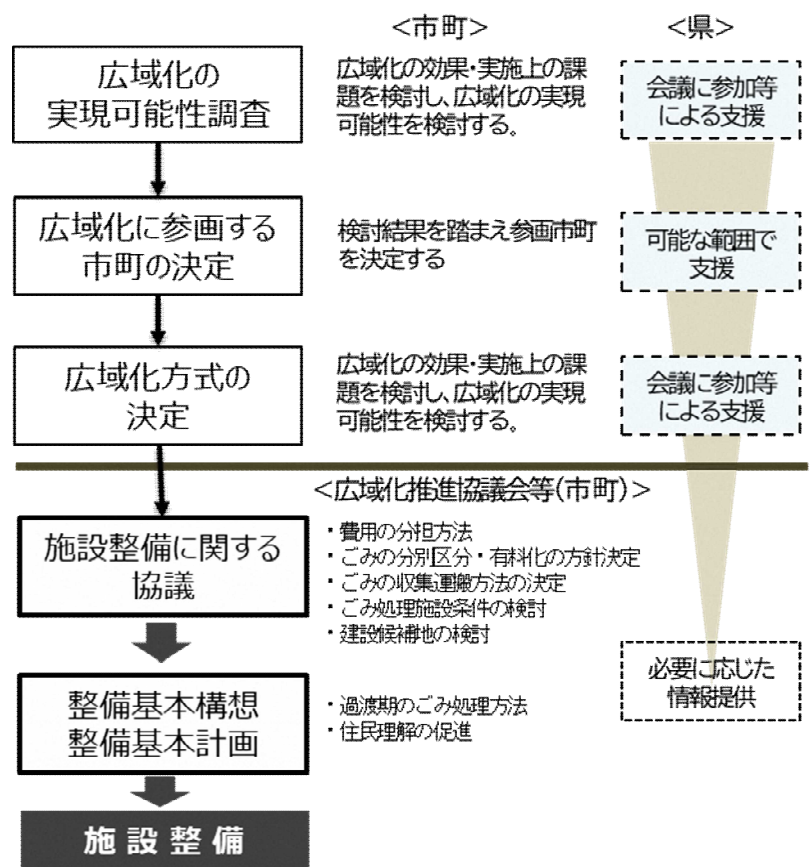


図 6.1 広域化推進フロー

第2項 静岡県が取り組むべき事項

(1) 市町等への情報提供・助言・調整等

地域の状況に適したごみ処理施設の整備を支援するため、ごみ処理技術の最新動向や地域循環共生圏の核となりうる施設整備など、国の循環型社会形成交付金等や先進事例の情報提供を行います。

広域的な処理施設の整備が適切かつ効率的に行われるよう、近隣市町等のごみ処理の状況及び処理施設の整備予定の把握に努め、必要に応じて情報交換を行います。さらに、広域化等に向けて具体的な検討及び協議が円滑に行われるよう、必要に応じて、助言や市町等間の調整を行います。

(2) 県民・事業者への意識啓発

ごみの減量・リサイクル対策を進めるため、自主的な活動を行う人材の育成や、これらの情報を県民・事業者へ提供することで意識の啓発を図ります。さらに、誰もが参加できるような環境を整えることで、廃棄物処理に係る人材の確保や技術の継承に努めます。

(3) 計画の進行管理

本マスタープランに基づき、広域化ブロック区割りごとの施設整備の進捗状況及び過渡期の対応等を把握し、進捗を把握することで、各市町の広域化等に係る計画の方向性との整合性を検証します。本マスタープランの方向性は、国の循環型社会形成推進交付金等の制度の見直し、脱プラスチック及び食品ロス削減の動きなど、社会的状況の変化を踏まえ見直しを検討します。し尿処理施設については下水道関係部局と連携し広域化等を検討します。

静岡県一般廃棄物処理広域化マスタープラン

令和4年3月発行

静岡県くらし・環境部 環境局
廃棄物リサイクル課